

(案)

第4次阿賀野市障がい者計画
第6期阿賀野市障がい福祉計画
第2期阿賀野市障がい児福祉計画

(令和3(2021)年度から令和5(2023)年度)

令和3年1月
阿賀野市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
(1) 国の動向	1
(2) 阿賀野市における経過	1
2 計画の位置づけ	2
3 策定にあたって	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
第2章 障がい者の現状	6
1 総人口の推移	6
2 障がい者の状況	7
(1) 身体障がい者の状況	8
(2) 知的障がい者の状況	10
(3) 精神障がい者及び自立支援医療受給者の状況	12
(4) 難病医療費等助成受給者数の状況	13
(5) 特別支援学級等の在籍児童・生徒数	14
3 アンケート調査の概要	14
4 障がい者団体及び障害福祉サービス事業所の意見交換	27
第3章 計画の基本的な方向性	31
1 計画の基本理念	31
2 計画の基本目標	31
3 計画の基本方針	32
4 計画の体系	34
5 サービスの体系	35
6 第3次計画の現状と課題	36
(1) 情報提供の促進	36
(2) 相談支援体制の整備	37
(3) 地域生活の支援	39
(4) 就労支援と雇用促進	41
(5) 社会参加の促進	42
(6) 安全・安心な環境づくり	43

第4章 施策の展開	44
1 情報提供の促進	44
2 市民参加の促進	45
3 相談支援体制の整備	46
4 保健・医療等の推進	48
5 障がいのある子どもへの支援	50
6 地域生活の支援	51
7 就労支援と雇用促進	53
8 社会参加の促進	55
9 安全・安心な環境づくり	56
第5章 第6期障がい福祉計画	58
1 第5期計画の目標の達成状況	58
(1)施設入所者の地域生活への移行について	58
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	58
(3)地域生活支援拠点の整備について	59
(4)福祉施設から一般就労への移行等について	59
2 第6期計画の成果目標	62
(1)施設入所者の地域生活への移行について	62
(2)地域生活支援拠点等の整備について	63
(3)福祉施設から一般就労への移行等について	63
(4)相談支援体制の充実・強化等	66
(5)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	66
3 障害福祉サービス等の実績と見込量	67
(1)訪問系サービス	67
(2)日中活動系サービス	72
(3)居住系サービス	83
(4)相談支援	85
(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	87
(6)発達障がい者等に対する支援	89
(7)相談支援体制の充実・強化等	90
(8)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	91
(9)障害福祉サービス等見込量確保のための方策	92
4 地域生活支援事業の実績と見込量	93
(1)地域生活支援事業の見込量	93
(2)各事業の見込量確保のための方策	106

第6章 第2期障がい児福祉計画	107
1 第1期計画の目標の達成状況	107
(1) 障がい児支援の提供体制	107
(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	107
2 第2期計画の成果目標	108
(1) 障がい児支援の提供体制	108
(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	109
3 障害児通所支援等(児童福祉法)の見込量	110
(1) 障害児通所支援等の見込量	110
(2) 障害児通所支援等の見込量確保のための方策	115
第7章 計画実現のために	116
1 圏域を基本とする提供基盤の整備及び広域的連携	116
2 計画の評価体制	116
資料編	
1 阿賀野市障害者自立支援協議会委員名簿	
2 阿賀野市障害者自立支援協議会開催経過	
3 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所一覧表	
4 阿賀野市「障がい」ひらがな表記取扱指針	

●障害の「害」の表記について●

阿賀野市においては、平成26年3月の第2次阿賀野市障がい者計画策定を機に、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや、当事者の方への配慮から、平成26年4月阿賀野市「障がい」ひらがな表記取扱指針を策定し、原則的にひらがなで表記することとしました。ただし、法律名や固有名詞、専門用語などは、漢字で表記しています。

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

平成23年に障害者基本法が改正され、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、一人ひとりを大切にする社会（共生社会）をつくることを目指すことが掲げられました。平成24年には、児童福祉法が改正され、障がい児及びその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるようにするため、障がい種別に分かれていた障がい児施設が、通所による支援と入所による支援のそれぞれに体系化されました。その他にも、平成24年の「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成25年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」の改正などが行われました。また、障害者自立支援法を障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行され、対象者に難病の人が追加され、重度訪問介護の対象者拡大など、障がい者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備などについて制定されました。

その後、平成28年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図る障害者総合支援法が改正されました。さらに発達障害者支援法の一部が改正され、支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がいの特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がい者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。このように、障がい者を取り巻く環境が大きく変化する中、本市の障がい者の状況や抱える課題を的確に捉え、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う安全で安心なまちの実現を目指し、計画を策定するものです。

(2) 阿賀野市における経過

阿賀野市では市民を主体とした創造的な都市づくりを推進し、すべての市民が障がいのあるなしや性別、年齢、地域などにかかわらず自立し、社会に参加し、ともに生き、自己実現のできる「人・まち・自然が輝く 幸福祉都市 阿賀野」を目指し、平成19年3月に「阿賀野市障害者計画及び阿賀野市障害福祉計画」を策定しました。平成29年9月には、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解や普及を進めるため、阿賀野市手話言語条例を制定し、安心して暮らすことができるよう取り組みを進めています。その後も、新たなニーズに対応した施策を計画的に実行していくために見直しを行い、平成30年3月には「第3次阿賀野市障がい者計画」、「第5期阿賀野市障がい福祉計画」、「第1期阿賀野市障がい児福祉計画」を策定しました。

近年行われた障がい者制度改革とこれまでの計画の進捗状況を踏まえ、障がい者がその障がいの特性及び環境に応じて、地域で自立し安心して社会参加できるよう、障がいのある人への支援対策を総合的に推進するため、「第4次阿賀野市障がい者計画・第6期阿賀野市障がい福祉計画・第2期阿賀野市障がい児福祉計画」として一体化して策定しました。

2 計画の位置づけ

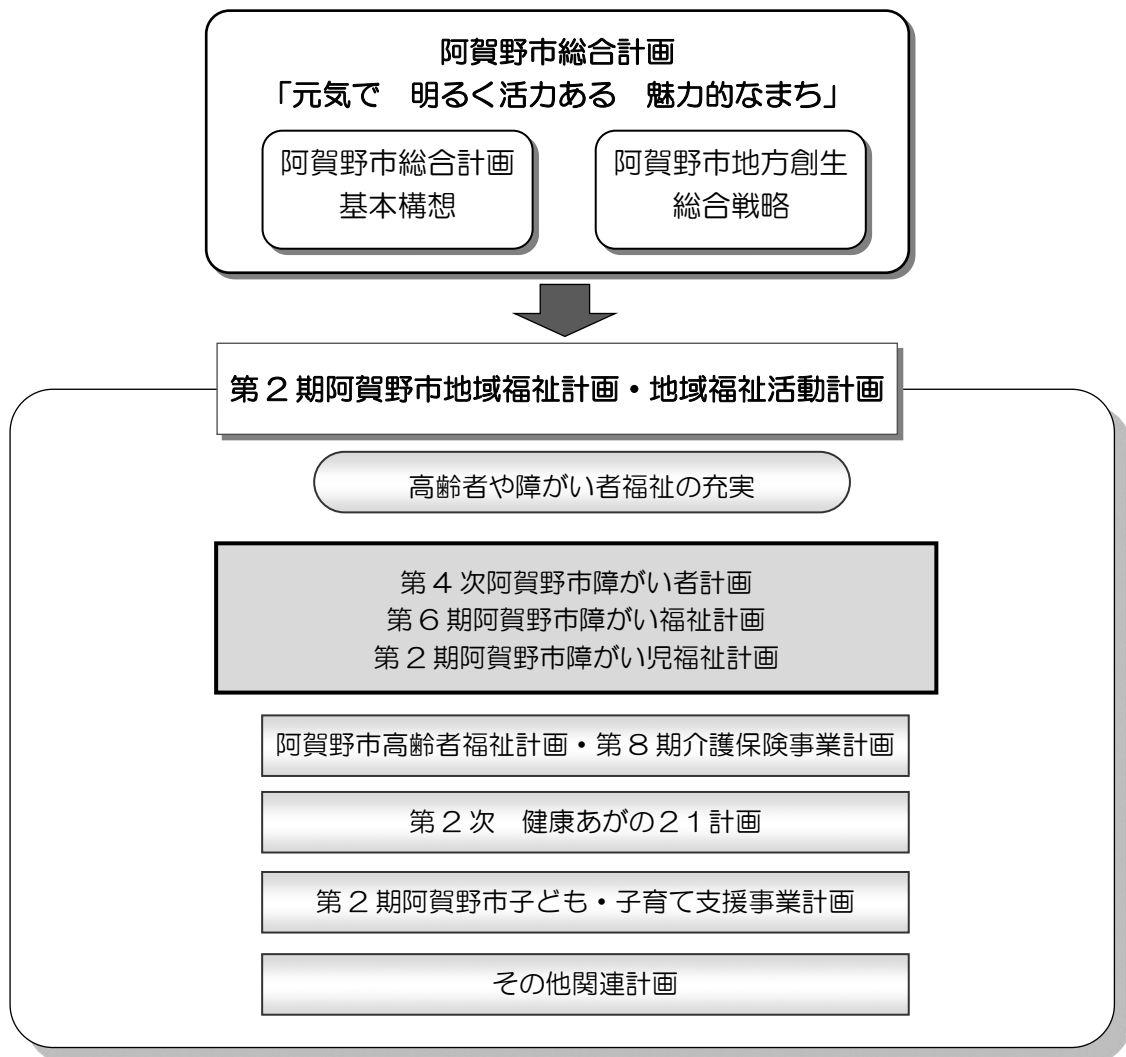
本計画は、「障害者基本法第11条第3項」に基づき障がい者施策の基本方向を総合的・体系的に定める「障がい者計画」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項」に基づき障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障がい福祉計画」として位置付けられます。

また、改正された「児童福祉法第33条の20」により、市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされています。障がい児福祉計画は「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっており、阿賀野市でも「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものとします。

また、本計画は「阿賀野市総合計画」で掲げる政策推進、行政改革（行政経営）、健全財政の3側面を包含した計画の7つの政策のうち、「高齢者や障がい者福祉の充実」のひとつとしてすべての市民が住み慣れた地域で元気に過ごせるため、保健福祉分野における阿賀野市地域福祉計画・地域福祉活動計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、並びに関連計画との調和を図り策定したものです。

区分	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
所管省庁	内閣府	厚生労働省	
計画の趣旨	市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標

■ 主な関連計画との位置づけ



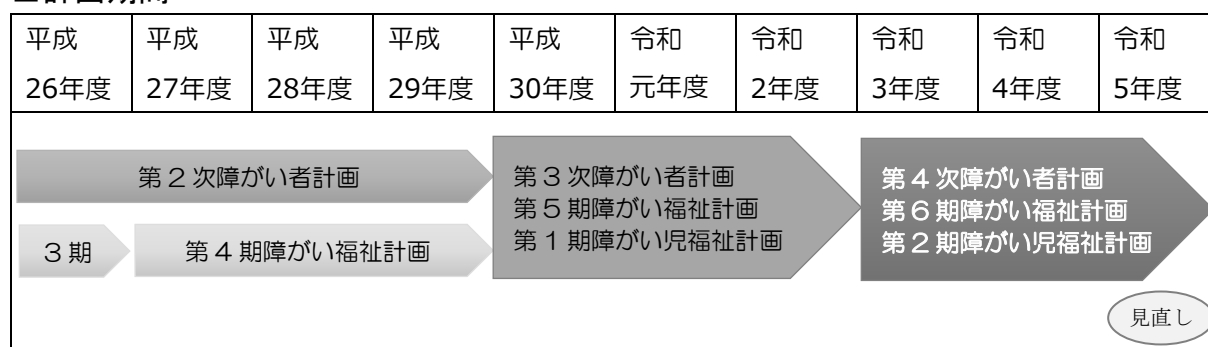
3 策定にあたって

阿賀野市障がい福祉計画の策定にあたり、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で生活するために、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした障害者総合支援法の理念を踏まえつつ、第3次阿賀野市障がい者計画の基本理念でもある「一人ひとりが生き生きと安心して、ともに支えあい笑顔で暮らせる地域社会を実現する」ためにも、第5期阿賀野市障がい福祉計画及び第1期阿賀野市障がい児福祉計画の進捗状況を踏まえ、実現可能なものを計画的に進めることとします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3カ年とし、次期計画については、国の動向等に合わせ、令和5年度において必要な見直しを行っていくものとします。

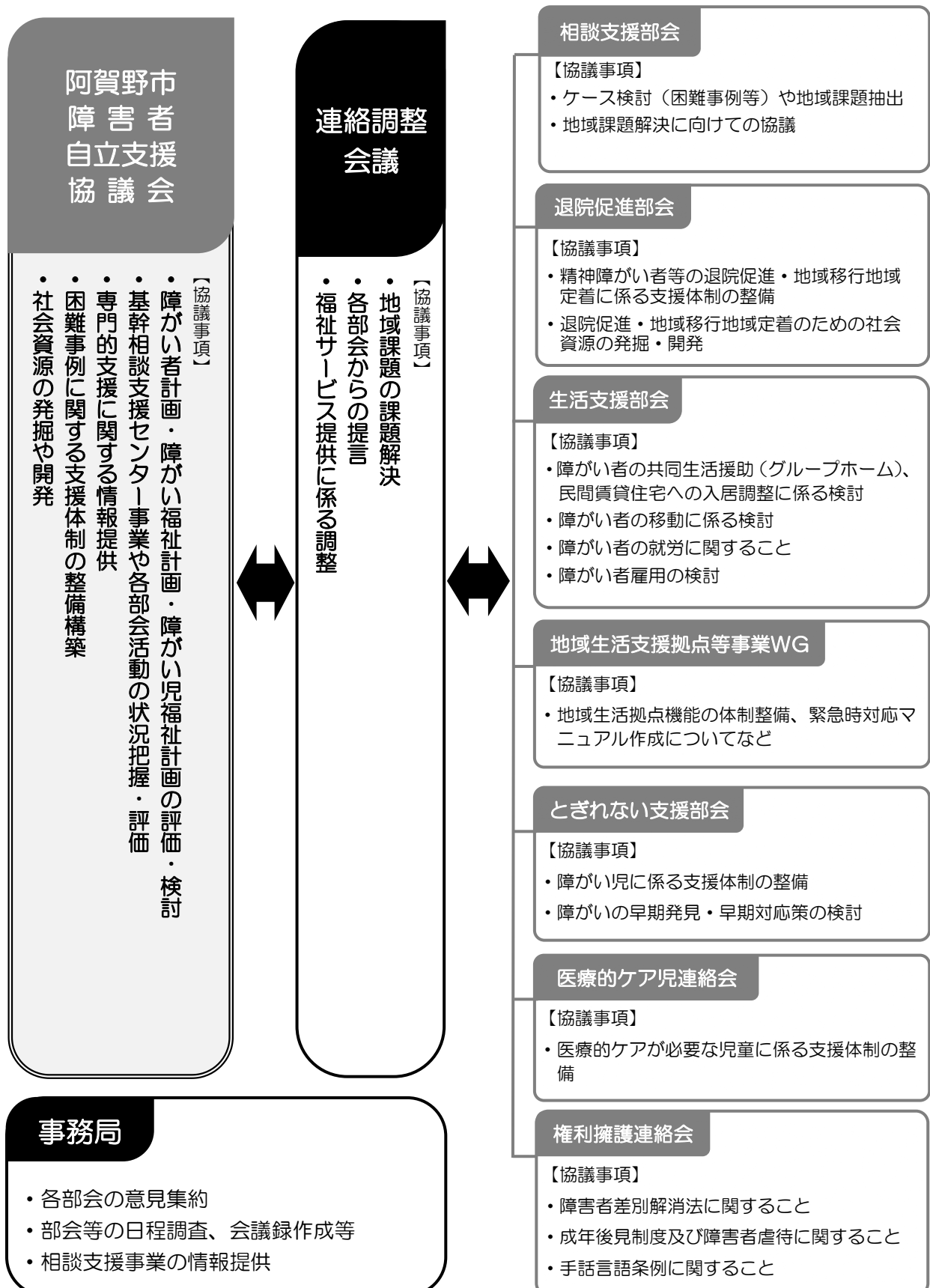
■計画期間



5 計画の策定体制

本計画の策定において、令和2年9月に障がい者等を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。また、障がい者団体及び市内のサービス事業所の意見交換、学識経験者及び関係機関等により構成される「阿賀野市障害者自立支援協議会」において計画案等の検討を行いました。さらに、市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施しました。

阿賀野市障害者自立支援協議会体制図



第2章 障がい者の現状

1 総人口の推移

総人口は、平成28年度から減少傾向となり、令和2年は10月1日現在で41,451人となっています。また、年少人口、生産年齢人口も減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっています。令和2年度には13,976人で高齢化率は33.7%となっています。

◆阿賀野市の総人口の推移

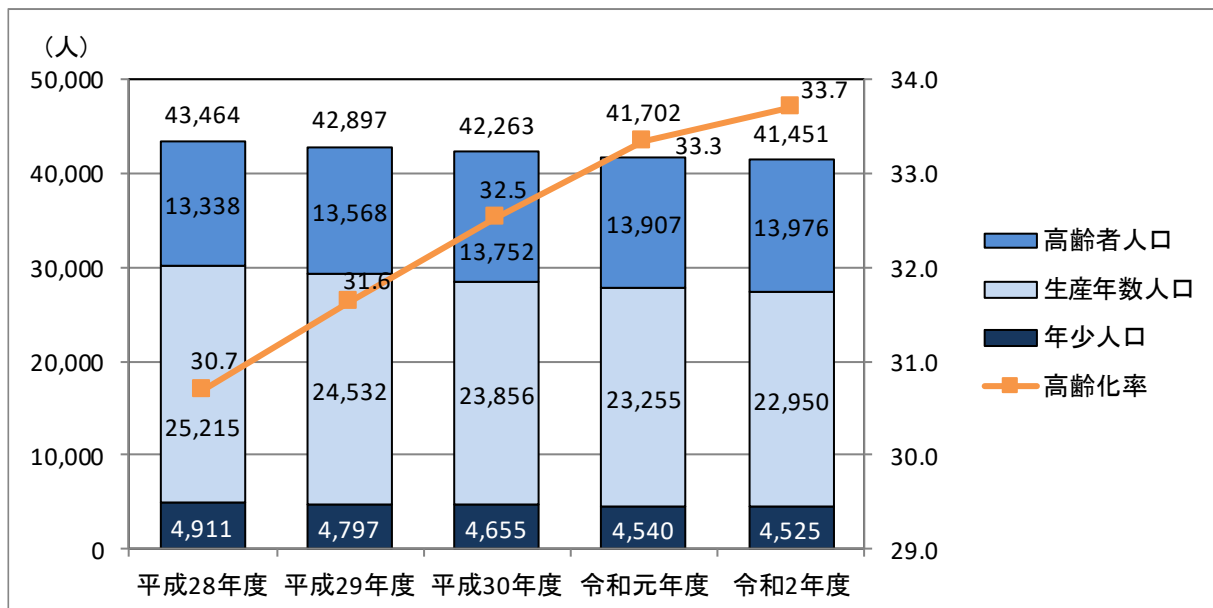
(単位：人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総人口	43,464	42,897	42,263	41,702	41,451
年少人口	4,911	4,797	4,655	4,540	4,525
生産年齢人口	25,215	24,532	23,856	23,255	22,950
高齢者人口	13,338	13,568	13,752	13,907	13,976
高齢化率	30.7%	31.6%	32.5%	33.3%	33.7%

(令和2年度は10月1日現在)

※基礎データ：住民基本台帳より

◆阿賀野市の総人口の推移



2 障がい者の状況

阿賀野市の障がい者数は、平成28年度から概ね2,400人程度で推移しており、令和2年の総人口に占める割合は5.8%となっています。

◆障がい者数の推移と構成比

(単位：人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
身体障がい者	1,832 (76.5%)	1,829 (75.8%)	1,778 (74.1%)	1,749 (73.3%)	1,729 (72.5%)
知的障がい者	268 (11.2%)	270 (11.2%)	282 (11.8%)	291 (12.2%)	295 (12.4%)
精神障がい者	296 (12.4%)	313 (13.0%)	339 (14.1%)	345 (14.5%)	362 (15.2%)
計	2,396	2,412	2,399	2,385	2,386
総人口	43,464	42,897	42,263	41,702	41,451
総人口比率	5.5%	5.6%	5.7%	5.7%	5.8%

(令和2年度は10月1日現在)

身体障がい者と知的障がい者と精神障がい者を合わせて年齢別にみると、18歳～64歳は増加傾向となっています。

◆年齢別障がい者数の推移

(単位：人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
18 歳未満	78 (3.3%)	48 (2.0%)	57 (2.4%)	66 (2.8%)	63 (2.6%)
18 歳～64 歳	891 (37.2%)	836 (34.7%)	894 (37.3%)	923 (38.7%)	930 (39.0%)
65 歳以上	1,427 (59.6%)	1,528 (63.3%)	1,448 (60.4%)	1,396 (58.5%)	1,393 (58.4%)
計	2,396	2,412	2,399	2,385	2,386

(令和2年度は10月1日現在)

(1) 身体障がい者の状況

① 障がいの程度別の状況

身体障がい者の等級別の状況は、令和2年度は3・4級が最も多く823人で全体の47.6%、次いで1・2級が743人で43.0%となっています。

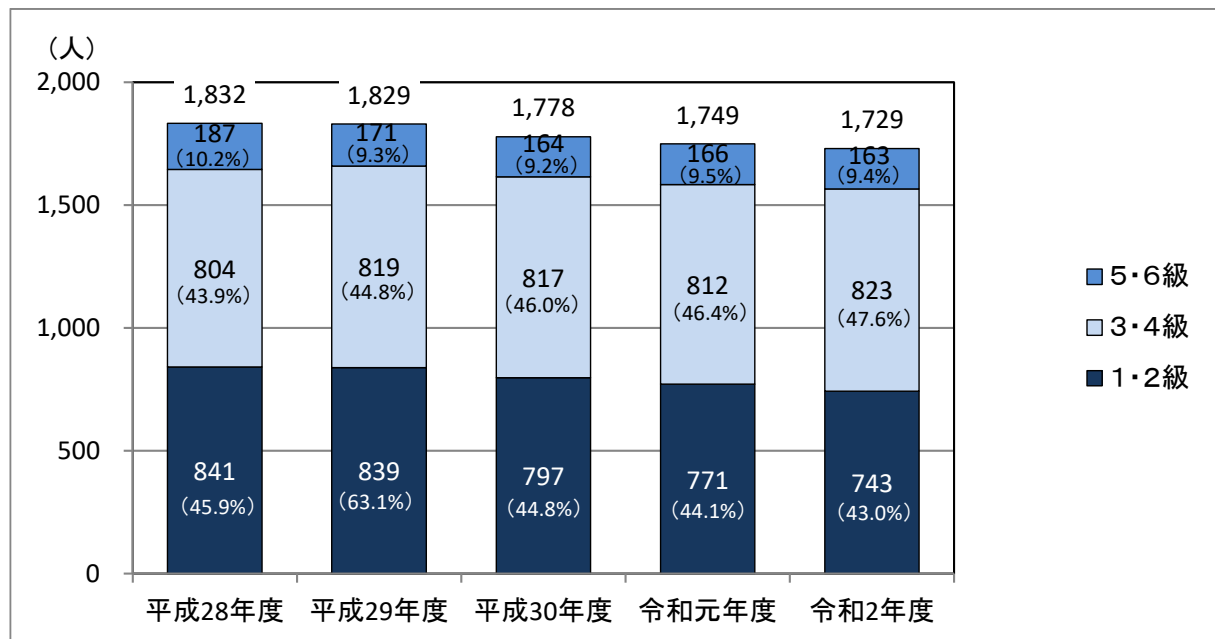
◆等級別身体障がい者数の推移

(単位：人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1・2 級	841 (45.9%)	839 (63.1%)	797 (44.8%)	771 (44.1%)	743 (43.0%)
3・4 級	804 (43.9%)	819 (44.8%)	817 (46.0%)	812 (46.4%)	823 (47.6%)
5・6 級	187 (10.2%)	171 (9.3%)	164 (9.2%)	166 (9.5%)	163 (9.4%)
計	1,832	1,829	1,778	1,749	1,729

(令和2年度は10月1日現在)

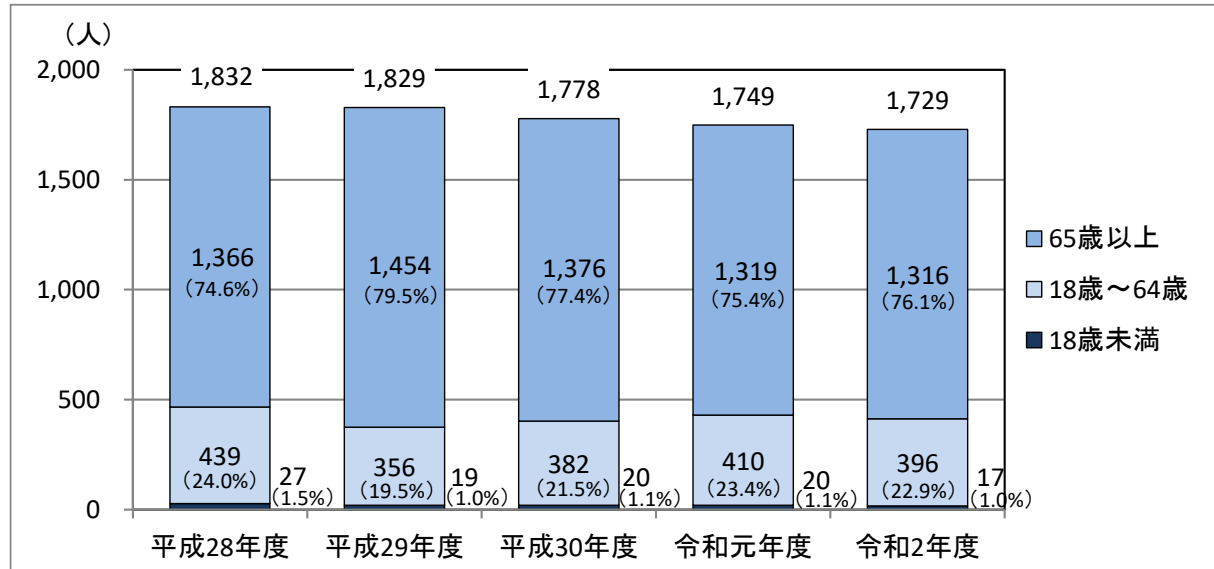
◆等級別身体障がい者数の推移



② 年齢区分別の状況

身体障がい者の年齢区分別の状況は、令和2年度は全体の76.1%を65歳以上の人が占めています。

◆年齢区分別身体障がい者数の推移



③ 障がい種別の状況

身体障がい者の障がい種別の状況は、肢体不自由障害が最も多く、令和2年度は921人で全体の53.3%となっています。

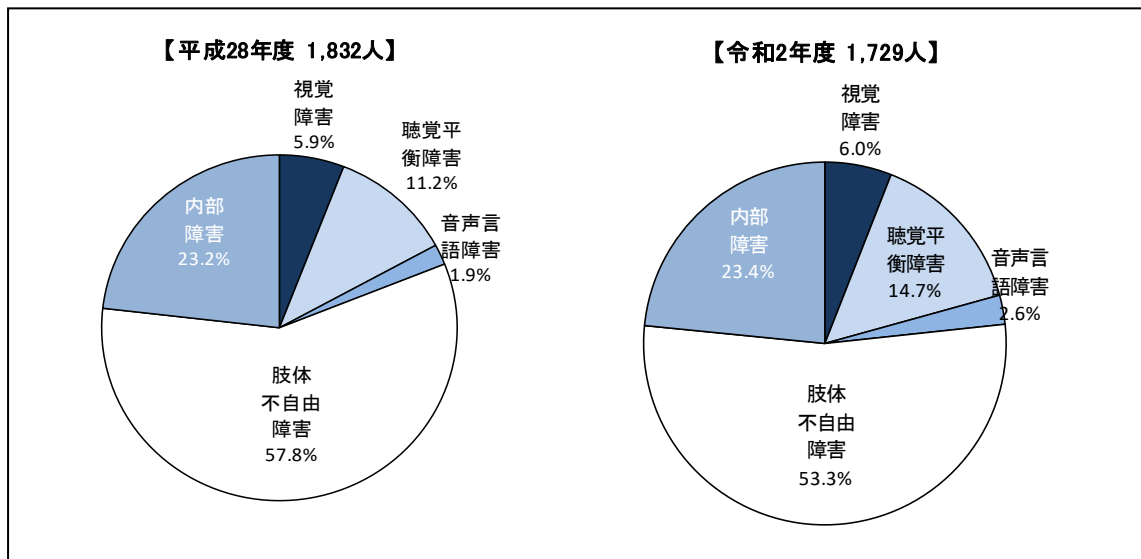
◆障がい種別身体障がい者数の推移

(単位: 人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
視覚障害	108	109	109	103	103
聴覚平衡障害	205	230	230	237	255
音声言語障害	35	46	52	49	45
肢体不自由障害	1,059	1,036	986	970	921
内部障害	425	408	401	390	405
計	1,832	1,829	1,778	1,749	1,729

(令和2年度は10月1日現在)

◆障がい種別身体障がい者数の比較



(2) 知的障がい者の状況

① 障がいの程度別の状況

知的障がい者数は、平成28年度から年々増加傾向にあり、障がいの程度でみると令和2年度は全体の73.2%をB判定が占めています。

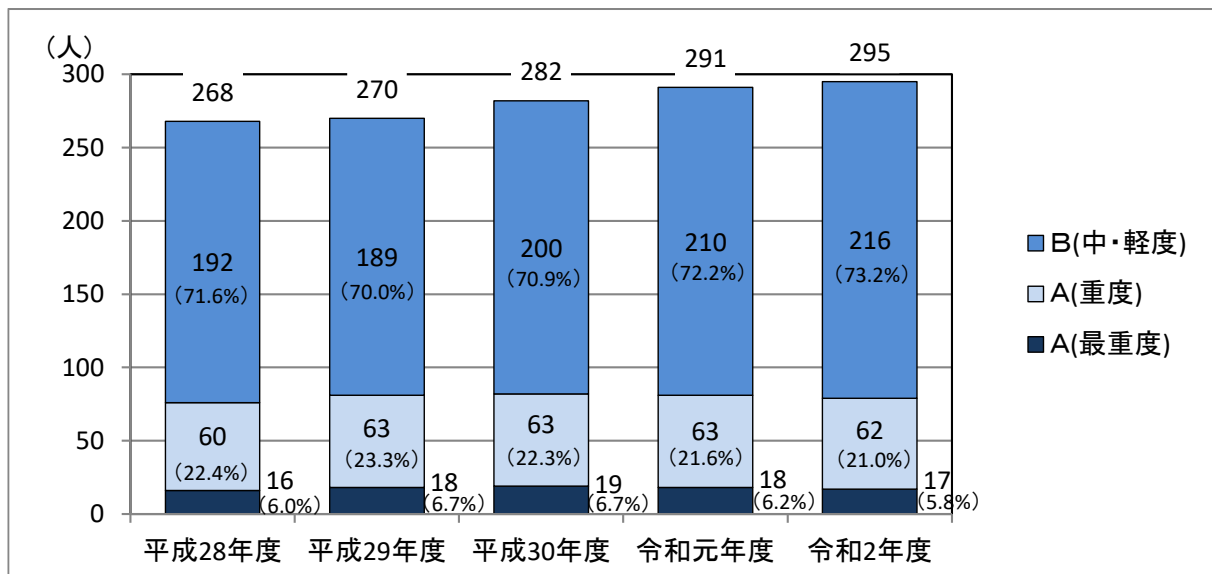
◆障がいの程度別知的障がい者数の推移

(単位：人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
A(最重度)	16 (6.0%)	18 (6.7%)	19 (6.7%)	18 (6.2%)	17 (5.8%)
A(重度)	60 (22.4%)	63 (23.3%)	63 (22.3%)	63 (21.6%)	62 (21.0%)
B(中・軽度)	192 (71.6%)	189 (70.0%)	200 (70.9%)	210 (72.2%)	216 (73.2%)
計	268	270	282	291	295

(令和2年度は10月1日現在)

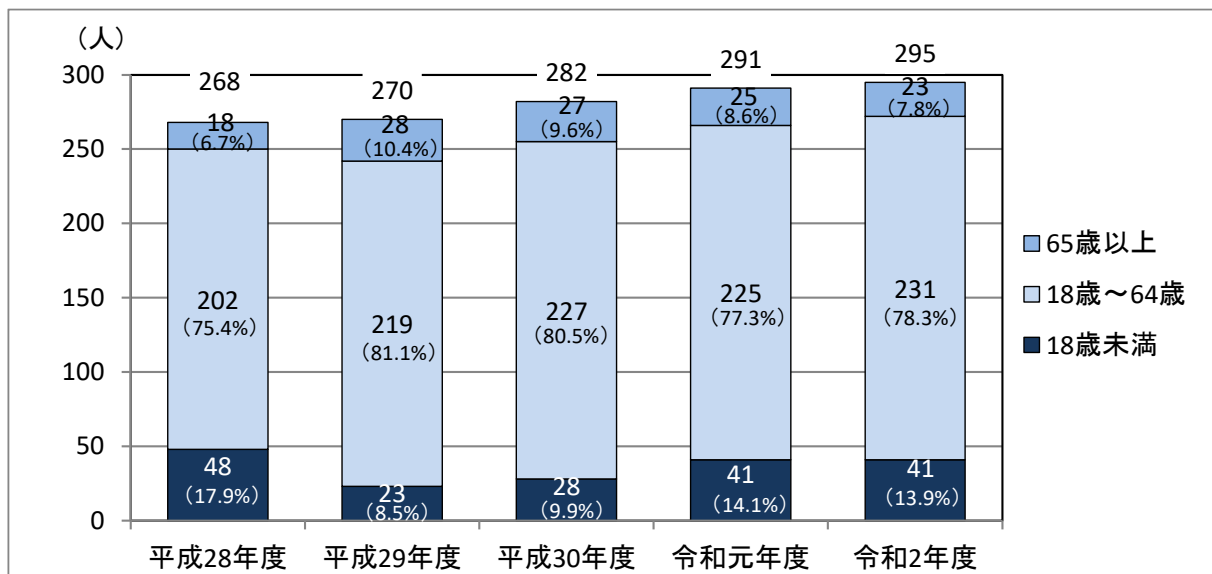
◆障がいの程度別知的障がい者数の推移



② 年齢区分別の状況

知的障がい者の年齢区分別の状況は、令和2年度は全体の78.3%を18歳～64歳の人占めています。

◆年齢区分別知的障がい者数の推移



(令和2年度は10月1日現在)

(3) 精神障がい者及び自立支援医療受給者の状況

① 障がいの程度別の状況

精神障がい者数は、平成28年度から年々増加傾向にあり、令和2年度は362人となっています。また、2級が83.1%となっています。

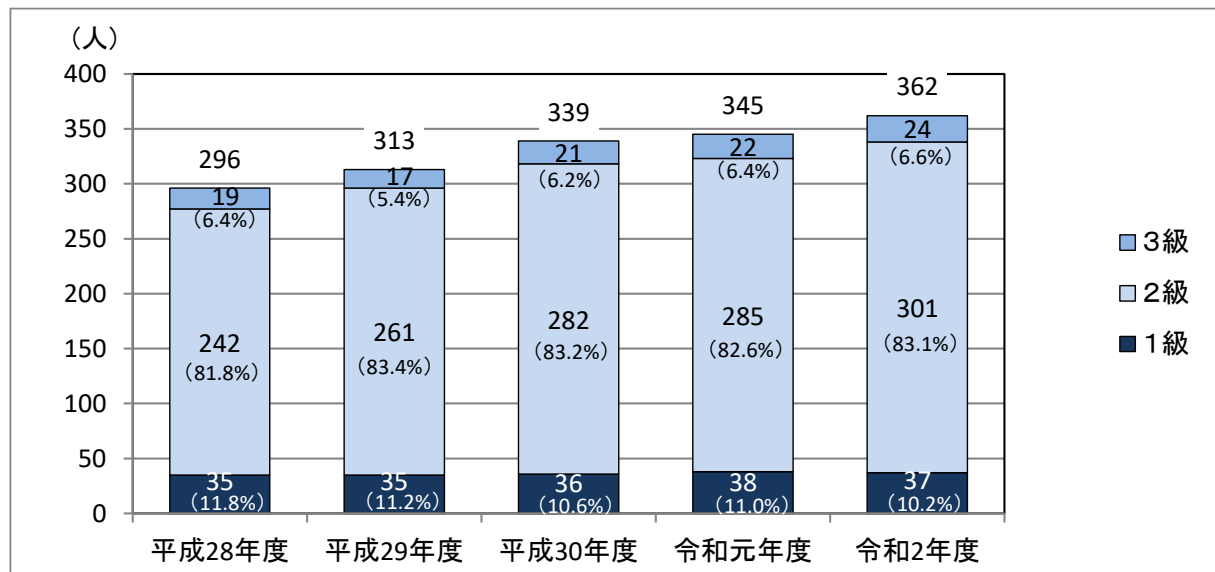
◆等級別精神障がい者数の推移

(単位：人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 級	35 (11.8%)	35 (11.2%)	36 (10.6%)	38 (11.0%)	37 (10.2%)
2 級	242 (81.8%)	261 (83.4%)	282 (83.2%)	285 (82.6%)	301 (83.1%)
3 級	19 (6.4%)	17 (5.4%)	21 (6.2%)	22 (6.4%)	24 (6.6%)
計	296	313	339	345	362

(令和2年度は10月1日現在)

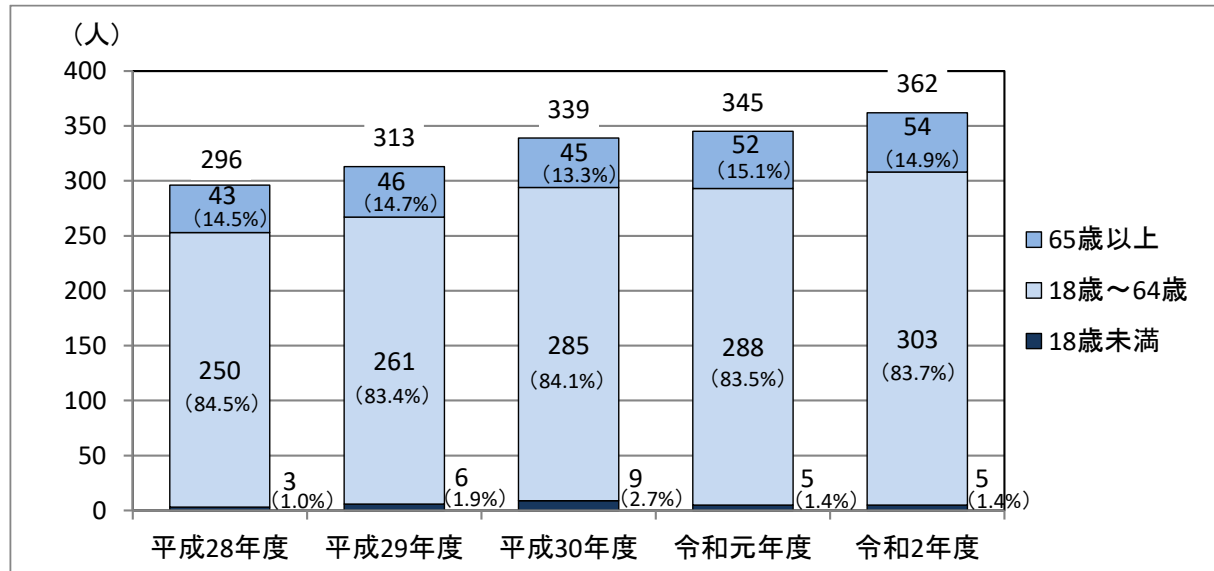
◆等級別精神障がい者数の推移



② 年齢区分別の状況

精神障がい者の年齢区分別の状況は、令和2年度は全体の83.7%を18歳～64歳の人が占めています。

◆年齢区分別精神障がい者数の推移



(令和2年度は10月1日現在)

③ 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

精神科等に通院される人が増え、自立支援医療（精神通院医療）受給者は、年々増加傾向となっています。

◆自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

(単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給者数	553	611	631	658	696

(令和2年度は10月1日現在)

(4) 難病医療費等助成受給者数の状況

平成25年4月より難病の人が障害者総合支援法の対象者に含まれることになり、令和元年7月から361疾病が対象となっています。

◆難病医療費等助成受給者数の推移

(単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給者数	373	411	367	333	318

(令和2年度は7月1日現在)

(5) 特別支援学級等の在籍児童・生徒数

令和2年4月1日現在、本市在住の特別支援学級、特別支援学校の就学状況です。

◆特別支援学級等の在籍児童・生徒数

(単位：人)

区分	小学校（小学部）	中学校（中学部）	高等部等
特別支援学級	130	40	—
特別支援学校	15	17	28

(平成2年4月1日現在)

3 アンケート調査の概要

(1) 調査目的

「第4次阿賀野市障がい者計画・第6期阿賀野市障がい福祉計画・第2期阿賀野市障がい児福祉計画」を策定するため、本市における障害福祉サービスの利用状況等を把握し、計画の基礎資料としてアンケート調査を実施しました。

(2) 調査内容

- 調 査 月：令和2年9月
- 調査基準日：令和2年7月1日
- 調査対象者：（1）身体障害者手帳所持者
（2）療育手帳所持者
（3）精神障害者保健福祉手帳所持者
（4）自立支援医療（精神通院）受給者
（5）難病（（1）～（3）の手帳所持者）
- 回 収 方 法：郵送による配布・回収

(3) 回収結果**◆配布対象者数**

(単位：人)

区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	自立支援医療受給者	合計
18歳未満	17 (25.0%)	45 (66.2%)	5 (7.4%)	1 (1.5%)	68 (100.0%)
18～39歳	66 (15.7%)	132 (31.4%)	107 (25.5%)	115 (27.4%)	420 (100.0%)
40～64歳	323 (44.1%)	95 (13.0%)	161 (22.0%)	154 (21.0%)	733 (100.0%)
65～74歳	436 (82.3%)	15 (2.8%)	37 (7.0%)	42 (7.9%)	530 (100.0%)
75歳以上	834 (96.0%)	6 (0.7%)	14 (1.6%)	15 (1.7%)	869 (100.0%)
合計	1,676 (64.0%)	293 (11.2%)	324 (12.4%)	327 (12.5%)	2,620 (100.0%)

※端数処理の関係で数値の合計が100%にならないところがあります。

◆有効回答数

調査対象者数	2,620人
回収数	1,371件
回収率	52.3%
有効回答数	1,366件

◆有効回答数（内訳）

(単位：人)

区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	自立支援医療 受給者	無回答	合計
18歳未満	5 (16.7%)	24 (80.0%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30 (100.0%)
18～39歳	31 (17.1%)	63 (34.8%)	45 (24.9%)	38 (21.0%)	4 (2.2%)	181 (100.0%)
40～64歳	175 (48.9%)	43 (12.0%)	84 (23.5%)	51 (14.2%)	5 (1.4%)	358 (100.0%)
65～74歳	268 (81.5%)	12 (3.6%)	17 (5.2%)	25 (7.6%)	7 (2.1%)	329 (100.0%)
75歳以上	449 (89.6%)	9 (1.8%)	8 (1.6%)	19 (3.8%)	16 (3.2%)	501 (100.0%)
無回答	6 (35.3%)	4 (23.5%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)	4 (23.5%)	17 (100.0%)
合計	934 (66.0%)	155 (10.9%)	156 (11.0%)	135 (9.5%)	36 (2.5%)	1,416 (100.0%)

※重複者 50 名含む

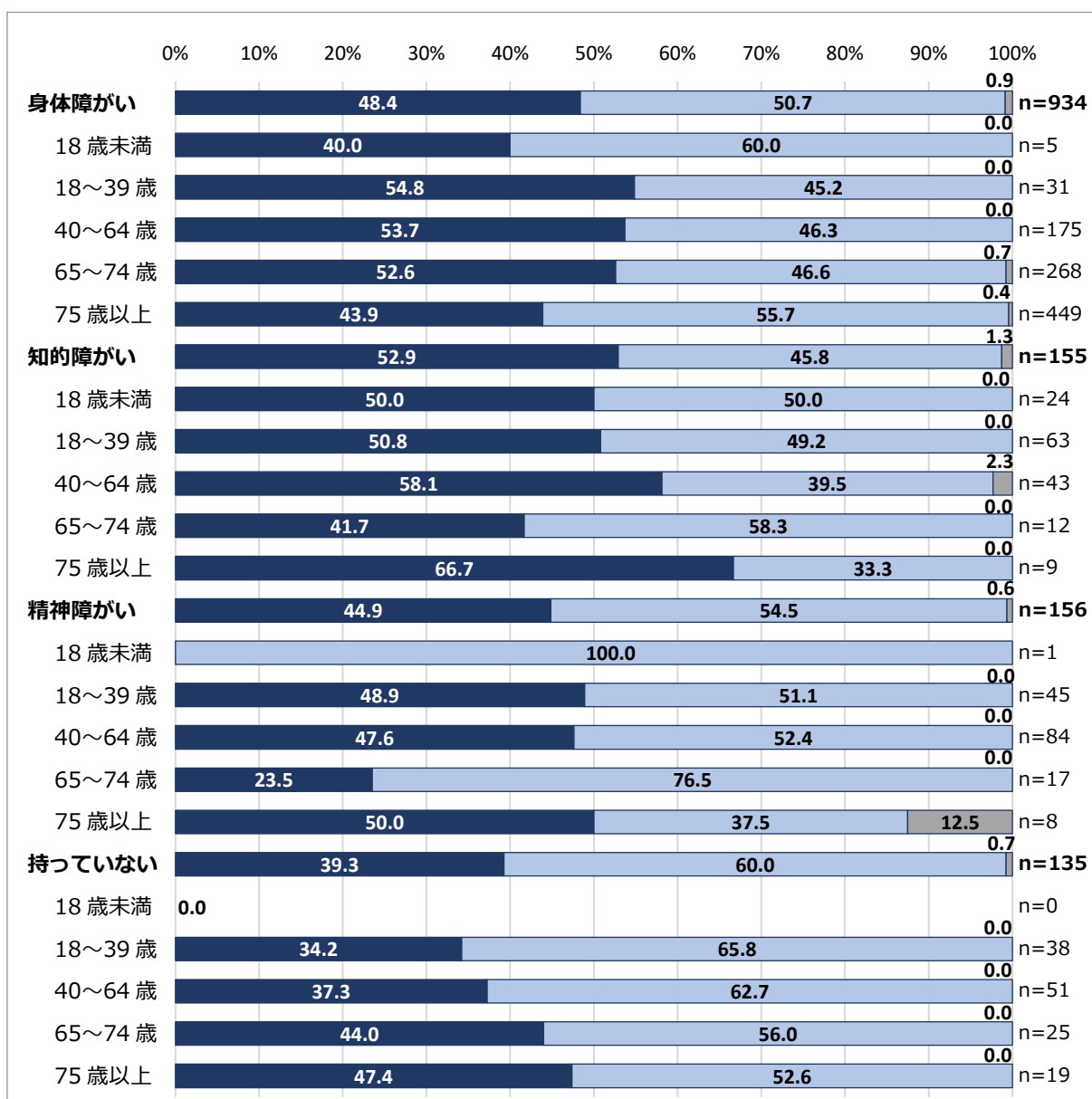
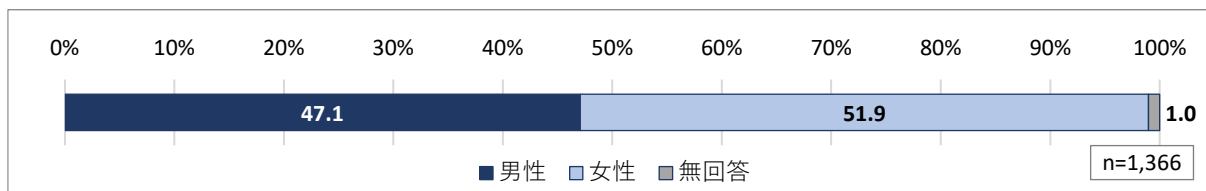
◆調査結果の見方

- ① グラフ中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ② 回答の比率は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率(%)は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答(「○はいくつでも」等)の設問については、すべての回答比率の合計が100%を超えることがあります。

(4) アンケート集計結果

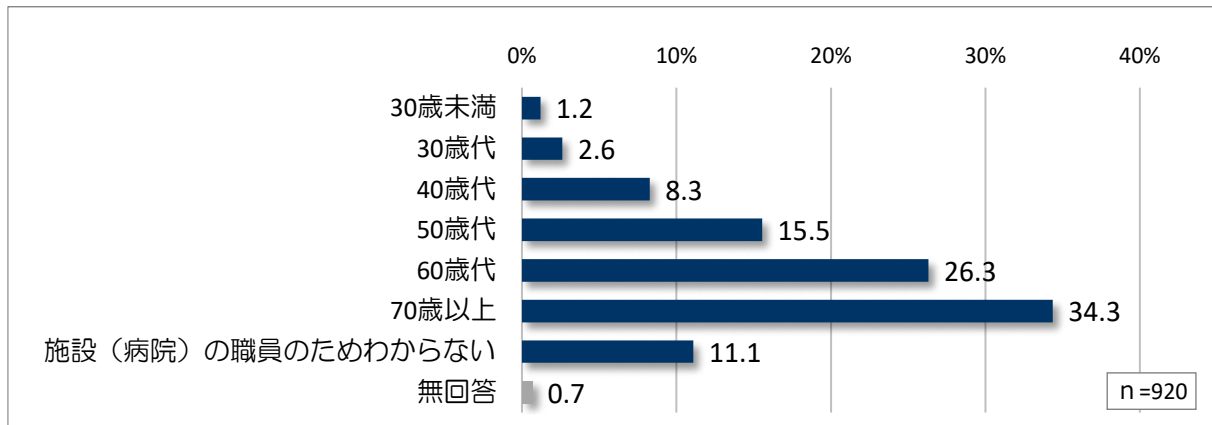
●性別

対象の人の性別は「男性」が47.1%、「女性」が51.9%となっています。



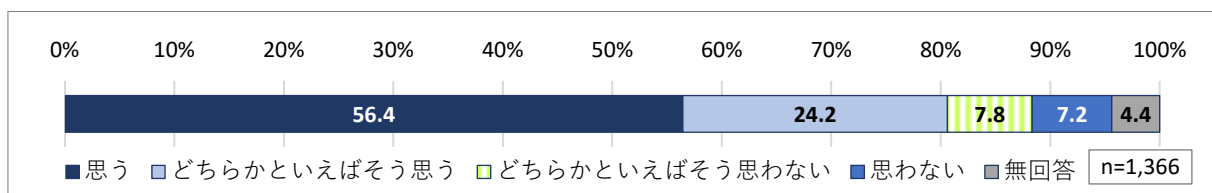
●主な介助者の年齢

主な介助者の年齢については、「70歳以上」が34.3%と最も高く、次いで「60歳代」が26.3%となっており、60歳未満は27.6%となっています。



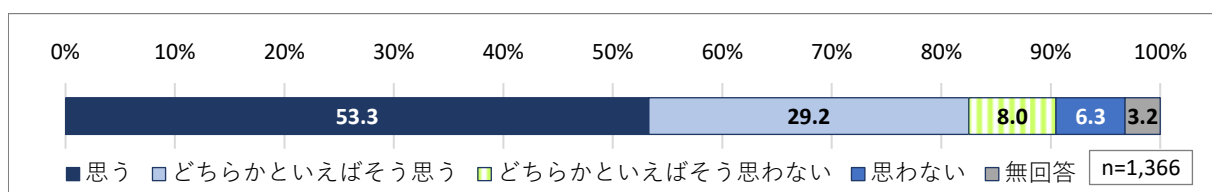
●在宅生活の安心について

在宅で安心して生活できていると思うかについては、「思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると80.6%、「どちらかといえばそう思わない」と「思わない」を合わせると15.0%となっています。



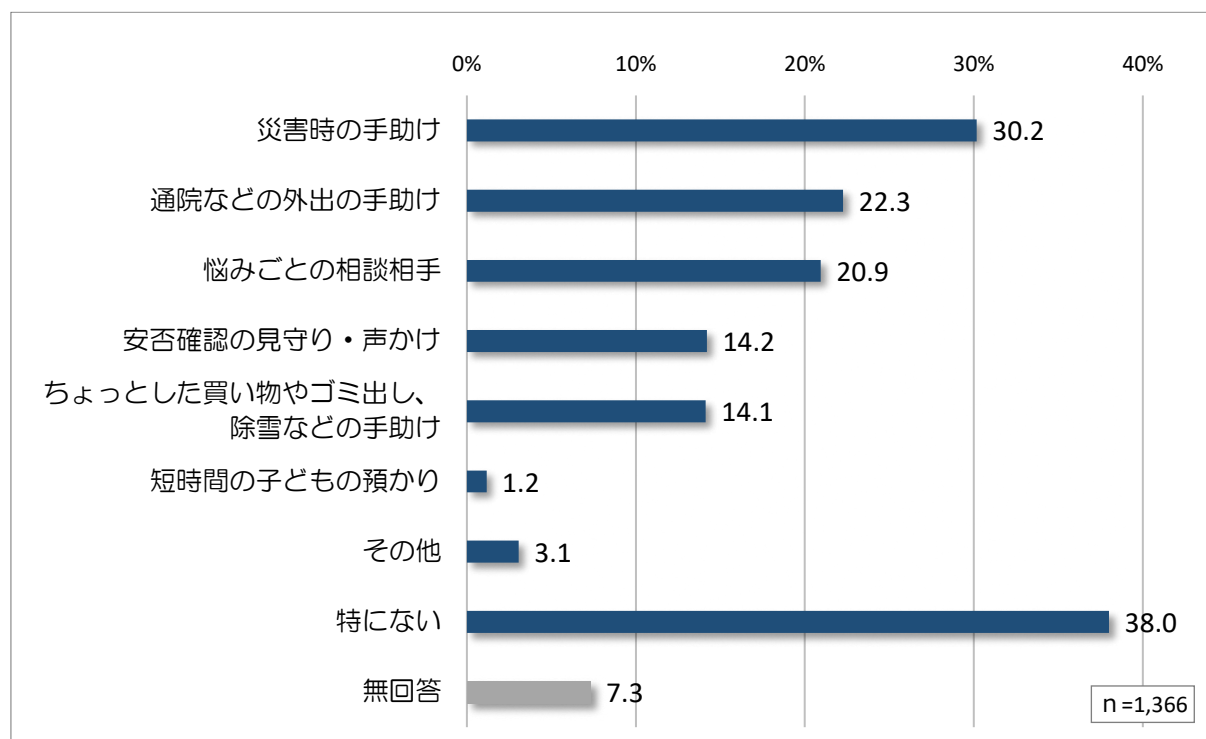
●自分らしい生活

住み慣れた地域で自分らしい生活が送れていると思うかについては、「思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると82.5%、「どちらかといえばそう思わない」と「思わない」を合わせると14.3%となっています。



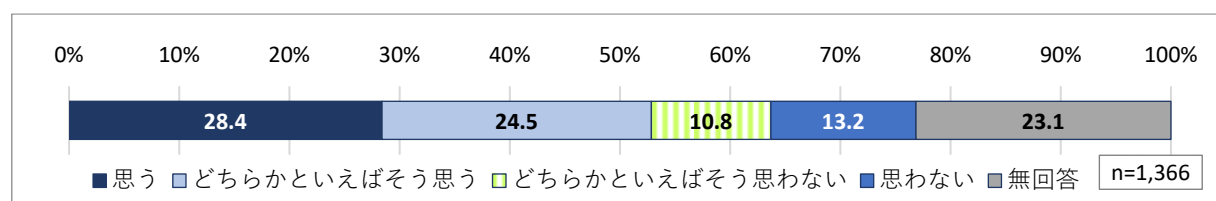
●必要な支援

地域で生活するために必要な支援については、「災害時の手助け」が30.2%と最も高く、次いで「通院などの外出の手助け」が22.3%、「悩みごとの相談相手」が20.9%などとなっています。一方で、「特にない」が38.0%となっています。



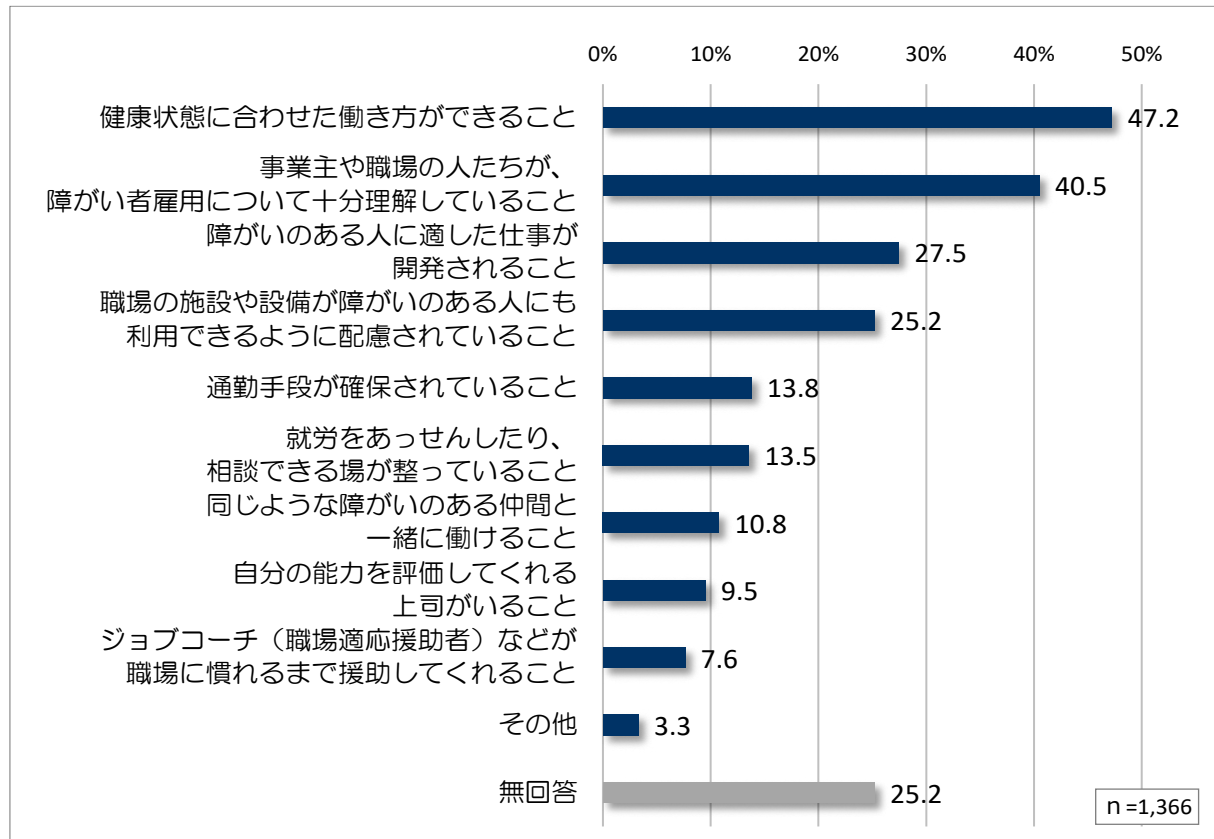
●適切なサービスの利用

自分にとって適切な障害福祉サービス等を利用できているかについては、「思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると52.9%、「どちらかといえばそう思わない」と「思わない」を合わせると24.0%となっています。



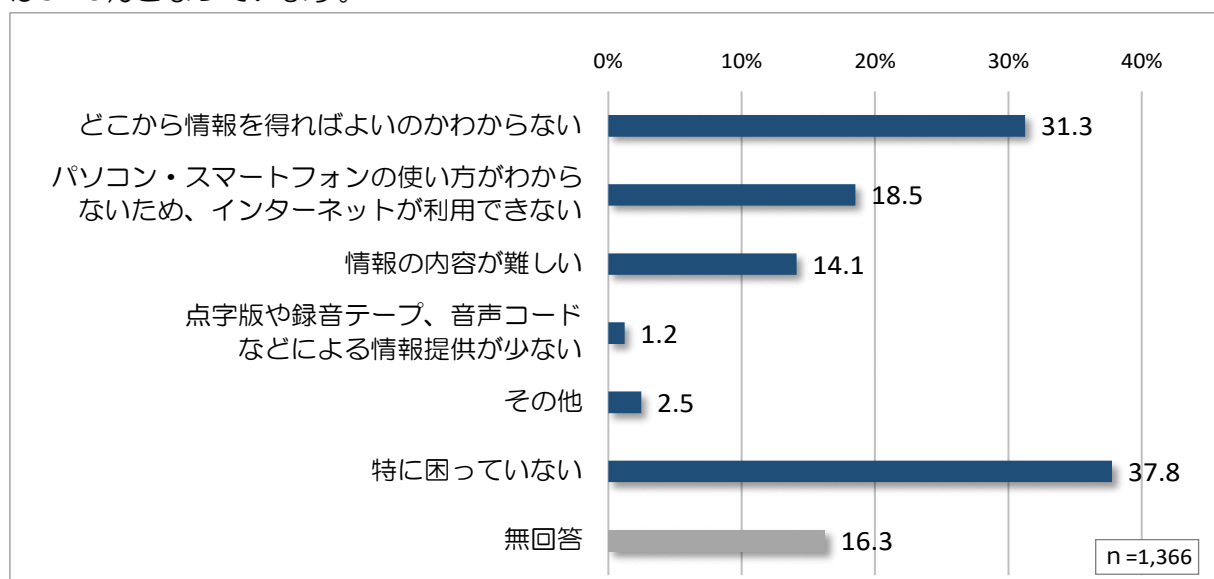
●障がい者の就労のための環境

障がいのある人が働くために必要だと思う環境は、「健康状態に合わせた働き方ができること」が47.2%と最も高く、次いで「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が40.5%などとなっています。



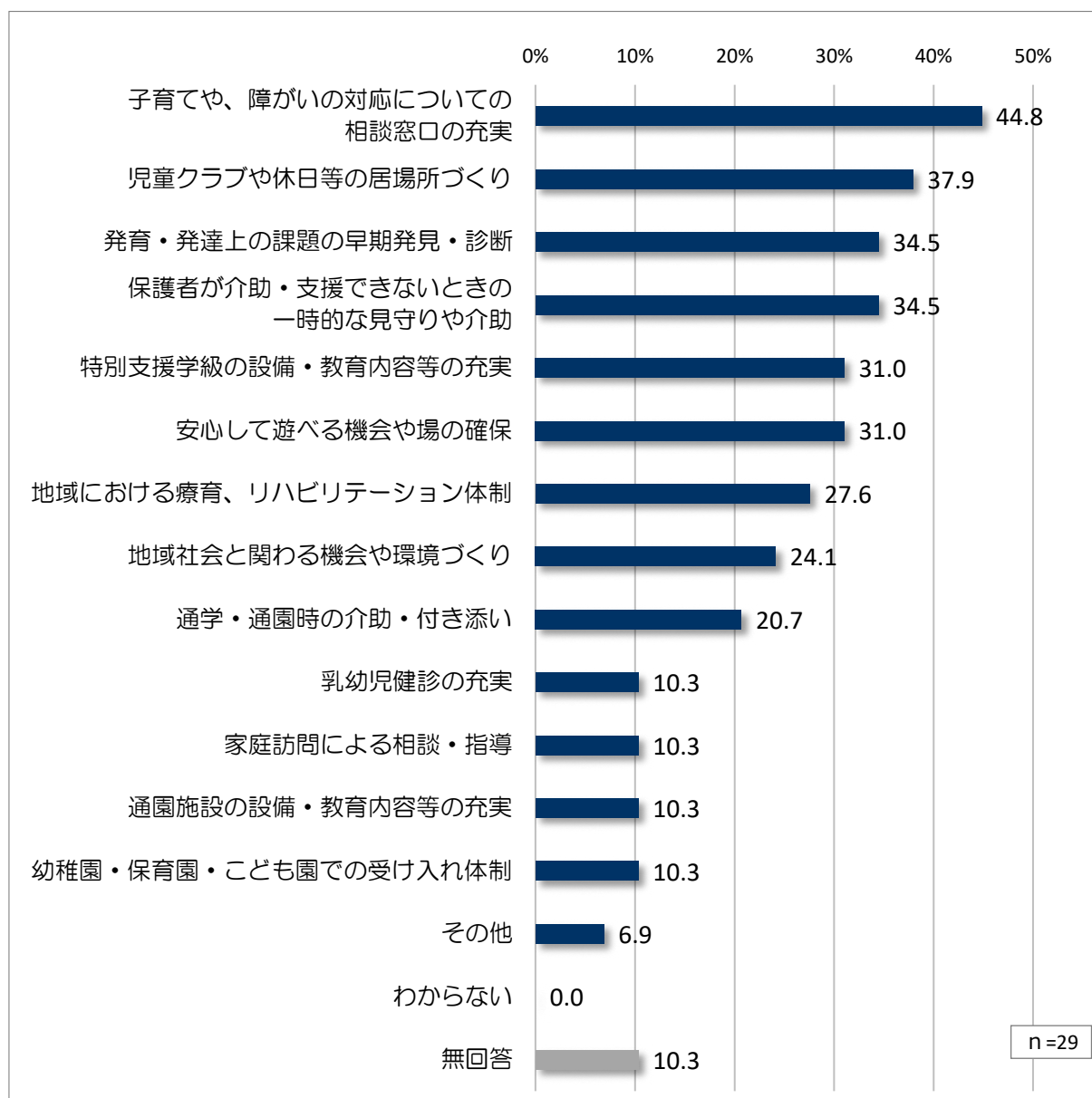
●福祉に関する情報を得るうえでの困りごと

福祉サービスなどの情報を得るときに困っていることについては、「どこから情報を得ればよいのかわからない」が最も高く、31.3%となっています。一方で「特に困っていない」は37.8%となっています。



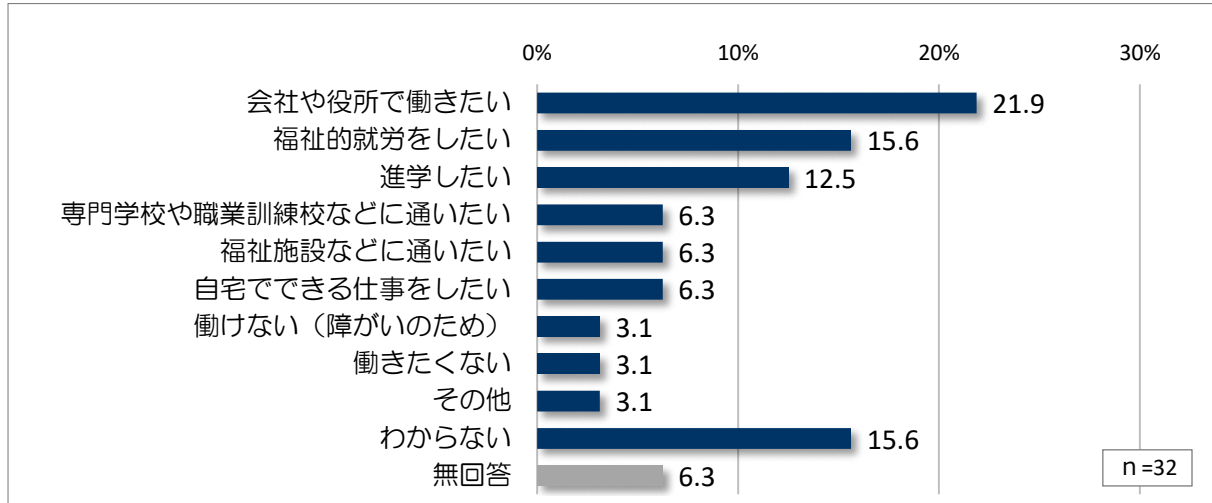
●障がい児施策で重要なこと

障がいのある子どものための施策で特に重要と思うものについては、「子育てや、障がいの対応についての相談窓口の充実」が44.8%と最も高く、次いで「児童クラブや休日等の居場所づくり」が37.9%などとなっています。



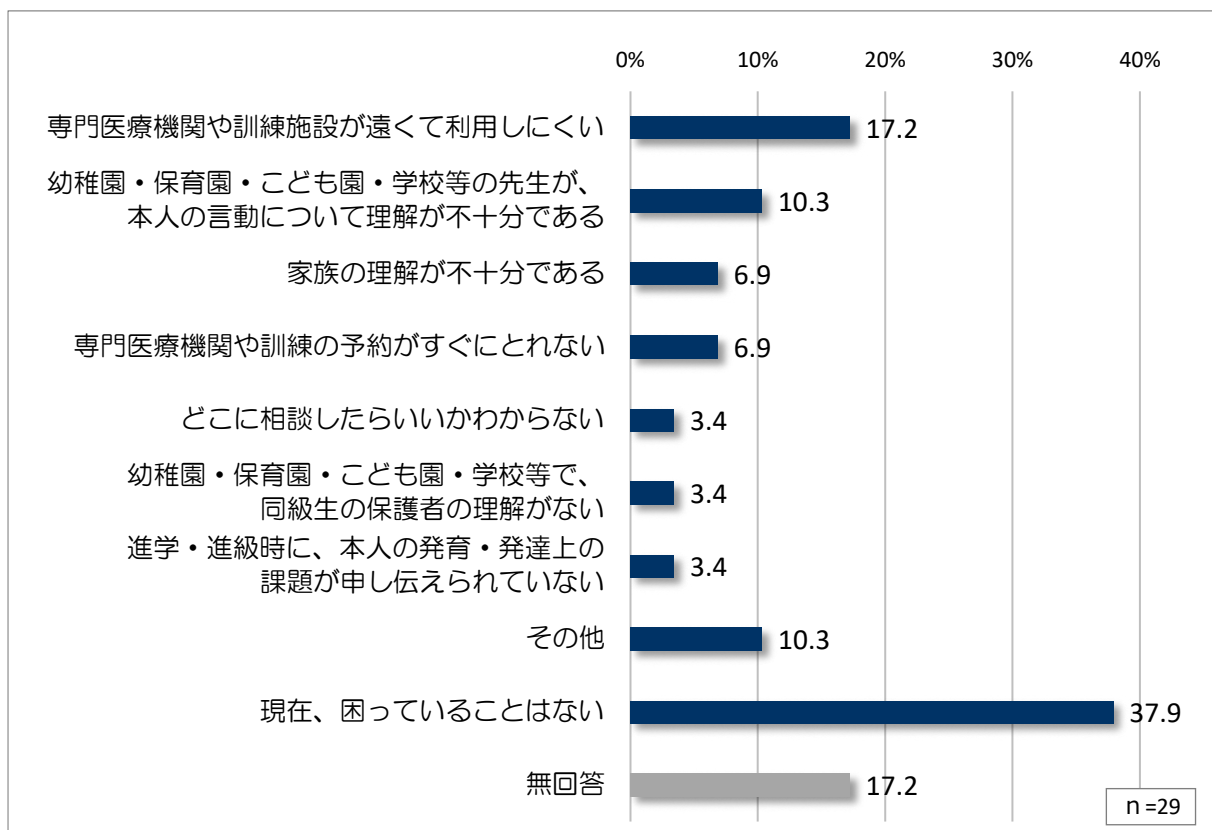
●卒業後の進路

学校卒業後の進路については、「会社や役所で働きたい」が21.9%と最も高く、次いで「福祉的就労をしたい」が15.6%、「進学したい」が12.5%などとなっています。一方で「わからない」は15.6%となっています。



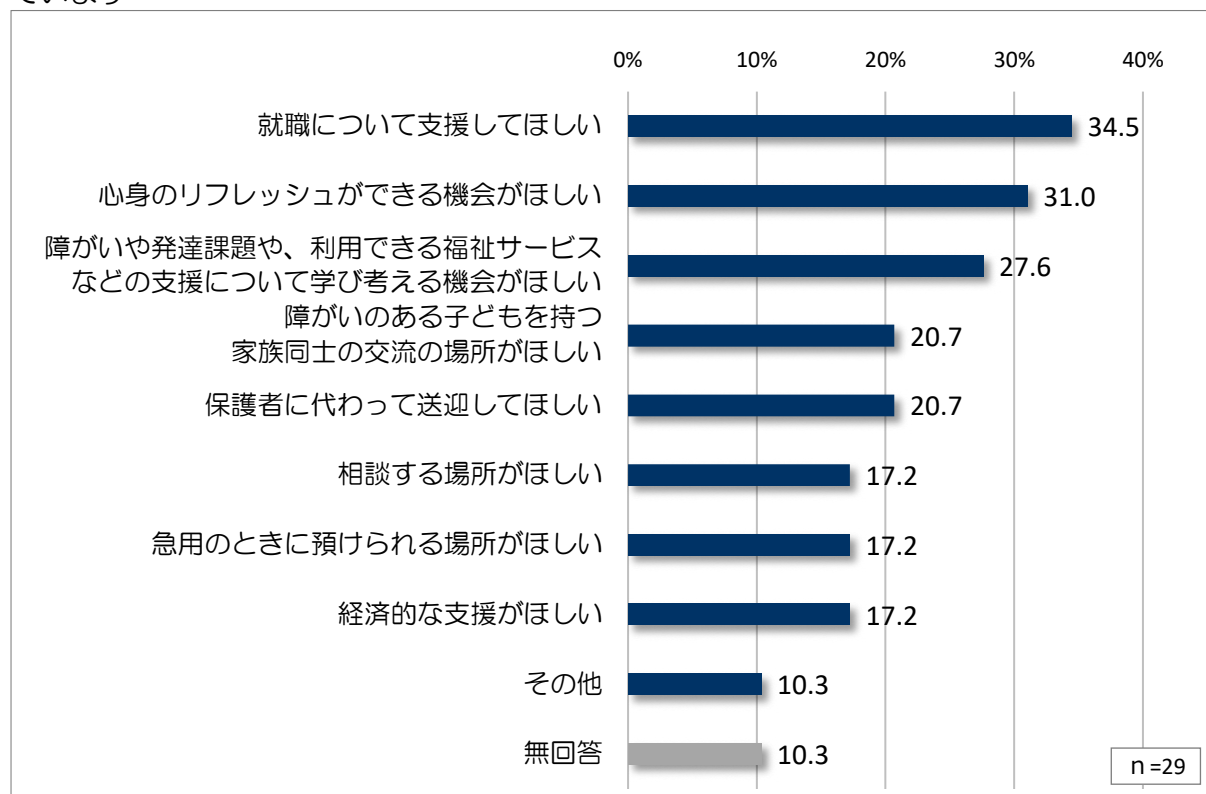
●障がい児の相談・専門機関の困りごと

障がい児の相談等については、「専門医療機関や訓練施設が遠くて利用しにくい」が17.2%と最も高く、次いで「幼稚園・保育園・こども園・学校等の先生が、本人の言動について理解が不十分である」が10.3%などとなっています。一方で「現在、困っていることはない」は37.9%となっています。



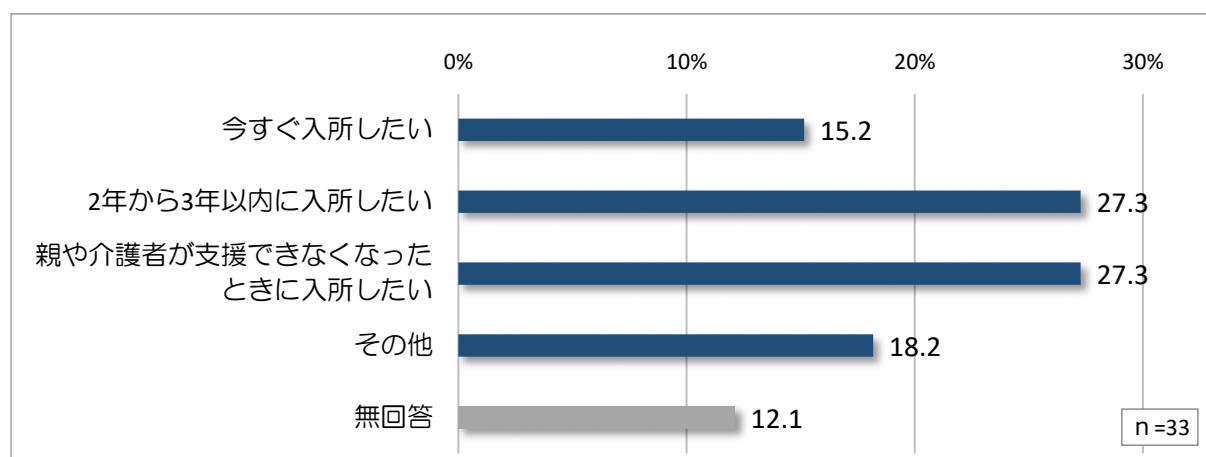
●障がい児の保護者が支援してほしいこと

障がい児の保護者が支援してほしいことについては、「就職について支援してほしい」が34.5%と最も高く、次いで「心身のリフレッシュができる機会がほしい」が31.0%などとなっています



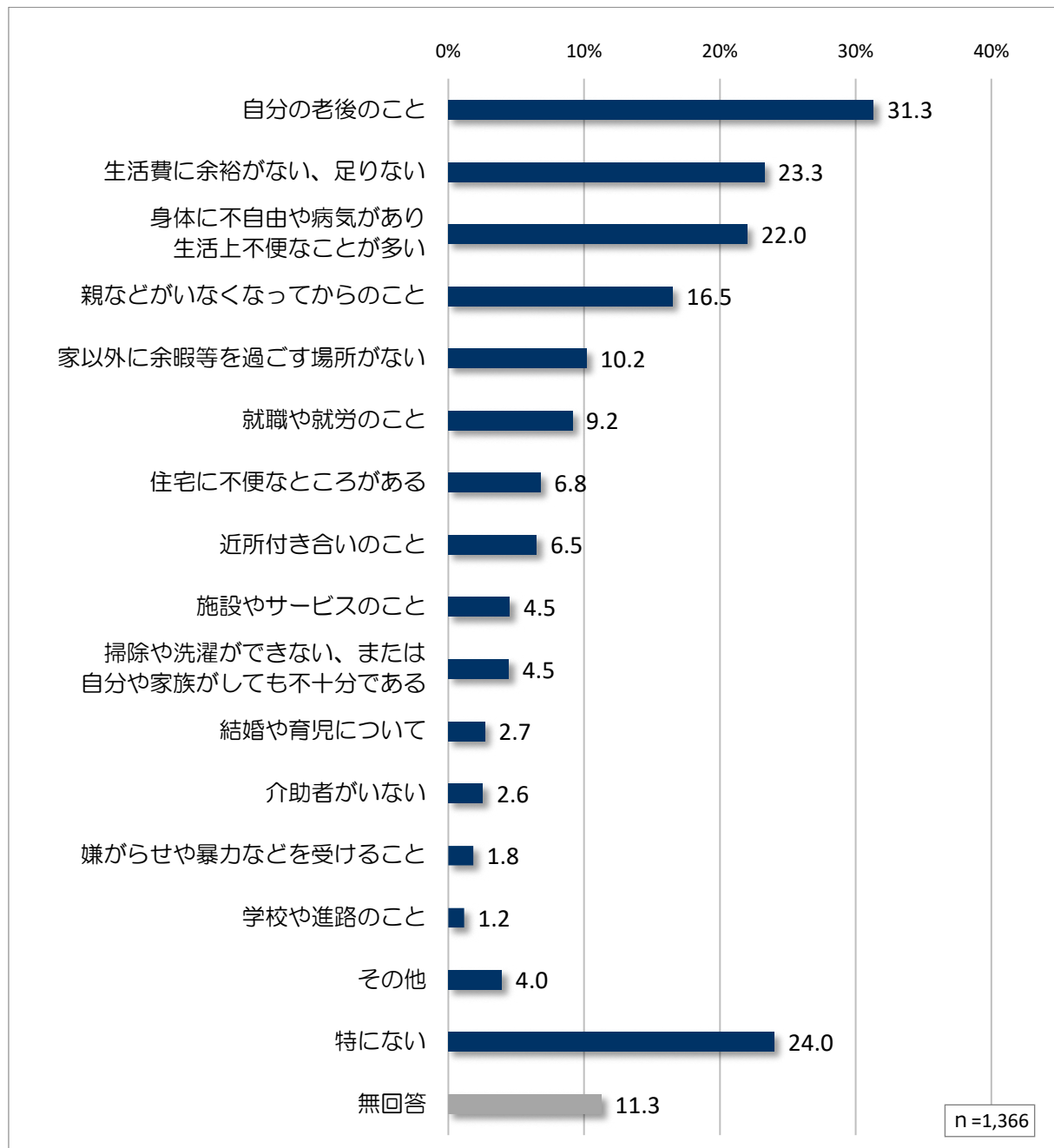
●グループホームに入所したい時期

グループホームに入所したい時期については、「2年から3年以内に入所したい」と「親や介護者が支援できなくなったときに入所したい」が27.3%となっています



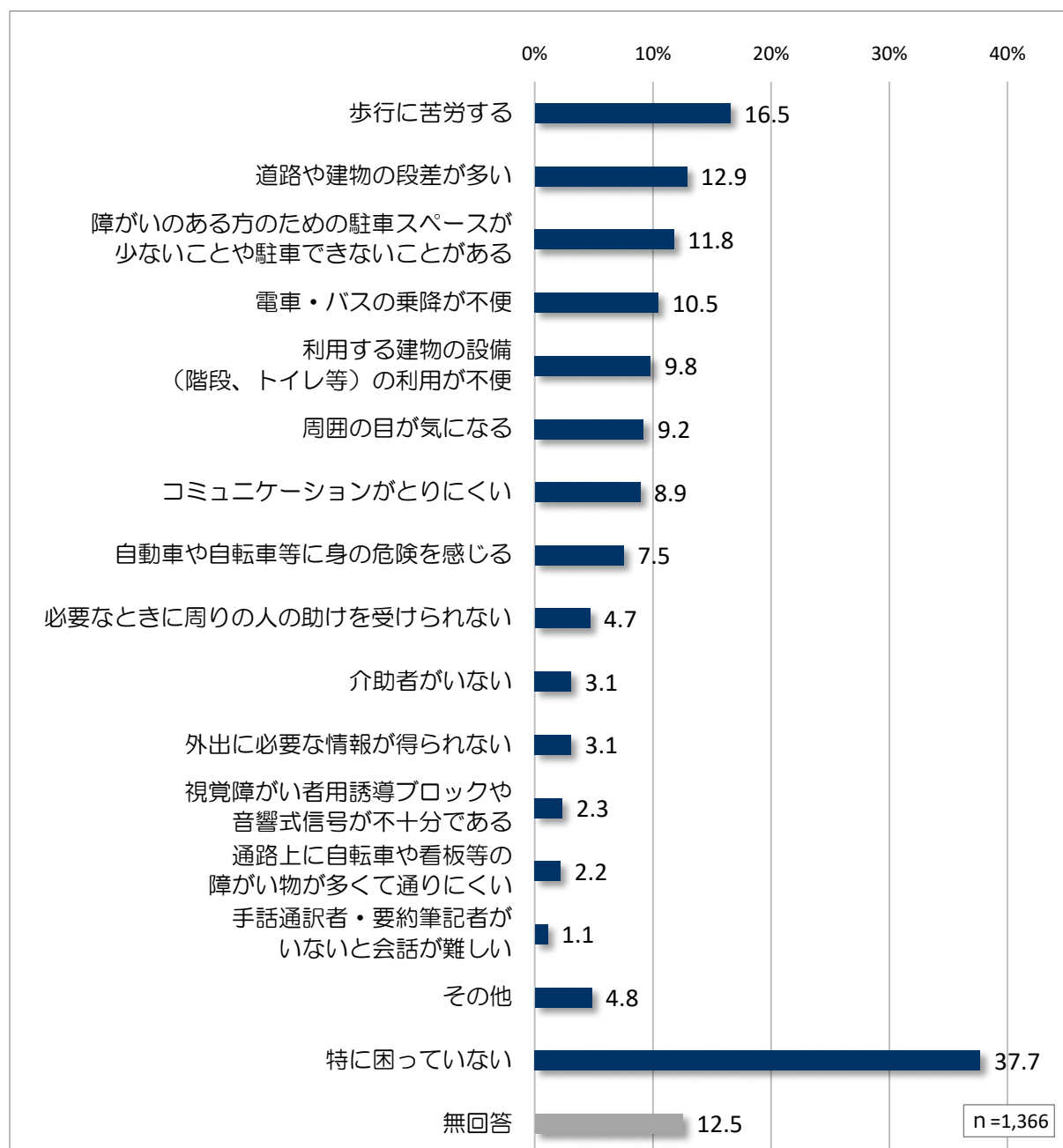
●心配なこと

どのような心配や困りごとがありますかについては、「自分の老後のこと」が31.3%と最も高く、次いで「生活費に余裕がない、足りない」が23.3%、「身体に不自由や病気があり生活上不便なことが多い」が22.0%などとなっています。一方で「特にない」は24.0%となっています。



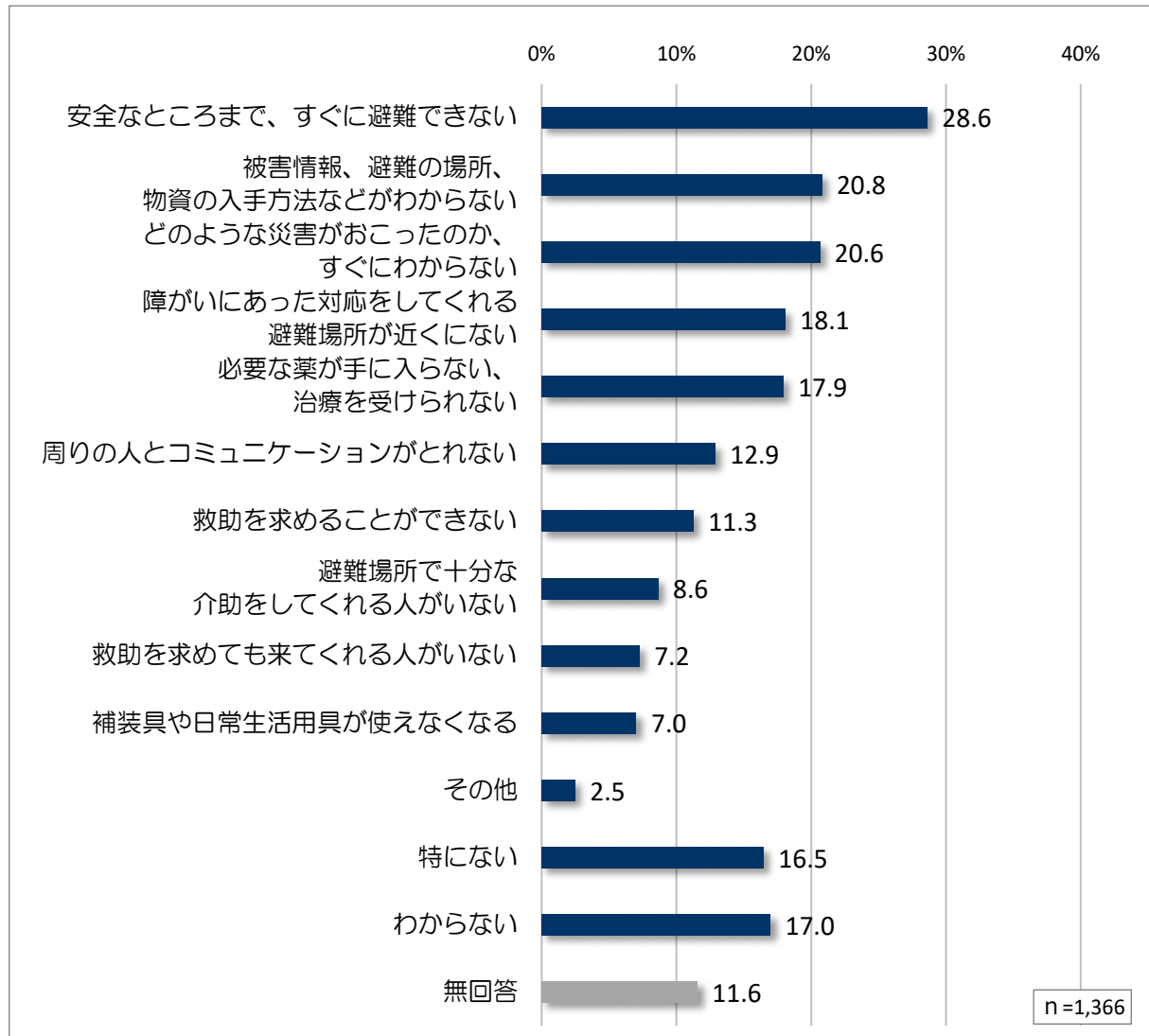
●外出時の困りごと

外出時の困りごとについては、「歩行に苦勞する」が16.5%と最も高く、次いで「道路や建物の段差が多い」が12.9%、「障がいのある方のための駐車スペースが少ないことや駐車できないことがある」が11.8%などとなっています。一方で「特に困っていない」は37.7%となっています。



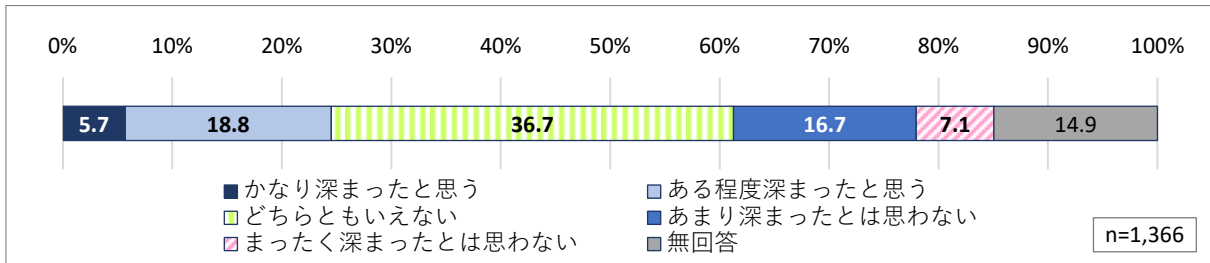
●災害時の困りごと

地震や台風などの災害時に困ると思うことについては、「安全なところまで、すぐに避難できない」が28.6%と最も高く、次いで「被害情報、避難の場所、物資の入手方法などがわからない」が20.8%、「どのような災害がおこったのか、すぐにわからない」が20.6%などとなっています。一方で「特にない」は16.5%となっています。



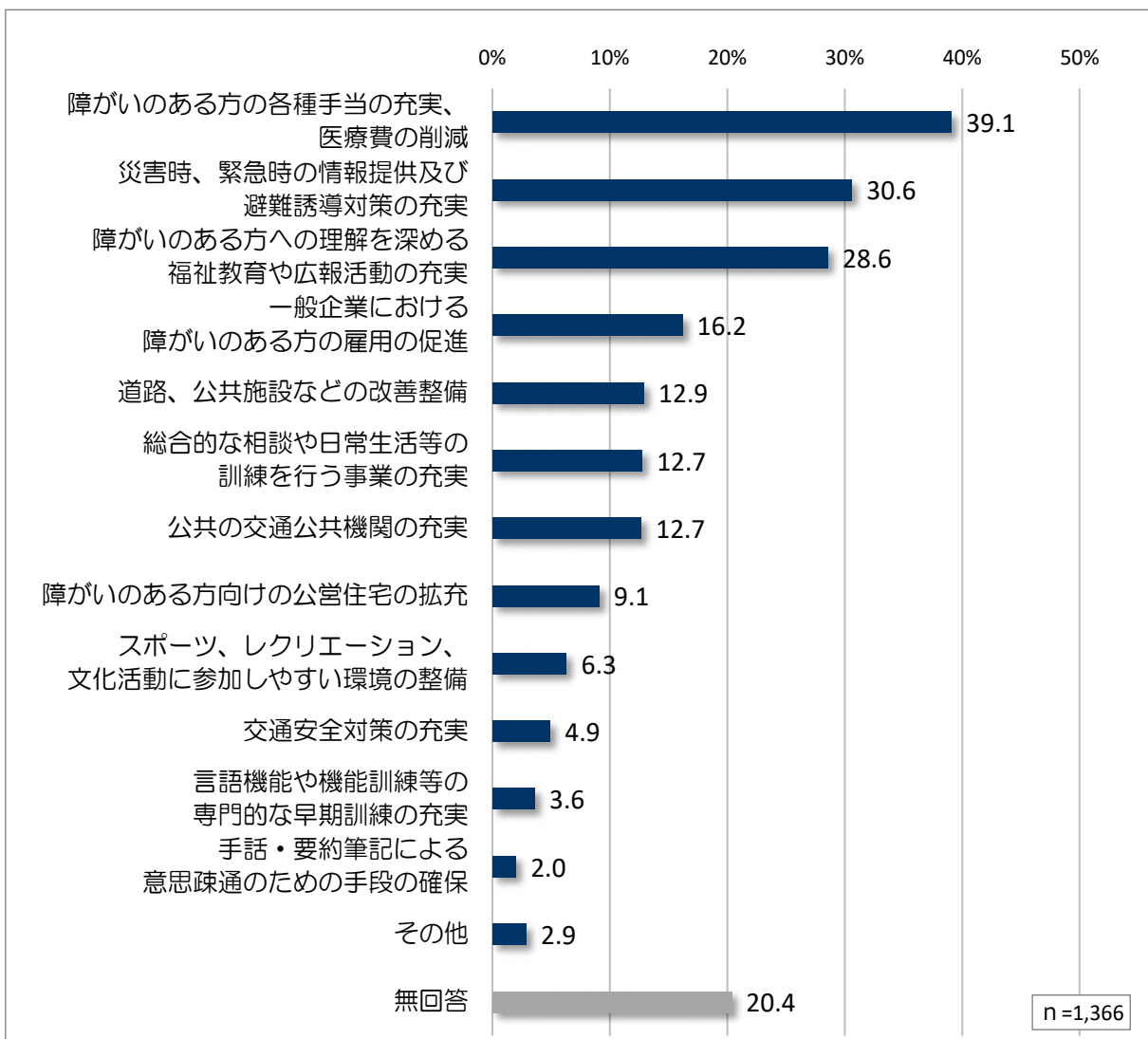
●障がいに対する市民の理解

障がいのある人に対する市民の理解については、「かなり深まったと思う」と「ある程度深まったと思う」を合わせると24.5%で、「あまり深まったとは思わない」と「まったく深まったとは思わない」を合わせると23.8%となっています。



●充実してほしい生活支援

今後充実してほしい生活支援については、「障がいのある方の各種手当の充実、医療費の削減」が39.1%と最も高く、次いで「災害時、緊急時の情報提供及び避難誘導対策の充実」が30.6%、「障がいのある方への理解を深める福祉教育や広報活動の充実」が28.6%などとなっています。



4 障がい者団体及び障害福祉サービス事業所の意見交換

(1) 目的

「第4次阿賀野市障がい者計画・第6期阿賀野市障がい福祉計画・第2期阿賀野市障がい児福祉計画」を策定するため、本市における障がい者団体及び障害福祉サービス事業者との意見交換会を実施しました。

(2) 実施内容

- 実施日：令和2年8月26日（水）、9月1日（火）
- 対象事業者：阿賀野市内のサービス提供事業者（15事業者）
- 対象団体：3団体 4名 阿賀野市身体障害者福祉協議会・
阿賀野市手をつなぐ育成会・阿賀野市さくらの会家族会

(3) 意見・要望

【団体】

① 福祉サービスの利用に関することについて

- ・差別なく社会参加できるようにしてほしい。
- ・いざという時に頼れる相談体制が必要です。
- ・家族も高齢化しているので、家族も支援が必要となっています。
- ・サービス事業所の職員のスキルアップが必要です。（ニーズに対応できずサービスを活用できません）

-
- ・福祉タクシー利用券を増やしてほしい。又はガソリン代に変えてほしい。

② 団体が活動する中で感じている課題などについて

- ・本人や家族の人の年齢が高くなってきており、年々会員が減少するなど、会の円滑な運営に支障をきたし、新しい会員が増えません。加入の促進が必要となっています。（若い世代からの入会がほぼありません）
- ・活動内容を市の広報を通じて掲載してほしい。（情報提供、共有が大切だと思います）
- ・施設から地域へ移行が進むなか、支援の内容が重要です。（グループホームの数ではなく、知的障がい、精神障がい者等に支援がいただけないかと考えます）

③ どんな福祉の支援（福祉サービス）があるとよいと思いますか

- ・生活介護が不足と感じています。
- ・相談体制の充実（母子保健、療育・保育・教育・就労など次のステージに移行する場合にどんなサービスが使える、どんな支援を受けられるのか道筋が見えにくい、不安を抱えています）

④ 不足していると感じるサービスについて

- ・施設に通えるよう送迎してほしい。
- ・医療的ケアが必要な生活介護施設を整備してほしい。
- ・重度の障がい者、知的障がい者のグループホームを整備してほしい。

⑤ 計画に組み入れてほしいことはありますか

- ・移動支援（福祉有償運送を伴う）事業所の拡充をしてほしい。
- ・グループホームの拡充をしてほしい。

⑥ 行政への意見・要望について

- ・障がい者への理解、家族会の活動状況等を広報に掲載し広く市民への理解を深めてほしい。
- ・支援を必要とする人が確実にサービスを利用できるよう手続きやサービス内容を情報提供してほしい。
- ・市民との交流が図れるようネットワークが築けたらよいです。
- ・働ける場所、仕事を増やしてほしい。
- ・市内の公共施設にはおもいやり駐車スペースを設けてほしい。（わかりやすく表示してほしい）
- ・公共施設で利用しづらい環境を気楽に施設利用できるように改善してほしい。

【事業所】

⑦ 事業所が事業を展開する上での問題点や課題について

- ・福祉人材の確保が必要です。（職員数が不足しています）
- ・職員数で今後、代替えの時などに課題があります。（夜勤対応できる人の確保が難しい）
- ・相談支援員の確保が難しいです。資格が取りづらいです。
- ・介護職が少ないです。（職員の年齢層が高く、今後が不安です）
- ・新規事業を始める際の人材確保が難しいです。
- ・職員のスキルアップの時間の確保が難しいです。（スキルアップと負担軽減の両立が難しいです）

-
- ・保護者とのかわり方が今後問題になると思われます。
 - ・利用者の確保が必要です。（定員に達していません）
 - ・利用者の情報が表面的なものにとどまっているため、潜在的なニーズを把握することが必要です。（情報共有してほしい）
 - ・ショートステイの日数が重度の人は確保できません。
 - ・就労移行等サービス期間終了後の利用者の確保が課題です。

-
- ・利用者の安定した作業所収入の確保が必要です。（安定した賃金の確保が必要）
 - ・職員・委託業者の賃金の確保が大変です。

-
- ・施設建設のための敷地の確保が難しいです。
 - ・重度行動障がいのグループホームがありません。（日中見られる場所がありません）
 - ・施設の老朽化で修繕費が高額です。
 - ・相談事業は経営として厳しいです。

⑧ 市の障害福祉サービスの充実に向けて必要なことについて

- ・地域との連携が必要です。（就労・就業の面で）
- ・事業所間の連携を深めることが重要です。
- ・企業等の連携が必要です。（就業面で）

- ・保健師との連携強化が必要です。

- ・保護者の人が気軽に相談できる環境づくりが必要です。
- ・サービス利用については、相談支援事業所と連携が必要です。
- ・相談機関の充実。障がい児は予約がなかなか取れない状況です。

- ・利用ニーズはあるが短期入所施設が不足しています。
- ・不登校児や18歳以上の自力で外に出られない人の居場所の整備が必要です。
- ・就労A型の施設や行動援護が受けられる事業所が市内にありません。
- ・色々なサービスの選択肢があればよいと思います。

- ・タクシー券の枚数の検討が必要です。
- ・利用者がバス時間や運休に左右されています。
- ・車がない人の移動が困難となっています。（移動手段の確保）
- ・成年後見制度の充実が必要です。（法人後見があるとよい）

⑨ 計画に組み入れてほしいことはありますか

- ・安心して地域で生活できるまちづくりについて組み入れてほしい。
- ・日中サービス支援型グループホームの整備について組み入れてほしい。
- ・精神障がいを抱える人のためのグループホームがほしい。
- ・本来必要とされるニーズを鑑みて次期計画を検討してほしい。
- ・事業所へのバックアップがほしい。

- ・成年後見制度の充実。後見人の育成、法人後見制度が進むとよいです。
- ・事業所の経営のことも考慮し、5年後10年後も視野に入れて計画を立ててほしい。

⑩ 行政への要望や連携、事業者間、関係機関との連携等について

- ・相談事業の委託料の増額を検討してほしい。
- ・事業所間で資源を活用し、関係構築できるよう支援してほしい。
- ・制度の高い研修等を実施できるよう場を設けてほしい。（費用の補助）
- ・事業所間の交流、研修しあう機会がほしい。
- ・利用者の保護者の認識、理解不足で時間の遅延やキャンセルなどがあり、情報提供して改善してほしい。
- ・就労支援に対して企業にアピールしてほしい。
- ・学生向けに商工会議所等と連携し就活情報をアピールしてほしい。

- ・おむつ券の交付基準を見直してほしい。（世帯単位だとなかなか使えません）

⑪ 連携・ネットワークの推進

- ・行政に何かあれば電話連絡して連携をとっています。事業所間でも時々集まって情報交換とか検討課題を話し合っていてこうと顔合わせをしています。
- ・事業者さん同士とは忙しくてこちらから出向いていくことができないことも多いので電話で相談させてもらったり、たまには時間を作って事業所に行って相談させてもらったりしています。

- ・就労系事業所としては上手く事業所同士の連携も取れていると思うし、市との協働もワークシェアリングするうえで、行政担当者の人で段取りしていただいて説明会を開催していただく形でやってきましたし、この辺では連携が上手くとれているのかなと思います。この就労系事業所が連絡協議会を立ち上げた形のものを同じような形で同種の事業を行っている人で、連携を取り合っていければ、もっといい形で福祉サービスが進んでいくのではないかと考えています。

⑫ 地域における課題

- ・健常者と障がい者がお互いに相互理解できる学習が必要だと思います。
- ・家族が抱え込んでいくのではなく、「社会が見ていく」という意識を持ってほしい。
- ・「障がいをお持ちの人を地域で支えていく」という言葉だけが独り歩きをして実態と合っていないようなことをよく感じます。
- ・地道な啓発活動をしていく必要があると思われます。幼、小、中学校の間でも障がいのある人とのふれあい、理解、啓発活動などとても大事だと思います。

⑬ 高齢化への課題

- ・高齢化の対応、支援と2通りあります。保護者と利用者があります。高齢者の障がいについても勉強しなければなりません。
- ・相談者も保護者も高齢化というものを感じています。相談者については、基幹相談支援センターで上手く介護保険に移行できる流れを作ってもらっているところでもありますし、流れプラス保護者が意思決定するのが難しくなっているので、本人の意思決定、金銭の管理等の権利擁護等の支援が必要となっています。

⑭ 公共施設・市役所への要望

- ・公の施設には利用しやすい車椅子専用駐車場が必ず必要だと思います。
- ・公の施設は、指定管理制度で民間委託されていると思うが、委託されているところが気を配っていません。
- ・障がい者とともに障がい者が歩きにくい場所や全盲の人が歩く所を色々チェックしてきました。毎年あるようだが、各市町村にも連絡して職員研修していると聞いたので、そういうことを進めていった方がいいと思います。
- ・早期発見、早期治療のため、看護師、作業療法士、精神科医師などチームをつくって訪問してくれるといいと思います。
- ・市の遊休施設、何に使うかハッキリしていない施設は障がい等に向けた活用にして頂きたい。転用するには耐震の問題とか、使いやすい作業場の改装だとかは市が積極的に支援するという形で行われれば非常にありがたいです。
- ・福祉人材の情報提供、何かしらの財源を確保した上で人材に対しての支援をできないか。新潟県で働く人、市として何かしら阿賀野市出身で阿賀野市に残りたい、そして福祉の仕事に就きたい人に何か助成はできないのかと考えます。
- ・前回計画が実情と目標数値の大差がありません。もう少しメリハリがあってもいいと思います。それを、計画の最終年ではなく、順次、1年とか目標数値を再確認するようなパターンがあってもいいのかなと思います。再確認したうえで行政の人、市で計画の点検という意味合いを含めて事業所に対して、こんな思いがあるよという表明があってもいいと思います。

第3章 計画の基本的な方向性

1 計画の基本理念

誰もが住み慣れた地域で元気に生活し、また、一人ひとりの尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しています。

障がいのあるなしにかかわらず障がいのある人が個人としての尊厳にふさわしい地域生活を営むことができるよう、様々な支援を進めていきます。

また、制度や分野ごとの縦割、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域をともに創っていく地域共生社会により、地域社会全体で障がい児・者の生活を支える社会の実現を推進していきます。

基本理念

一人ひとりが生き生きと安心して、
ともに支えあい笑顔で暮らせる地域社会を実現する

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つを基本目標とし、個々の具体的な施策の充実を図り、さらには地域福祉の充実に向けた推進を図ります。

（１）社会全体におけるバリアフリー化の推進

人間としての尊厳や権利が尊重され、本人の自己決定に基づき自立した生活や社会参加を実現していくため、様々な情報を提供するとともに、物理的、精神的、情報のバリアフリーを推進し、障がいのある人・高齢者・子育て世帯などすべての市民に配慮した総合的なまちづくりを推進します。

（２）障がいの特性を踏まえた利用者本位の支援策の促進

障がいのある人が自己選択と自己決定に基づいて「自ら望む暮らし」を選べる社会の実現を目指し、利用者の視点に立った支援を提供するため、身近な地域での相談、利用援助などの提供体制を整備します。

また、すべての人が必要な情報を適時に入手できるようにするとともに、障がい特性等を踏まえ、個々の状態に配慮した手段、方法で情報を提供できるよう努めます。

〔3〕障がいのある人の自己実現を生涯にわたってサポートする体制の強化

生涯を通して自分らしい生活を送ることができるよう、乳幼児期から高齢期までの保健・医療・福祉・教育・就労などに関する情報提供の充実を図るとともに、各相談機関が連携した総合的な相談支援体制の構築を推進します。

3 計画の基本方針

〔1〕障がいや障がいのある人に対する理解・啓発活動の促進

「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、お互いに支え合いながら共に暮らしていくことができるよう、障がいについての正しい知識を広めます。また、障がいのある人に対する理解をさらに深めていくため、イベントの開催など福祉教育の様々な機会を通じて情報提供の充実に努め、福祉意識の向上や福祉活動への参加を促進し、差別や偏見のない共に支え合うことができる地域社会づくりを進めます。

〔2〕地域福祉の視点に基づく市民ぐるみの支援の促進

活力ある福祉社会を構築するためには、各種の福祉施策の充実とともに、市民の自発的な福祉活動への参加と理解が重要であることから、ボランティアの育成や活動の充実、研修会等の開催によりマンパワーの確保及び向上に努めます。

〔3〕障がい者の生活向上につながる支援体制の充実

障がいのある人とご家族の様々な相談に対応できる環境や、早期発見につながる見守り体制の充実を図り、困難な事例の解決や虐待の未然防止に結びつけるため、いつでも身近なところで相談をすることができる相談支援体制の確立と、ケアマネジメント体制の充実、相談員一人ひとりのスキルアップを図ります。また、判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう成年後見制度等の利用を支援し、権利擁護を図ります。

障がいのある人の安定した生活と社会活動を促進するための基盤として、必要なときに必要なサービスを提供できるよう体制を整備するとともに、サービスの質の向上に努めます。

〔4〕生き生きと社会参加できる地域環境の充実

地域で暮らす障がいのある人が、社会の多様な場に参加し活躍できる仕組みづくりのため、障がいのある人に対するコミュニケーション手段を確保し、社会参加を促進するとともに、障がいのある人の文化活動、スポーツやレクリエーション活動等、あらゆる活動に参加する機会を確保していきます。

また、年齢や障がいの有無にかかわらず、だれもが集える居場所づくりを推進していきます。

（５）障がい児の健やかな成長のための支援体制の整備

障がい児の健やかな成長を支援するため、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援が、身近な地域で支援できるよう、支援体制の構築に努めるとともに、特別な支援が必要な障がい児に対する質の高い専門的な支援体制の充実を図ります。

（６）精神障がい者施策の拡充

精神障がいや精神障がい者に対する市民の理解に向けて、啓発に積極的に取り組むとともに、精神障がい者が自立して社会活動に参加・貢献し、生きがいを持って暮らしていけるよう、地域生活支援施策の充実や雇用・就業の促進などに努めます。

（７）防災・防犯体制の充実

地域で暮らす障がいのある人を災害・犯罪等から守るため、地域の見守り体制、避難支援体制を推進するとともに、福祉避難所の確保に努めます。

4 計画の体系

基本理念

一人ひとりが生き生きと安心して、
ともに支えあい笑顔で暮らせる地域社会を実現する

基本目標

社会全体における
バリアフリー化の推進

障がいの特性を
踏まえた利用者
本位の支援策の促進

障がいのある人の
自己実現を生涯にわたって
サポートする体制の強化

基本方針

障がいや障がいのある人に対する理解・啓発活動の促進

地域福祉の視点に基づく市民ぐるみの支援の促進

障がい者の生活向上につながる支援体制の充実

生き生きと社会参加できる地域環境の充実

障がい児の健やかな成長のための支援体制の整備

精神障がい者施策の拡充

防災・防犯体制の充実

施策展開

情報提供の促進

- ・障がい者施策の広報
- ・障がいに対する理解促進
- ・消費者としての障がい者保護

市民参加の促進

- ・ボランティアの育成と活動の充実

相談支援体制の整備

- ・相談支援体制の充実
- ・障がい者の人権・権利擁護の推進
- ・虐待防止対策の充実

保健・医療等の推進

- ・障がいの早期発見・早期治療・早期支援
- ・精神保健福祉施策の充実

障がいのある子どもへの支援

- ・療育・幼児教育の充実
- ・教育施策の充実

地域生活の支援

- ・障害福祉サービスの充実
- ・外出・移動支援の推進

就労支援と雇用促進

- ・就労支援
- ・雇用の促進

社会参加の促進

- ・障がい者スポーツ・余暇活動の促進

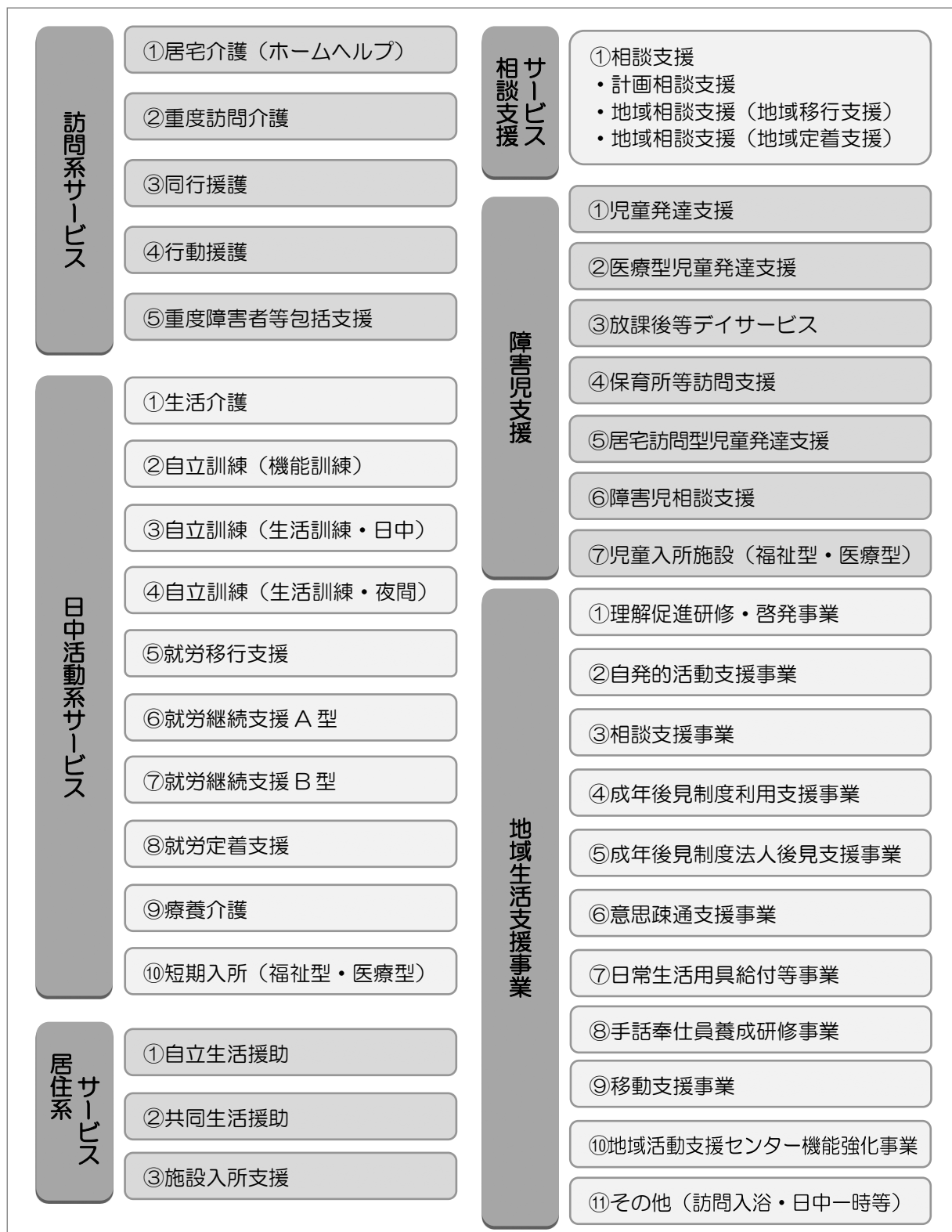
安全・安心な環境づくり

- ・生活環境等の整備
- ・選挙における配慮の推進
- ・防災対策の推進
- ・防犯対策の推進

5 サービスの体系

障がいのある人への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3種類からなる「障害福祉サービス」と「相談支援サービス」、「地域生活支援事業」及び「障害児支援」から構成されます。

【障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系】



6 第3次計画の現状と課題

(1) 情報提供の促進

施 策		施策の状況
啓発・広報	現 状	障害者週間（12月3日から9日）に合わせ、公的制度及び市単独の事業等について、ホームページに掲載し周知を図りました。また、制度の周知及び手続き方法が一目で分かる、阿賀野市版「福祉のガイド」を作成しました。 障害者虐待防止法の啓発活動の一環として、毎年研修会を実施しました。虐待研修は回を重ねることで意識向上につながり早期相談につながることで虐待の予防が図られています。
	課 題	・障がいのある人に配慮した方法による、各種制度等の情報提供 ・障害者差別解消法の啓発（庁内・事業者） ・ヘルプカードの認知度の向上
市民参加	現 状	市民へボランティアへのきっかけづくりを促進するため、広報紙やホームページなどの各種媒体を活用して、ボランティア活動のPR・情報提供を行いました。ボランティア登録者数は増加しています。 また、聴覚障がいのある人の社会参加の促進を図るため、広報やホームページを活用し手話奉仕員の周知を図りました。令和元年8月から「手話奉仕員養成講座」を開催し、手話奉仕員の登録者数の増加により利用しやすい環境を整えていきます。
	課 題	・手話奉仕員等派遣事業の周知 ・手話奉仕員の育成及び登録人数の増加

項 目	実績値 (平成30年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)	現状値 (令和2年度)
「障害者差別解消法」の内容を知っている障がい者の割合（障害福祉に関するアンケート及び障害福祉サービス等利用状況アンケートより）	12%	9.8%	30%以上	—
福祉サービスなどの情報を得ることの困っていること「どこから情報を得ればよいかわからない」の障がい者の割合（障害福祉に関するアンケートより）	—	—	10%未満	31.3%
「ヘルプカード」の交付者数	67人	90人	90人	102人
「ヘルプカード」を知っている市民の割合（阿賀野市まちづくりアンケートより）	31.6%	34.5%	60.0%	今後取得
阿賀野市ボランティアセンター登録者数（人）	1,570人	1,755人	1,400人	今後取得
手話奉仕員等派遣利用者件数	21人	24人	60人	16人

※以下表の令和2年度実績は11月末の実績になります。

【評価】

「ヘルプカード」の認知度が高くなっていることから、情報提供の促進は図られていることがうかがえます。要因としては、広報紙などの紙媒体だけでなく、ホームページを活用した広報活動の効果によるものと考えています。また、ヘルプカードの交付者数も順調に増加しており、要因としては、平成31年から新潟県がヘルプカードを導入したことで一層周知が図られたことが一因と考えられます。

「障害者差別解消法」では目標値を下回っているため、引き続き周知に努め、市においても「障害を理由とする差別を解消するための阿賀野市職員対応要領」により障がい児者に対し差別や不利益が生じないよう取り組みます。

ボランティアセンター登録者数は増加しています。要因としては、社会福祉協議会が実施したボランティアフェスタの開催やマッチングなど様々な活動によるものと考えています。

手話奉仕員等派遣利用者件数は増加していますが目標値を大きく下回っています。要因としては、聴覚障がい者や講演会等を開催する団体に手話奉仕員派遣事業の周知が不足していることが考えられます。今後は、派遣事業の周知を図る必要があります。なお、平成31年から手話奉仕員養成講座を開催しており、手話奉仕員等の育成に努めています。

（２）相談支援体制の整備

施 策		施策の状況
生活支援	現 状	障がい者基幹相談支援センターにおいて、障がい児・者とご家族、支援機関の相談の中心的役割を担い支援を行っています。また、相談支援事業所のバックアップ支援をし、相談支援専門員のスキルアップを図るため研修を実施しました。 成年後見制度については、高齢福祉課と共同で毎年研修会を開催しました。普及を図るために「阿賀野市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を改正し、対象者の拡大を図りました。 障害者差別解消法の啓発推進については、「障がいを理由とする差別を解消するための阿賀野市職員対応要領」を作成し、市職員に周知を図りました。
	課 題	・相談支援専門員の相談の質の向上 ・障害者虐待防止法の啓発 ・成年後見制度の啓発推進、法人後見の推進
保健・医療	現 状	障がいの予防、早期発見、早期支援のため、こどものことばとこころの相談室、健康推進課、相談支援事業所等の相談機関、障害福祉サービス及び障害児通所支援事業等サービス提供機関と連携し支援に努めました。
	課 題	・障がいの早期支援のための関係機関での情報共有、連携体制の更なる強化 ・保護者や関係者の障がいに対する理解の促進
教育・育成	現 状	自立支援協議会の「とぎれない支援部会（療育部会）」において、年齢別の3部会を設置し、各年代別の課題を把握し、解決に向けた取り組みをすすめてきました。令和元年度から3部会を統合し、保護者や学校向けに作成した「支援者マップ」「卒業後の進路チャート図」等活用促進に向けて関係者へ働きかけをしました。
	課 題	・医療的ケア児が利用できるサービスの不足 ・医療的ケア児・家族への支援についてのニーズや課題の明確化

項 目	実績値 (平成 30 年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和 2 年度)	現状値 (令和 2 年度)
悩み事や心配事で家族、親戚、知人等以外で相談相手が「だれもない」の割合 (障害福祉に関するアンケートより)	—	—	5%未満	17.1%
相談支援事業の利用者数の拡大	534 人	556 人	610 人	取得中
「成年後見制度」を知っている障がい者の割合 (障害福祉に関するアンケートより)	—	—	50%以上	38.1%
「市民の理解について」理解が深まったと感じている障がい者の割合 (障害福祉に関するアンケートより)	—	—	40.0%	24.5%
障害者虐待の通報件数	4 件	2 件	0 件	1 件
障害児通所支援サービス申請者で、事業所定員により利用できず待機している人数	0 人	0 人	0 人	24 人
発達相談会の実施回数	2 回	4 回	3 回	4 回
精神医療にかかる医療費助成事業である「精神障害者医療費助成事業」の助成を受けている人数	432 人	408 人	450 人	421 人
こころの健康講演会の開催数（年間）	2 回	2 回	2 回	2 回
ご家族からの相談から障がい児の支援まで総合的な支援が可能な「児童発達支援センター」の設置数	0 箇所	0 箇所	1 箇所	0 箇所
主に重症心身障がい児が利用できる障害児通所サービス事業所数	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所

【評価】

障がい者基幹相談支援センターで、障がい児・者、家族、関係機関からの相談支援を実施し、就労や障害福祉サービス等の利用につながるよう関係機関と連携し支援することができました。

成年後見制度や障害者差別解消法、障がいの理解については目標値を達成していません。今後も、理解を進めるため、広報紙・ホームページによる啓発が必要です。

障害者虐待の通報件数は減少しています。障害福祉サービス事業所職員等へ研修会を毎年開催し、意識向上につながったことで虐待の未然防止につながりました。しかし、全国的に虐待は増加していることから、今後も虐待に関する知識を深める必要があります。

障がいの早期発見・早期支援については、医療、保健、福祉、保育・教育等関係者と連携をすすめ、また、障がい児の年代別に生じる課題の把握や解決を図るため、療育部会を年齢区分に分けて協議しました。令和元年からは統合した部会で市民や学校へとぎれない支援のための啓発物等の活用促進を図りました。

また、障害児通所支援サービスでは、退職等による人員不足により令和2年度の待機者が24名となっているため希望するサービス利用ができるよう法人と協議していく必要があります。

現在、医療的ケアの必要な子どもの短期入所など福祉サービスが充足されておらず、代替サービス等について検討していく必要があります。

「児童発達支援センター」設置について、令和元年から関係機関と現状課題の共有や意見交換をすすめ、令和2年度は関係事業所と具体的な設置運営について協議を進めました。

(3) 地域生活の支援

施 策		施策の状況
障害福祉サービスの充実	現 状	市で不足しているグループホーム（共同生活援助）の充実に向け、空き家を活用したグループホームが令和2年2月、8月に2棟整備（定員計9名）されました。グループホームへの助成事業を創設し、施設の整備又は運営費に要する経費の助成を行ってなっています。また、令和2年4月には、市の旧教職員住宅を活用した定員10名のグループホームが創設されました。 65歳に達する障がい者が、必要なサービスの利用が継続できるよう高齢福祉課地域包括支援センター等と「地域ケア会議」を開催し、介護保険サービスへスムーズに移行できるよう努めました。また、周知、啓発のためチラシを作成し障害福祉サービス利用者や相談員へ配布し、スムーズな移行につながりました。 地域活動支援センター「どれみハウス」は平成30年度に移転し、以前より施設が広くなり、敷地内に障害福祉サービス事業所が併設されるなど利用しやすい環境整備が行われました。 障害児通所支援サービスで、療育訓練を中心に行う事業所では、職員不足によりサービス利用の待機児童が出ています。
	課 題	・障がい特性や状態によって希望とおりに利用できる生活介護の事業所が少ない ・短期入所、就労継続支援A事業所の不足 ・共同生活援助（グループホーム）入所者の障がい特性に対応した支援内容の充実 ・重度の障がい者に対応した日中サービス支援型共同生活援助の設置の推進 ・地域活動支援センター機能強化の推進（事業所への働きかけ） ・障害児通所支援事業の待機児童の減少
外出・移動支援の推進	現 状	視覚障がいや重度知的障がい・精神障がい一人で外出が困難な人の社会参加が可能となるサービスが不足しています。サービスを充実するため、関係事業所へ研修会の周知と参加の働きかけを行いました。 また、移動に有用な「福祉有償運送」の促進を図るため、阿賀野市社会福祉協議会と連携し、平成30年7月に福祉有償運送運転者講習会を開催しました。令和2年度の福祉有償運送運転者講習会は、コロナ禍の影響により中止となっています。
	課 題	・障がい者のサービス利用のニーズに対応できていない ・同行援護、行動援護、福祉有償運送の事業所の不足及び職員の不足 ・事業所の新規参入に繋がる施策の検討

項 目	実績値 (平成 30 年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和 2 年度)	現状値 (令和 2 年度)
共同生活援助（グループホーム）の 設置数	1箇所	2箇所	3箇所	3箇所
補装具、日常生活用具の給付者数 (延べ人数)	566人	569人	710人	385人
同行援護・行動援護を行う事業所の 数	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所
福祉有償運送を行う事業所の数	2箇所	2箇所	3箇所	2箇所

【評価】

地域移行の促進や障がい者が住み慣れた地域で生活するために必要となる共同生活援助（グループホーム）の整備促進に向け活動した結果、1事業所（定員総数8名）から令和2年11月時点で、計4棟（定員総数27名分）が整備されました。

しかし、入所者の障がい特性に対応した支援が十分とはいえないため、事業所へ適切な支援の提供が行えるよう働きかけていく必要があります。

地域活動支援センターを移転し、利用スペースや設備を充実させたことで障がい児・者の居場所づくりの推進を図りました。今後は、地域活動支援センターに相談機能を併せ持つなど機能強化を図る必要があります。

障がい児・者の移動の手段となる福祉有償運送の運転者を育成するための講習会を平成30年度に社会福祉協議会で開催し、福祉有償運送の必要性の周知を図りました。令和2年度の開催はコロナ禍の影響により中止となっています。

障がい児・者の外出支援のサービス（同行援護、行動援護、福祉有償運送）事業所の不足の解消がすすんでいないなど、市内に不足するサービスがあるため、解消に向けた取り組みをすすめる必要があります。

(4) 就労支援と雇用促進

施 策		施策の状況
雇用・就労	現 状	障がい者の就労の促進を図るため、自立支援協議会就労部会において、就労応援セミナーを開催しました。また、ハローワークと連携し、合同面接会を開催しました。関係者と連携し参加者を募ることで参加者は増加しており、就労意欲が向上しています。しかし、そこから就労につながる人が少ないため内容の検討を行いながら継続開催を行っていきます。 障害者就労施設等からの物品等調達方針を策定し、庁内全課への説明会を開催し、目標達成に向けた取り組みを行いました。
	課 題	・トライアル雇用や就労訓練の希望者は増加傾向のため、ハローワーク等関係機関と連携した支援の継続 ・市、企業への障害者雇用の向上及び働きやすい環境整備の推進

項 目	実績値 (平成30年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)	現状値 (令和2年度)
障がい者が仕事をしている割合の拡大（障害福祉に関するアンケートより）	—	—	30.0%以上	24.3%
「障害者就労施設等からの物品等調達方針」における達成目標額	1,612,372円	1,962,533円	前年度より増額させる。	2,500,000円
市（市役所）における障害者雇用率	1.81%	2.31%	2.6%以上	2.38%

【評価】

自立支援協議会生活支援部会において、ハローワークや地元企業等と連携し就職応援セミナーを毎年開催しています。また、障がい者を対象とした就職模擬面接会を開催し、障がい者の就労につながる活動を行ってきました。

また、障がい者の工賃向上の一翼を担うため、市で策定した物品調達の目標額達成に向け、全課を招集し説明及び協力依頼を行いました。

障害者雇用率は向上しています。さらに障がい者が働き続ける環境をつくるため、全職員に対し障がいの理解を図り、働きやすい職場づくりをすすめていく必要があります。

(5) 社会参加の促進

施 策		施策の内容と評価の内容
障がい者 スポーツ・余暇活 動の促進	現 状	障がい者が、各種研修会や講演への参加及びサークル活動への参加が促進できる よう手話奉仕員の派遣を行いました。 視覚障がいの人へサウンドテーブルテニス（卓球）のサークル活動への参加募集の 記事を広報に掲載しました。
	課 題	・外出時の移動手段の確保 ・手話奉仕員等派遣事業の周知、啓発

項 目	実績値 (平成 30 年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和 2 年度)	現状値 (令和 2 年度)
手話奉仕員等の派遣により、余暇活 動等に参加できた障がいのある人の人 数（延べ人数）	12人	14人	15人	6人

【評価】

手話奉仕員の派遣により、余暇活動に参加できた障がい者は順調に増加しています。

障がい児・者の余暇活動を促進するために必要な移動支援や福祉有償運送、外出を支援するサービスの充実が進んでいないため希望する余暇活動ができていない状況です。今後不足するサービスの充足に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(6) 安全・安心な環境づくり

施 策		施策の状況
生活環境	現 状	市内の公共的建物のバリアフリー化を促進するため「新潟県福祉のまちづくり条例」を遵守した建築物となるよう助言・指導を行いました。 公園施設では主要な5か所の公園に多目的トイレを設置しました。 地域防災については、避難行動要支援者名簿への登録の促進を図るとともに、単身障がい者、障がい者世帯等災害時に支援が必要な人をリスト化し、緊急・災害時の早急な安否確認ができるように整備しました。 選挙における配慮については、簡易スロープを購入するとともに、選挙従事者のマニュアルを作成し、障がい者への配慮の周知を行いました。 自主防犯団体は、平成30年度と令和元年度を比較すると1団体の増加にとどまっています。また、既存の自主防犯団体の延べ活動従事者数について、平成30年度と令和元年度を比較すると、延べ従事者数が1,908人、17.8%増加しています。
	課 題	・主要な公園施設については、トイレに限らず改修を行う場合、公園・園路・駐車場などバリアフリー化を進める必要があります。 ・障がいのある人が安心して地域で暮らせるよう防犯、防災の支援体制を継続していく必要があります。 ・災害の発生に備え、自治会等が作成する避難行動要援護者一人一人の避難支援個別計画の作成の支援や、障がいのある人を含む要援護者の安全確保のための体制づくりが必要となっています。 ・投票所の車イス、スロープなどの設置は、一部の投票所のみとなっており、一律に進んでいない現状があるため期日前投票の推進を行っている現状があります。

項 目	実績値 (平成30年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)	現状値 (令和2年度)
自主防犯団体の延べ活動従事者数	10,717人	12,625人	13,000人	今後取得

【評価】

避難行動要支援者名簿を民生委員等へ情報提供し、地域での見守り活動の促進を図っています。また、自治会を対象に防災講座や防災訓練を行い、地域で要支援者を守る取り組みを行っています。活動従事者は増加傾向ありますが目標値より若干下回っています。

要因としては、地域コミュニティが希薄となっていることが考えられます。

地域で障がいのある人を見守り、支える地域づくりを進めていく必要があります。

第4章 施策の展開

1 情報提供の促進

① 障がい者施策の広報

市ホームページに「障がい者週間」に合わせ、公的制度及び市単独の事業等について掲載し周知に努めました。

市ホームページについては、読上げ機能を利用される人にとって分かりやすいように配慮するとともに、市広報紙等については、視覚障がい者向けに音声訳を実施し配布していますが、現在の情報提供の方法だけでは十分に情報を得ることができない障がい者もいます。より多くの障がい者が必要な情報が得られるよう多様な手法による情報提供に努め、障がい者やその家族に対して、わかりやすい制度やサービス内容の情報提供に努めます。また、障がい者関係団体の活動状況等を広報などで情報提供を行い、市民への理解を深めていく必要があります。

施 策 名	施 策 の 内 容
障がい者週間の周知	「障がい者週間」や「人権週間」の周知を図り、これらの期間を通じた人権教育、啓発活動を推進します。
障害福祉サービス等の情報提供の充実	障がい福祉のしおりや福祉のガイド、ホームページ、広報紙等を活用し、サービスに関係する情報提供を充実します。
障がい者関係団体による啓発活動の推進	障がい者関係団体による住民への啓発活動を促進します。
障がいの状態に配慮した広報紙等の推進	「音声訳」など、障がいの状態に応じた情報提供の方法を検討し、わかりやすい情報提供に努めます。
相談窓口の周知	相談窓口の周知を図り、誰もがいつでも気軽に相談できる相談体制の構築に努めます。

② 障がいに対する理解促進

障がい者が地域において自立して生活を送るためには、地域住民を中心にすべての市民の理解と支え合いが必要です。障がい者が緊急時に周りに支援をお願いする「ヘルプカード」を交付し、市民への周知・啓発に努めてきました。

また、広報紙等を通じ「障害者差別解消法」等の周知・啓発を図り、障がい者の理解が進むよう努めました。

今後も障がい及び障がい者に関する市民の理解を促進し、引き続き地域共生社会の実現に向け、地域づくりに取り組むための仕組みづくりに努めます。

施 策 名	施 策 の 内 容
広報紙等による啓発活動	市の広報紙等を活用して障がいに関する情報を掲載します。また、市民に対し、障がいや障がいのある人の理解について市民各層への啓発に努めます。 市のホームページを活用して本計画を公表するなど、市民に対する啓発に努めます。
ヘルプカードの普及啓発と利用促進	市の広報紙等やホームページを活用してヘルプカードの普及啓発に努めます。
障害者虐待防止法の啓発	市の広報紙等やホームページを活用して障害者虐待防止法の啓発に努めるとともに、虐待のない地域となるよう取り組みます。

③ 消費者としての障がい者保護

市において消費者相談窓口を設置し対応してきました。また、基幹相談支援センターを直営で設置し、障がい者及び家族・関係機関の相談に総合的に支援を実施しています。

今後も障がいのある人や高齢者をはじめ、市民が振り込め詐欺などの被害にあわないように、障がいに配慮した方法で、より多くの制度等の情報提供の充実を図り、広報活動を強化するとともに、相談窓口の強化に努めます。

施 策 名	施 策 の 内 容
消費者対策の充実	振り込め詐欺などの被害にあわないよう、広報活動を強化するとともに、悪質な商取引に巻き込まれないよう、正しい情報提供に努めます。
消費者相談窓口の強化	障がいのある人を含むすべての市民が、消費者相談が受けられるよう、専門の相談員を配置し支援します。

【評価指標】

項 目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
福祉サービスなどの情報を得ることの困っていること「どこから情報を得ればよいかわからない」の障がい者の割合（障がい福祉に関するアンケートより）	31.3%	10%未満
「ヘルプカード」の交付者数	102人	155人
「ヘルプカード」を知っている市民の割合（阿賀野市まちづくりアンケートより）※令和元年度	34.5%	60.0%

2 市民参加の促進

① ボランティアの育成と活動の充実

地域福祉の担い手である市民による主体的なボランティア活動が障がい者の自立を支えていることを踏まえ、関係機関と連携し積極的にボランティア活動が展開されるよう環境づくりに努めます。

施 策 名	施 策 の 内 容
広報活動による啓発	市民に多彩な活動を紹介し、ボランティアへのきっかけづくりを促進するとともに、広報紙等やホームページなどの各種媒体を活用して、ボランティア活動のPR・情報提供を行います。また、企業に対して、ボランティア活動への参加や支援を働きかけます。
ボランティア学習の充実	児童・生徒の福祉体験等により、児童・生徒のボランティア活動への理解や参加を促し、活動の普及啓発に努めます。さらに、小・中学校の連携、地域連携のプログラムにより校内外でボランティア活動を行う機会をつくるなど、ボランティア学習の場の充実を図ります。
障がい者に対応した専門的なボランティアの育成	点訳や音声訳、手話、外出等、障がい者に対する専門的ボランティアやサポーター等を育成支援していきます。

【評価指標】

項 目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
阿賀野市ボランティアセンター登録者数	今後取得	1,871人
手話奉仕員等派遣利用者件数	18人	30人

※以下表の令和2年度実績は11月末の実績になります。

3 相談支援体制の整備

① 相談支援体制の充実

障がいのある人とその家族が、いつでも身近なところで気軽に相談ができ、必要なサービスの助言が受けられ、本人とその家族が望む支援を受けることができるように、子ども・教育・高齢者・障がい等各相談機関との連携・協働による相談支援の充実を図ります。

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおいて、困難な問題の解決や虐待の未然防止のために、相談支援体制の確立と、ソーシャルワークやケアマネジメント体制の充実を進めます。また、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する障がい児・者すべてに、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成するとともに、困難事例に対しては、基幹相談支援センター等関係機関が連携し、障がい児・者が抱える問題の解決を図り、安心して障害福祉サービス・障害児通所支援が利用できるようさらに相談支援体制の強化と相談員のスキルアップに努めます。

障害者虐待に対し、早期の対応と虐待防止に向け、関係機関と情報の共有化を図り連携・連動した対応を行っていきます。

施 策 名	施 策 の 内 容
相談支援の充実	障がいのある人と家族からの様々な相談を受け、関係機関との連携のもと、障がい児から障がい者まで切れ目のない適切な相談対応や支援がなされるようサポートします。 相談者に寄り添い、常に一緒に解決していく伴走型の相談支援に努めます。
連携・協働による障がい者支援体制の構築	障がい児・者の様々な支援に関して各機関との連携を図ることにより情報の共有、効果的な支援を行うためネットワークの構築を図ります。
障害福祉サービス等の利用計画の作成支援	障がい児・者の自立した生活を支え、障がい児・者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画作成の支援として、情報の共有と確認、アセスメント等のきめこまかな指導・支援をします。
相談支援専門員の確保	障がい児・者やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して相談支援にあたる相談支援専門員の確保に努めます。
相談にかかわる職員のスキルアップ（育成）	障がい児・者及び家族が抱える様々な問題に適切な支援ができるよう、相談にかかわる全ての職員のアセスメント力、マネジメント力の向上に努めます。

② 障がい者の人権・権利擁護の推進

成年後見制度の周知を進めてきましたが、依然十分に理解が進んでいるとは言えません。成年後見制度の利用が望ましい障がい者は多数いると思われるため、制度利用の周知の徹底、制度の積極的な活用と法人後見の推進に努め、障がい者本位の立場に立ち、障がい者の権利を守るとともに差別、偏見のない地域づくりに努めます。

施 策 名	施 策 の 内 容
成年後見制度の促進	知的障がいや精神障がいのある人など判断能力が不十分な人を保護するために、障がい者基幹相談支援センターと地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度の促進を図ります。
法人後見の推進	関係機関と連携し、成年後見制度の知識を深め、法人後見を推進します。
障害者差別解消法の啓発及び推進	市の広報紙等を活用し、市民への啓発をすすめます。また、庁内職員等に対して「阿賀野市職員対応要領」の周知啓発を図ります。
人権を尊重するひとづくり	障がい者を含めた全ての人権が尊重されるまちづくりを目指し、人権擁護の啓発に努めます。

③ 虐待防止対策の充実

障害者虐待の通報は、計画期間中に数件ありました。通報後は早期に対応を図り、その後も継続した見守りや支援を行っています。虐待の未然防止と早期発見早期対応の徹底を図り、関係機関及び民間団体との連携協力体制を整備し、虐待のない地域づくりのためにより一層啓発を進めていく必要があります。

施 策 名	施 策 の 内 容
虐待防止法など人権に関する啓発の推進	障がいのある人の人権を尊重し、虐待のない地域をつくるため、虐待防止のための意識啓発を図ります。
障害者虐待への早期対応	虐待通報に対し、24 時間以内にコアメンバー会議を招集するとともに、関係機関と連携し早期対応、早期解決に努めます。また、継続した見守りや支援を図ります。

【評価指標】

項 目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
悩み事や心配事で家族、親戚、知人等以外で相談相手が「だれもない」の割合（障がい福祉に関するアンケートより）	17.1%	5%未満
相談支援事業の利用者数の拡大	543人	610人
「成年後見制度」を知っている障がい者の割合（障がい福祉に関するアンケートより）	38.1%	50%以上
「市民の理解について」理解が深まったと感じている障がい者の割合（障がい福祉に関するアンケートより）	24.5%	40.0%
障害者虐待の通報件数（平成30年から令和2年の延べ人数）	7件	0件
「阿賀野市職員対応要領」を知っている職員の割合	今後取得	100%

4 保健・医療等の推進

① 障がいの早期発見・早期治療・早期支援

保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関との連携を強化し、障がいの予防・早期発見・早期治療・早期支援に努めます。

施 策 名	施 策 の 内 容
障がい者等の早期発見・早期治療・早期支援の体制づくり	障がい者等の早期発見・早期治療・早期支援を図るため、関係機関等との連携を強化し、支援体制の強化を図ります。
児童福祉法に基づく「障害児通所」サービスの充実	障がいのある子どもと家族に対して、日常生活における基本的な動作の助言や指導、適応訓練等の必要な支援を行います。
保育園・認定こども園・幼稚園等における障がいのある子どもの受入体制の整備	障がいのある子どもを、保護者が安心して保育園・認定こども園・幼稚園等に預けられるよう受入体制を整備します。
発達相談体制の整備	療育の必要性について、発達の経過を見ながら、関係機関と情報共有と連携を図り、早期に相談や支援が受けられる体制を整備します。
障がい児支援の連携の構築	乳幼児からの心身の発達や支援に関する情報を共有するとともに、関係機関が途切れることなく支援が継続して取り組めるような連携体制を構築します。

② 精神保健福祉施策の充実

精神障がい予防、適切な治療の継続を推進し精神障がい者の社会復帰と社会活動への参加のための支援など、精神保健福祉施策の充実を図ります。

精神障がいや精神障がい者に対する市民の理解に向けて、積極的な啓発に取り組むとともに、精神障がい者が自立して社会活動に参加し、自分らしく、安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの構築や、地域生活支援施策の充実、雇用・就業の促進などに努めます。

自立支援医療（精神通院）の受給者は年々増加しています。医療の継続を図るため、医療費負担の軽減を目的とした助成を行っていきます。

施 策 名	施 策 の 内 容
社会復帰対策の充実	精神障がい者が、できる限り地域で生活していけるようにするため、訪問系サービスの充実、ショートステイや共同生活援助（グループホーム）の各居宅生活支援サービスの充実に努めます。
精神障がいと精神障がい者の理解の促進	市民の正しい理解を促進するため関係機関と連携して啓発を図ります。
精神障がい等の予防・治療の継続・早期支援の体制づくり	精神障がいは、予防が重要です。また、治療の継続・早期支援を図るため、関係機関等との連携を強化し、支援体制の強化を図ります。
依存症対策の推進	アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症に対する対策を、関係機関等と情報共有し連携を図ります。
地域包括ケアシステムの推進	精神障がいのある人が自分らしく安心して地域で生活していけるよう、関係機関との連携体制や緊急時の支援体制の構築、地域での見守り体制などの整備を推進します。
精神医療にかかる医療費負担の軽減	精神医療の治療が安心して継続できるよう、医療費の負担軽減を図ります。
ピアサポーターの育成	精神障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、相談相手となって、精神障がいのある人の社会参加や地域の交流、問題の解決をサポートするピアサポーターの育成を図ります。

【評価指標】

項 目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
障害児通所支援サービス申請者で、事業所定員により利用できず待機している人数	24人	0人
発達相談会の実施回数	4回	4回
精神医療にかかる医療費助成事業である「精神障害者医療費助成事業」の助成を受けている人数	421人	450人
地域包括ケアシステム推進会議（現退院促進部会）開催回数	3回	5回

5 障がいのある子どもへの支援

① 療育・幼児教育の充実

障がいのある子どもの支援に関しては、生まれたときから就学後の各段階、また卒業の後も、障がいの特性に応じた切れ目のないとぎれない支援が継続して提供できるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関と連携を図る支援体制の構築が必要です。

「こどものことばとこころの相談室」が中心となり、早期療育と相談支援の強化を今後も進めていきます。

施 策 名	施 策 の 内 容
とぎれない支援体制の構築	保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関の連携を図り、支援を必要とする子どもたちに切れ目なくとぎれない支援体制の構築を図ります。
早期療育体制の推進	「こどものことばとこころの相談室」を中心として、早期療育のための保健、医療、福祉、教育等と連携し、相談支援機能の強化を図ります。
保育・教育における支援体制の充実	巡回相談等による指導助言等を通して、保育園・認定こども園・幼稚園や学校等での必要な支援を行います。
地域における支援の担い手の育成	障がいのある子どもが、保育園・認定こども園・幼稚園や学校等で集団生活や社会生活を送るための力を身につけることができるよう、保育士や学校の教職員などに支援技術に関する指導や助言をし、地域の支援者の育成に努めます。
主に重症心身障がい児を支援するサービスの充実	医療行為等が必要な重症心身障がい児及び家族が、安心して生活が送れるよう、相談支援やサービスの充実に努めます。

② 教育施策の充実

特別支援教育は、幼児期から学齢期まで長期間に及びます。障がいも個々に違いがあり、その障がい児の特性にあった教育・支援が必要であり、継続性が重要となります。障がい児や保護者が安全・安心な教育を希望する教育現場で受けられるような環境整備と支援体制が必要です。そのため、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じ、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業まで一貫して的確な支援を行います。また、総合的な支援体制の整備にあたっては、教育センターを中心とした教育、福祉、保健、医療等の関係機関との連携協力により地域のネットワークは広がってきています。

施 策 名	施 策 の 内 容
特別支援教育の推進	障がいのある幼児・児童生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、合理的配慮のもと、適切な教育を行い、能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立する人間の育成に努めます。
個別教育支援計画の作成・評価	幼児・児童生徒の障がいと特性を見極め、それぞれにあった個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、評価と改善に取り組み支援の充実を図っています。
有機的ネットワークの構築	関係する機関と連携した地域のネットワークを活用し、特別支援教育の総合的な推進と充実を行います。

【評価指標】

項 目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
ご家族からの相談から障がい児の支援まで総合的な支援が可能な「児童発達支援センター」の設置数	0 箇所	1 箇所
主に重症心身障がい児が利用できる障害児通所サービス事業所数	1 事業所	1 事業所

6 地域生活の支援

① 障害福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、個々の状況に応じた多様な支援が必要となります。近年、精神病院の入院患者及び障害者入所施設の入所者の地域移行が求められており、退院・退所した障がい者が地域で生活を送るための受け皿として、共同生活援助（グループホーム）の需要が高まっています。また、重度の障がいのある人に対しては支援体制が確保されている日中サービス支援型のグループホームの整備を推進していく必要があります。

障害福祉サービスの確保については、障害者総合支援法で定める「障がい福祉計画」及び児童福祉法による「障がい児福祉計画」において、具体的な数値目標及び見込量を定めるとともに、サービス量の確保に努めます。

また、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等が利用できるよう、障害福祉サービスの質の向上のための体制構築を行っていきます。

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、ケアマネジメントや支援ができる体制を整備するとともに、介護保険と障害福祉のサービスを一つの事業所で利用が可能となる「共生型サービス」についても関係機関と調整し、サービスの充実に努めます。

施 策 名	施 策 の 内 容
居宅介護等の訪問系サービスの充実	障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスの充実を図ります。
短期入所の充実	障がいのある人やその家族のニーズに対応できる短期入所サービス事業所の整備を促進するとともに、重度障がいのある人、医療的ケアのある人の短期入所の充実に努めます。
日中活動の場の確保と支援	障がいのある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。特に、医療的なケアや常時介護が必要な重度障がいがある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の拡充に努めます。
住まいの場の確保、居住の支援	入所施設や精神科病院からの地域生活への移行・定着を促進するとともに、家族の高齢化により在宅では必要な支援が得られない、家族から独立して生活したいなど、障がいのある人それぞれの状況やニーズに即した地域生活を支援していくための受け皿として、共同生活援助（グループホーム）等の「住まいの場」の充実を図ります。

施 策 名	施 策 の 内 容
共同生活援助（グループホーム）の整備促進	障がい者の状態に配慮した対応ができる共同生活援助（グループホーム）の整備を図ります。 重度の障がい者を対象とした日中サービス支援型グループホームの整備を図ります。
居場所づくりの推進	障がいのある人が、地域の人たちと交流を図りながら社会参加することができる居場所づくりを推進します。
難病患者への支援	難病患者やその家族が安心して在宅生活を送れるよう、居宅介護等の訪問系サービスや日常生活用具の給付など、必要なサービスの提供に努めます。
サービス事業所への支援	介護サービス事業所へ情報提供を行うなど、障害福祉サービス分野への新規参入の促進に努めます。 障がいのある人への支援に関する専門的技術を習得するための研修の実施を支援します。 介護給付費などの情報提供を図り、法人運営の支援に努めます。
障がい福祉人材の確保	県や圏域などが開催する研修会の参加勧奨を行い、スキルアップと確保に取り組んでいます。 今後の福祉サービスを担う人材の確保・育成を支援していきます。
介護保険制度との連携促進	障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行がスムーズにすむよう、関係機関で連携を図ります。 介護保険制度と重複して利用する人のサービスの調整について関係機関と連携を図ります。

【評価指標】

（単位：/年）

項 目	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和5年度）
共同生活援助（グループホーム）の設置数	4 箇所	6 箇所
地域活動支援センター整備数	1 箇所	2 箇所

② 外出・移動支援の推進

障がいのある人の社会参加を促進するためには、外出するための移動手段を整備し、移動支援を充実させる必要があります。一人で外出が困難な場合のサービスとして、同行援護・行動援護・移動支援がありますが、行動援護は市内に事業所が存在しないため、十分なサービスの提供がされていないのが現状です。また、移動手段として利用される福祉有償運送サービスは、ニーズに答えられるには不十分な状況となっています。今後は、障がいのある人が外出のためのサービスが十分に受けられる体制を構築するため、事業所への新規参入など働きかけを継続して行っていきます。

施 策 名	施 策 の 内 容
外出・移動支援の充実	屋外での移動が困難な身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対して必要な支援を行います。
サービス事業所の確保	外出時に必要とされる、同行援護・行動援護サービスの新規参入を事業所へ働きかけを行い、サービスの充実を図ります。
移動手段の確保	一人で外出が困難な障がいのある人にとって、有用な福祉有償運送の充実に努めます。 障がいのあるなしにかかわらず、市民が自由に移動できる交通手段の確保に努めます。

【評価指標】

(単位：/年)

項 目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
同行援護・行動援護を行う事業所の数	1 箇所	2 箇所
福祉有償運送を行う事業所の数	2 箇所	3 箇所

7 就労支援と雇用促進

① 就労支援

障がいのある人が地域の中で安定した生活を送るためには、就労は非常に重要な要素の一つです。

障がい者の就労に向けて訓練を行う、就労移行支援及び就労継続支援を提供する事業所が整備され、就労に向けたサービスの充実を図ってきました。

今後も障がい者の就労及び定着に向けて、障がい者の個々の状態に合った事業所で訓練や就労ができ、また、その適正や能力に応じて働く場を選択し、就職先で就労定着ができるよう、事業者に対し支援を働きかけ、一般就労及び定着につながるよう、行政、教育、企業、事業主、商工会等の関係機関とのネットワークを整備し、就労・定着支援体制を整備します。

また、特別支援学校等新卒者の進路についても、学校等との調整を図り、一般就労や状態に合った事業所での就労訓練につながるような支援に努めるとともに、就労後の生活支援も含めた総合的な就労支援体制の整備を図ります。

施 策 名	施 策 の 内 容
関係各機関とのネットワークの推進	行政、教育、企業、事業主、商工会等の関係機関とのネットワークを整備し、中小企業に対して障害者雇用の啓発に努め、就労支援体制を整備します。
就労再チャレンジの促進	障がい者を理由とする失業者の把握に努め、就労への再チャレンジへの環境にも十分配慮します。
特別支援学校新卒者の進路の促進	特別支援学校等新卒者の進路についても、学校等との調整を図り、一般就労や状態に合った事業所での就労訓練につながるような支援に努めます。
改正障害者雇用促進法の啓発	障がい者の活躍の場の拡大に関する措置として、「障害者雇用に関する優良な中小事業主への認定制度」の創設、「特例給付金（週 10～20 時間未満で働く障害者を雇用する事業主への給付金制度）」の創設、等についての周知広報に努めます。（令和 2 年 4 月 1 日改正法施行）
職場定着の支援	就職先での円滑な職場定着を促進するため、業務内容などについて指導を行うジョブコーチ制度の周知や就労定着支援の充実に努めます。 また、職場や仕事に関する悩みなどへの相談援助、就職活動支援、就労促進のための諸制度の利用援助を行います。
障害者就労施設からの物品調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、「障害者就労施設等からの物品等調達方針」を制定し、目標額の達成に努めます。
農福連携の取組	農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、障がい者の生きがいを創出し、社会参画を実現できるよう農福連携の強化に努めます。

② 雇用の促進

ハローワークや関係機関と協力して市内を会場とした面接会や、セミナーを開催し障がいのある人の就労に向けた取り組みを推進してきました。

今後もハローワークとの連携を強化し、企業や事業主、そして市民に対し、障害者雇用に関する啓発を行います。また、企業や事業主に対して障害者雇用の促進を働きかけ、法定雇用率の達成を図ります。

施 策 名	施 策 の 内 容
ハローワークとの連携促進	障がいのある人の雇用が促進されるようハローワークと連携し、就職情報の提供に努めるほか、トライアル雇用の活用や就労訓練等へ結びつけられるよう支援を行います。
法定雇用率の周知・啓発	障害者雇用率の向上を目指し、ハローワークと連携して市内事業所に対し、障害者雇用を呼び掛けていきます。
公共団体への雇用促進	市などの公的機関における事務や作業などについて、障がいのある人の雇用を促進します。
障害者雇用の促進	市職員の採用にあたり、阿賀野市の障害者雇用の促進に向け、市（市役所）が率先して障害者雇用に努めます。
一般企業における障がいの理解の促進	一般企業における障がいに対する理解の促進を図り、障がいのある人に配慮した対応や環境整備の推進に努めます。

【評価指標】

(単位：/年)

項 目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
障がい者が仕事をしている割合の拡大 (障がい福祉に関するアンケートより)	24.3%	30%以上
「障害者就労施設等からの物品等調達方針」における達成目標額	2,500,000 円	前年度より 増額させる。
市（市役所）における障害者雇用率	2.38%	2.6%以上

8 社会参加の促進

① 障がい者スポーツ・余暇活動の促進

障がいのある人が地域の中で豊かな生活を送るためには、地域のスポーツや文化活動など、様々な分野で活動することが重要な要素の一つとなります。スポーツやレクリエーション等へ参加しやすい環境づくりに取り組みます。

施 策 名	施 策 の 内 容
各種講座の充実	障がいのある人のニーズに合った講座や研修会を開催します。 手話奉仕員等の派遣により、障がい者が講座や研修会に参加しやすい体制整備を推進します。
スポーツ・レクリエーション活動への支援	障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援し、社会参加を図り、障がいのある人に対する市民の正しい理解の普及に努めます。また、活動しやすい施設整備や事業の企画等を行う指導者やボランティア等の人材育成に努めます。
障がい者団体及び余暇活動への支援	サークル活動参加等の余暇活動が充実するよう手話奉仕員等の派遣を行うとともに、障がい者団体等が主催するスポーツ・文化交流事業等の情報提供と支援に努めます。

【評価指標】

(単位：/年)

項 目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
手話奉仕員等の派遣により、余暇活動等に参加できた障がいのある人の人数（延べ人数）	18人	30人
手話奉仕員等を派遣した講座、研修会の回数	4回	15回

9 安全・安心な環境づくり

① 生活環境等の整備

福祉のまちづくりを進めていく「バリアフリー新法」や「新潟県福祉のまちづくり条例」の施行について関係者に働きかけを進め、利用者の視点に立った連続的なバリアフリー化の環境整備に努めています。

今後も、障がいのある人の積極的な社会参加を促進するため、ユニバーサルデザインの視点に立った、すべての人にやさしいまちづくりを一層推進するとともに、福祉のまちづくりを進めていく「バリアフリー新法」、「新潟県福祉のまちづくり条例」の着実な施行を推進します。

施策名	施策の内容
公園・公共施設のバリアフリーの促進	公園・公共施設のバリアフリー化を推進します。また、障がいのある人が利用しやすいトイレの設置や案内看板等の設置に努めます。
安全で快適な道づくり	歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による市道のバリアフリー化に努めます。また、看板や駐輪など路上障害物のない歩道環境や障がい者用駐車スペースの利用マナー等について市民意識の啓発に努めます。
こころのバリアフリーの普及	障がい者団体、事業者、関係機関等と協力し、障がいのある人に必要な配慮について広報・啓発を行うなど「こころのバリアフリー化」の普及に努めます。

② 選挙における配慮の推進

投票所において、車椅子で入退場を可能とする簡易スロープを随時購入・準備しています。また、視覚障がい者が点字投票するために必要な機器の準備及び投票所における配置に配慮をし、各障がいに対応できる体制を整えています。

今後も障がいの状態に配慮した情報提供・環境整備・投票にあたっての支援の理解を推進します。

施策名	施策の内容
選挙情報の提供	投票所に立候補者氏名等について、点字や、大きな文字による一覧表の掲示、配置を図り、投票における情報提供の推進に努めます。
投票所のバリアフリー	障がい者の投票については、投票所の段差解消のための簡易スロープの準備を進めるとともに、バリアフリー化された公共施設での期日前投票の働きかけを進め、障がい者の選挙権行使の推進に努めます。
投票行動支援の促進	視覚障がいや聴覚障がいなどそれぞれの障がい者に対応した投票方法について、選挙制度の動向を踏まえながら対策に努めます。
障がい者の状況に応じた配慮・支援方法の理解の促進	障がい者の障がいの状況により、投票の際に必要な配慮や支援方法について理解が進むよう努めます。

③ 防災対策の推進

災害時の支援を希望する障がい者からの届出を受け、避難行動要支援者名簿を作成し、障がい者の同意を得て、民生委員等へ情報を提供し災害時の支援が受けられる体制を構築しています。

また、基幹相談支援センターにおいても支援が必要な障がい者の情報を収集し名簿の作成を行いました。今後も障がいのある人を災害から守るため、地域の防災ネットワークの整備や地域住民の協力による地域防災体制の整備など、災害による被害を未然に防ぐための基盤づくりを進めます。

施策名	施策の内容
災害時避難行動要支援者名簿の整備と活用	障がい者を含む避難行動要支援者名簿の整備を行うとともに、名簿を活用して、災害時などの対応を行います。
避難行動要支援者の避難支援の推進	地域防災計画や避難行動要支援者避難支援全体計画に基づき、障がい者を含む避難行動要支援者の避難支援を推進します。
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難対策	新型コロナウイルス感染症のおそれがある状況において、災害が発生し、避難所を開設する場合は、感染症対策に万全を期すとともに、避難に関する情報提供に努めます。
障がい特性に配慮した福祉避難所の確保	障がい者や家族が安全・安心に避難生活が送れるよう、心身の状態に配慮した福祉避難所の確保に努めます。

④ 防犯対策の推進

障がい者を含めた弱者を守るため、地域の連帯感を強め、助け合い、また見守ることができる地域づくりが重要であることから、地域での自主的な防犯活動を推進するための支援を行っていきます。今後も犯罪や事故の被害に遭うことがないように防犯対策を推進します。

施策名	施策の内容
地域防犯体制の確立	障がい者を含めた弱者を守るため、防犯思想の普及・啓発に努めるとともに、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。
犯罪情報等の提供	阿賀野市安全安心メールを活用し、犯罪発生情報や不審者出没情報等の迅速な提供に努めます。
自主防犯団体の活動の促進	障がいのある人を含む全ての地域住民を守る自主防犯団体の防犯活動を促進します。

【評価指標】

(単位：/年)

項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
自主防犯団体の延べ活動従事者数 (参考 令和元年度 12,625人)	今後取得	14,225人

第5章 第6期障がい福祉計画

1 第5期計画の目標の達成状況

第5期障がい福祉計画では、令和2年度を目標年度とした数値目標を定めていました。第5期計画の目標とその達成状況は下記の通りです。

(1) 施設入所者の地域生活への移行について

福祉施設に入所している障がい者のうち、自立訓練等を利用し、令和2年度末に地域生活に移行する人の数値目標を設定しました。

項目	数値		実績		数値
平成28年度末時点での入所者数(A)	60	人	60	人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	58	人	58	人	令和2年度末時点の利用者数
【目標値】削減見込み ($C=A-B$)	2	人	2	人	入所者にかかる差引減少見込数
削減率($\text{イ}=C/A \times 100$)	3.3	%	3.3	%	
【目標値】地域生活移行者数 (D)	2	人	1	人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
地域移行($\text{ア}=D/A \times 100$)	3.3	%	1.6	%	

【評価】

入所者数は目標を達成しています。新規入所、高齢者施設及び、グループホームへの入所による退所はありますが数の増減はありません。今後は施設入所者の地域移行に必要なグループホームなどの環境整備を進めていく必要があります。(令和元年度では児童部に1人入所となり1人増となっています。)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、関係機関が包括的に確保された仕組みの構築についての目標設定をしました。

項目	協議の場の有無	
	目標	実績
令和2年度末時点での協議の場	有	有

【評価】

自立支援協議会退院促進部会で、地域の課題を抽出し、課題解決に向けて協議を進めます。医療機関との連携、住まいの確保、見守り体制の充実、家族支援等の課題が挙がり、資源の確保や開発も含め協議を進めました。

（３）地域生活支援拠点の整備について

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が安心して、地域で暮らすため、①相談 ②体験の機会 ③緊急の受け入れ等に関連する地域生活拠点の確保について目標設定をしました。

項目	整備の有無	
	目標	実績
令和２年度末時点での地域生活支援拠点の整備	有	無

【評価】

自立支援協議会地域生活支援拠点ワーキンググループを設置し、市に必要な機能について検討を重ね、平成30年9月に地域生活支援拠点中心法人を選定し、多機能プラス面的整備による体制整備に向けて協議を進めましたが体制整備が実現できませんでした。

今後は、必要な機能と具体的な体制整備について、中心法人と相談支援部会、市、ワーキンググループで今後も協議を進めていきます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等について

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、令和2年度末までに就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数値目標を設定しました。

項目	数値		実績	数値
平成28年度の一般就労移行者数（A）	8	人	8	人
【目標値】目標年度の一般就労移行者数（B）	12	人	2	人
目標値＝B／A	150.0	%	25	%
	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数			
	令和2年度において施設を退所し、一般就労する者の数			

【評価】

一般就労移行者数は減少傾向となっています。要因としては、就労移行支援事業の利用者が伸びないためと考えられます。また、市内の企業等の障害者雇用が進んでいないことも一因と考えられます。今後は、市が積極的に障害者雇用に努めていくことが必要と思われます。

② 就労移行支援事業の利用者数

令和2年度末における就労移行支援事業を利用する人の数値目標を設定しました。

項目	数値		実績		数値
平成 28 年度末の福祉施設利用者数 (A)	13	人	13	人	平成 28 年度末において福祉施設を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数 (B = A × 1.6)	30	人	7	人	令和 2 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	230.8	%	53.8	%	

【評価】

就労移行支援事業の利用者の増加が進まない状況となっています。要因としては、市外の事業所を利用するための公共交通機関が不足していること、就労する力を持っている障がい者のサービス利用につながらないことが考えられます。

今後は、就労継続支援サービス等を利用している障がい者の就職の意欲が高まっていくよう支援や取り組みを進めていく必要があります。

③ 就労移行率の 3 割以上の事業所の割合

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の数値目標を設定しました。

項目	数値		実績		数値
令和 2 年度末の就労移行事業所の数 (A)	3	箇所	3	箇所	令和 2 年度末における就労移行支援事業所の数
令和 2 年度末の就労移行率 3 割以上の事業所の数 (B)	2	箇所	0	箇所	令和 2 年度末において就労移行率 3 割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行率 3 割以上の事業所の割合	66.6	%	0	%	令和 2 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合

【評価】

就労移行支援事業所数は目標を達成していますが、就労移行率は目標値を下回っています。地域ではまだまだ障害者雇用が進んでいないためと考えられます。

今後は、障害者雇用が促進されるよう企業に対する啓発を進めていく取り組みが必要です。

④ 就労定着支援利用による職場定着率

就労定着支援事業による支援について、事業を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定しました。

項目	数値		実績		備考
平成 30 年度の新規利用者数 (A)	5	人	0	人	平成 30 年度中において就労定着支援事業を新規に利用する（見込まれる）者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数 (B) 目標値 = (B / A)	4	人	0	人	令和元年度末までに、事業を利用して1年以上に渡り一般就労している（見込まれる）者の数
	80.0	%	—	%	
令和元年度の新規利用者数 (A)	5	人	2	人	令和元年度中において就労定着支援事業を新規に利用する（見込まれる）者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数 (B) 目標値 = (B / A)	4	人	1	人	令和2年度末までに、事業を利用して1年以上に渡り一般就労している（見込まれる）者の数
	80.0	%	50.0	%	

【評価】

就労定着支援の利用者は、市外の事業所を利用している障がい者のみのため目標より下回っています。要因としては、就労定着支援を実施する事業所が少なく、また、市内に提供する事業所がないことが考えられます。

今後は、市内事業所に対し就労定着支援のサービスへの参画について働きかけをしていく必要があります。

2 第6期計画の成果目標

この計画における数値目標は、国の基本方針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することとなっており、阿賀野市では、令和5年度を目標年度として、次のように設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行について

現時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、自立訓練等を利用し、令和5年度末に地域生活に移行している人の数値目標を設定します。

国の基本指針：

- ア 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- イ 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値		備考
令和元年度末時点での入所者数 (A)	59	人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	55	人	令和5年度末時点の入所者数
【目標値】削減見込み (C=A-B)	4	人	入所者にかかる差引減少見込数
削減率 (イ=C/A×100)	6.8	%	
【目標値】地域生活移行者数 (D)	4	人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
地域移行率 (ア=D/A×100)	6.8	%	

【考え方】

施設入所者の地域移行に必要なグループホームなどの環境整備を進めていくことから施設入所者の削減人数及びグループホーム等へ移行する人数を設定しました。

令和元年度入所者数：59人⇒6%以上削減した場合の入所者数：55人

（２）地域生活支援拠点等の整備について

障がいのある人が安心して、地域で暮らすため、相談・体験の機会・緊急の受け入れ等の確保について取り組みます。

国の基本指針：令和5年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つの拠点を確保する。年1回以上運用状況を検証及び検討する。

項目	数値
令和5年度末時点での地域生活支援拠点等の確保	1箇所
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	令和3年度 3回 令和4年度 3回 令和5年度 3回

考え方

設置方法：市内事業所と連携した面的整備による市単独の拠点の整備を進め、更に令和5年度までに多機能を加え機能を充実させた拠点の整備を進めます。

検討・検証：自立支援協議会地域生活支援拠点ワーキンググループで検証及び検討を実施します。

（３）福祉施設から一般就労への移行等について

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、令和5年度末までに就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

国の基本指針：就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

- ・就労移行支援事業：1.30倍以上
- ・就労継続支援A型事業：概ね1.26倍以上
- ・就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上。

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数（A）	5人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労者数（B） 目標値 = B / A	7人 1.4倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
就労移行支援事業		
令和元年度の一般就労移行者数（A）	4人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	5人 1.25倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労する者の数
就労継続支援A型事業		
令和元年度の一般就労移行者数（A）	0人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	1人 － 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労する者の数
就労継続支援B型事業		
令和元年度の一般就労移行者数（A）	1人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	1人 1.0倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労する者の数

【考え方】

福祉施設からの一般就労への移行の基本指針を基本としてこれまでの実績及び実情を踏まえて設定しました。

令和元年度の就労移行支援事業所から一般就労への移行実績：5人

⇒1.30倍以上増加の場合の移行者数：7人

令和元年度の就労継続支援A型事業所から一般就労への移行実績：0人

⇒概ね1.26倍以上増加の場合の移行者数：1人

令和元年度の就労継続支援B型事業所から一般就労への移行実績：1人

⇒概ね1.23倍以上増加の場合の移行者数：1人

② 就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業による支援で一般就労した人を目標値に設定します。

国の基本指針：令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

項目	数値		備考
令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数（A）	4	人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
【目標値】（A）のうち、就労定着支援事業利用者数（B） 目標値 = B / A	3	人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数
	75	%	

【考え方】

国の基本指針に基づき、一般就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者（就労を継続する期間が6か月を経過した者）を4人と見込み設定しました。

③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

国の基本指針：令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

※「就労定着率」の定義：

過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合（平成30年度報酬改定の考え方）。

項目	数値		備考
令和5年度末の就労定着支援事業所の数（A）	1	箇所	令和5年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】目標年度末の就労定着率8割以上の事業所の数（B） 目標値 = B / A	1	箇所	令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数
	100.0	%	

【考え方】

現在市内事業所数は0となっていますが、市内事業所へ事業の参画の働きかけを行い事業所の開設及び就労定着率8割以上の事業所を1事業所と見込みました。

市内事業所へ事業参入の働きかけを行っていきます。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針：令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	目標	考え方（想定される体制等）
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	障がい者基幹相談支援センターを中心に庁内各課と情報を共有し連携していきます。
令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	有	障がい者基幹相談支援センターを中心に庁内各課と情報を共有し連携していきます。

【考え方】

子どもから高齢者までの相談窓口の中心的役割を持つ、子育て支援包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター(介護保険)が市直営で設置されているため、情報共有や連携がスムーズに図れ支援が迅速に図れるよう今後も体制を整えます。

地域の相談支援事業所や関係相談事業所と、必要時ケア会議等開催し、情報共有を密に図ります。

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針：令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	目標	考え方
令和5年度末時点での、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制構築の有無	有	市内の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、児童通所支援事業所が参集する事業所会議の場で協議を進めていく。

【考え方】

年2回市内全障がい福祉事業所関係者を参集し、情報交換や課題の共有を図っています。
市と事業所、又は福祉サービス事業所間での意見交換をし、サービスの質の向上の検討を図っていきます。

3 障害福祉サービス等の実績と見込量

介護給付、訓練等給付、相談支援、地域生活支援事業の各サービスについて、サービスの内容を示すとともに、計画期間における各サービスの必要な量を見込みます。障害福祉サービス等の見込みにあたっては、過去の利用実績、新規利用者の伸び、一人当たりの平均利用時間数などに基つき見込量を推計しました。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

障害支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）の人が対象となります。

◆居宅介護

（単位：時間、人/月）

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間	見込量	901	969	1,020	810	825	840
	実績	823	736	808	—	—	—
	計画比	91.3%	76.0%	79.2%	—	—	—
人数	見込量	53	57	60	54	55	56
	実績	52	54	51	—	—	—
	計画比	98.1%	94.7%	85.0%	—	—	—

【評価】

利用人数は概ね見込量のとおり推移していますが、利用時間が見込量を下回っています。利用時間が増加しなかった要因としては、時間の増加につながる一人暮らしの障がい者が増えず、介護保険サービスに移行した障がい者がいたためと考えられます。

市内には、高齢者と障がい者の世帯も多いため、今後、利用者及び利用時間の増加も見込まれます。

【考え方】

平成30年から令和2年の利用実績から、令和2年度最大利用者数54人を基準に、新規サービス利用者を毎年1人程度の増と見込みました。1人当たりの平均利用時間は、実績を基に15時間としました。

② 重度訪問介護

障害支援区分が区分4以上の重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障がい者、重度の知的障がい者、精神障がい者に対し、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。

◆重度訪問介護

(単位：時間、人/月)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間	見込量	140	280	420	140	280	420
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－
人数	見込量	1	2	3	1	2	3
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

【評価】

サービス利用の相談が1件ありましたが、サービスの利用にはつながっていません。

しかし、筋萎縮性側索硬化症（ALS）の診断を受けている市民も存在することから、今後の病状の進行によっては、利用者も出てくると考えられます。

今後は、制度の啓発を図り、介護者が適切なサービスを利用し、負担なく在宅介護が送れるよう進めていく必要があります。

【考え方】

現在の利用者数（令和2年7月提供分）は0人ですが、市内のALSの6人の病状の進行により必要なサービスと考え、新規サービス利用者が毎年1人程度の増と見込みました。1人当たりの平均利用時間は、平成28年度の実績を基に140時間としました。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行います。

◆同行援護

(単位：時間、人/月)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間	見込量	210	245	280	105	120	135
	実績	14	94	97	－	－	－
	計画比	6.7%	37.1%	31.1%	－	－	－
人数	見込量	6	7	8	7	8	9
	実績	3	7	7	－	－	－
	計画比	50.0%	100.0%	87.5%	－	－	－

【評価】

人数はほぼ見込量どおり推移していますが、時間が見込量を大きく下回っています。要因としては、市内にサービス提供する事業所が1事業所しかなく、市外の事業所においても人員不足によりニーズに対応できない状況があります。

今までも市内事業所に講習会への参加を働きかけてきましたが、今後も進めていく必要があります。

【考え方】

現在の利用者数（令和2年7月提供分）7人を基に、アンケート調査の利用意向から毎年1人の増を見込みました。1人当たりの平均利用時間は、実績を基に15時間としました。

④ 行動援護

知的障がい、又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者で、障害支援区分が3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目が10点以上の常時介護を要する人に、介助や外出時の移動の支援などを行います。

◆行動援護

(単位：時間、人/月)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間	見込量	132	198	264	45	54	63
	実績	15	17	17	－	－	－
	計画比	11.4%	8.6%	6.4%	－	－	－
人数	見込量	6	9	12	5	6	7
	実績	3	4	4	－	－	－
	計画比	50.0%	44.4%	33.3%	－	－	－

【評価】

利用時間、人数とも見込量を大きく下回っています。要因としては、市内に事業所がなく、また市外の事業所においても人員不足によりニーズに対応できていないためと考えられます。

知的・精神障がい児・者の余暇活動には重要なサービスのため、市内事業所に研修会の参加をさらに働きかけていく必要があります。

【考え方】

平成30年から令和2年の利用実績を基に、年間利用者数を5人見込んでいます。事業所の新規参入を見込み毎年1人の増を見込んでいます。1人当たりの平均利用時間は、令和2年最大利用時間より9時間としました。

⑤ 重度障害者等包括支援

障害支援区分が区分6以上の常時介護を要する重度の障がい者で特に介護の必要な程度が高いと認められた人に対し、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

◆重度障害者等包括支援

(単位：時間、人/月)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	—	—	—	—	—	—
人数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	—	—	—	—	—	—

【評価】

市内及び近隣市町村にサービス提供可能な事業所がなく、利用についての相談もない状況です。

サービスを提供する事業所の状況や市民のニーズの把握に努めながら、適切な支援をしていく必要があります。

【考え方】

市内及び近隣市町村にサービス提供可能な事業所がないことから、今計画中の利用はできないと見込みました。

訪問系サービスの合計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス合計	1,100時間	1,279時間	1,458時間
	67人分	71人分	75人分

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

障害支援区分が区分3（50歳以上は区分2、施設入所の場合は区分4）以上で、常時介護を必要とする障がい者に対し、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

◆生活介護

（単位：人日、人/月）

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込量	2,440	2,640	2,840	2,356	2,413	2,470
	実績	1,755	2,031	2,028	—	—	—
	計画比	71.9%	76.9%	71.4%	—	—	—
人数	見込量	122	132	142	124	127	130
	実績	103	110	109	—	—	—
	計画比	84.4%	83.3%	76.8%	—	—	—

※「人日」とは、一人当たりの利用人数を合計して得られた数値です。たとえば、5人の利用者が全員20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

【評価】

利用日数及び人数とも見込量を下回っています。要因としては、車椅子の人が利用できないなど、障がいの状況により利用できる施設に違いがあり、希望どおりの利用ができないためと考えられます。

今後は、共生型サービスを推進し、利用できる事業所を増やしていく必要があります。

【考え方】

令和2年度最大利用者数112人（通所系施設の利用者数54人、施設入所の利用者数58人）に、基準該当の生活介護9人を加えた121人を基準に、特別支援学校卒業生、アンケート調査の利用意向から各年3人の増加を見込みました。1人当たりの平均利用日数は、実績を基に19日としました。

② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で必要な身体機能向上のため、一定期間必要な訓練を行います。

◆自立訓練（機能訓練）

（単位：人日、人/月）

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込量	30	30	30	46	46	46
	実績	0	14	21	—	—	—
	計画比	0.0%	46.7%	70.0%	—	—	—
人数	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	0	1	1	—	—	—
	計画比	0.0%	50.0%	50.0%	—	—	—

※「人日」とは、一人当たりの利用人数を合計して得られた数値です。たとえば、5人の利用者が全員20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

【評価】

平成30年度は利用者がなく、令和元年は1人の利用となっています。

利用目的及び利用期間が限られているサービスであり、事業所も市外のため利用が伸びていないことが考えられますが、身体障がいの人でリハビリ等を望んでいる障がい者もいるため、サービス内容の啓発を図り、ニーズの把握に努める必要があります。

【考え方】

平成30年から令和2年の利用実績を基に、毎年の利用者2人を見込みました。利用日数は入所しての利用を23日と見込みました。利用期間に制限があるため、利用者は大きく変動しないと見込みました。

③ 自立訓練（生活訓練・日中）

地域生活を営む上で必要な生活能力向上のため一定期間必要な訓練を行います。

◆自立訓練（生活訓練・日中）

（単位：人日、人/月）

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込量	140	140	140	168	182	196
	実績	75	127	136	—	—	—
	計画比	53.6%	90.7%	97.1%	—	—	—
人数	見込量	7	7	7	12	13	14
	実績	4	10	9	—	—	—
	計画比	57.1%	142.9%	128.6%	—	—	—

※「人日」とは、一人当たりの利用人数を合計して得られた数値です。たとえば、5人の利用者が全員20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

【評価】

平成31年1月から、市内の事業所がサービスを開始したため利用人数は、令和元年は見込量を上回りましたが、利用日数は同様の増加がみられませんでした。要因としては、利用者の心身の状態により月ごとの利用日数に違いがあるためと考えられます。

今後は、利用者が心身を安定した状態を保ち、事業所に通所し活動できるよう関係機関で連携して支援していく必要があります。

【考え方】

平成30年から令和2年度の利用実績、アンケート調査による利用意向から、令和2年度の最大利用者数11人を基に、新規利用者の伸びを毎年1人と見込みました。1人当たりの平均利用日数は実績を基に14日としました。

④ 自立訓練（生活訓練・夜間）

地域生活を営む上で必要な生活能力向上のため一定期間必要な訓練を行います。

◆自立訓練（生活訓練・夜間）

（単位：人日、人/月）

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込量	90	90	90	120	120	120
	実績	52	87	54	—	—	—
	計画比	57.8%	96.7%	60%	—	—	—
人数	見込量	3	3	3	4	4	4
	実績	2	4	2	—	—	—
	計画比	66.7%	133.3%	66.7%	—	—	—

※「人日」とは、一人当たりの利用人数を合計して得られた数値です。たとえば、5人の利用者が全員20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

【評価】

精神科病院長期入院からの利用者が主となっています。

今後、地域移行の促進を進めていく中で、ニーズが高まっていく可能性があると考えています。

【考え方】

平成30年から令和2年度の利用実績、精神科病院からの地域移行者の増加を見込み利用者を4人と見込み、利用日数は一人当たり30日としました。

⑤ 就労移行支援

一般就労を希望する人に、一定期間（2年間）における知識や能力を養い、適性にあった職場に就労、定着を図るために訓練を行います。

◆就労移行支援

（単位：人日、人/月）

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込量	440	440	660	154	220	286
	実績	239	107	124	—	—	—
	計画比	54.3%	24.3%	18.8%	—	—	—
人数	見込量	20	25	30	7	10	13
	実績	13	7	6	—	—	—
	計画比	65.0%	28.0%	20.0%	—	—	—

※「人日」とは、一人当たりの利用人数を合計して得られた数値です。たとえば、5人の利用者が全員20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

【評価】

利用日数、人数とも見込量を大きく下回っています。要因としては、市外の事業所を利用するための公共交通機関が不足していること、就労する力を持っている障がい者の就労移行支援の利用につながらないことが考えられます。

今後は、就労移行、就労継続支援A型・B型について利用状況を把握し、サービスの違いやメリット等の周知を進め利用促進につなげる必要があります。

【考え方】

令和2年度の最大利用者数7人を基準とし、アンケート調査による利用意向から毎年3人程度の増を見込みました。1人当たりの平均利用日数は22日としました。

⑥ 就労継続支援（A型）

通常の事業所で働くことが困難な人に、雇用に基づく就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上のための訓練を行います。これらを通じて、知識、能力が高まった人は就労に向けての支援を行います。

◆就労継続支援（A型）

（単位：人日、人/月）

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込量	220	264	330	176	220	264
	実績	145	159	173	－	－	－
	計画比	65.9%	60.2%	52.4%	－	－	－
人数	見込量	10	12	15	8	10	12
	実績	7	7	8	－	－	－
	計画比	70.0%	58.3%	53.3%	－	－	－

※「人日」とは、一人当たりの利用人数を合計して得られた数値です。たとえば、5人の利用者が全員20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

【評価】

人日及び人数とも見込量を大きく下回っています。要因としては、市内に事業所がなく、また市外の事業所を利用するための公共交通機関が不足しているためと考えられます。

今後は、市内にA型事業所の整備に向け、事業所、企業等と情報交換を図っていく必要があります。

【考え方】

令和2年度最大利用者数8人を基に、アンケート調査による利用意向、市内に新規参入の事業所を見込み新規サービス利用者が毎年2人程度と見込みました。1人当たりの平均利用日数は22日としました。

⑦ 就労継続支援（B型）

通常の事業所で働くことが困難な人に、一定の賃金水準に基づく継続した就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上のための訓練を行います。これらを通じて、知識、能力が高まった人は就労に向けての支援を行います。

◆就労継続支援（B型）

（単位：人日、人/月）

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込量	2,826	3,006	3,186	2,952	3,042	3,132
	実績	2,717	2,773	2,888	－	－	－
	計画比	96.1%	92.2%	90.1%	－	－	－
人数	見込量	157	167	177	164	169	174
	実績	165	153	159	－	－	－
	計画比	105.1%	91.6%	89.8%	－	－	－

※「人日」とは、一人当たりの利用人数を合計して得られた数値です。たとえば、5人の利用者が全員20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

【評価】

人日及び人数ともほぼ見込量どおり推移していましたが、令和元年に人数が若干減少しています。要因としては、市内の事業所が平成31年1月に、自立訓練（生活訓練）事業を開始したことにより自立訓練（生活訓練）の利用者が増えたためと考えられます。

例年、新規利用者がいること、また特別支援学校卒業後に利用を予定している生徒がいることから今後は増加が見込まれます。

【考え方】

平成30年から令和2年までの利用実績、アンケート調査による利用意向から、令和2年度最大利用者数159人を基に、新規サービス利用者を毎年5人程度と見込みました。1人当たりの平均利用日数は18日としました。

⑧ 就労定着支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

◆就労定着支援

(単位：人/月)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	見込量	5	5	5	3	3	3
	実績	0	2	2	－	－	－
	計画比	0.0%	40.0%	40.0%	－	－	－

【評価】

見込量を下回っています。要因としては、サービス内容の周知不足が考えられます。市自立支援協議会生活支援部会を活用し、職場定着の促進や、一般就労の効果的な支援体制について協議を進め、就労定着支援の利用促進を図っていく必要があります。

【考え方】

令和5年度一般就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者（就労を継続する期間が6か月を経過した者）4人のうち、7割の就労定着支援事業利用者を各年3人と見込みました。

⑨ 療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする重度の障がいを持つ人で、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護等を提供します。

◆療養介護

(単位：人/月)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	見込量	9	9	9	8	8	8
	実績	9	8	8	－	－	－
	計画比	100.0%	88.9%	88.9%	－	－	－

【評価】

令和元年度の実績の減は、利用者の死亡によるものです。

利用できる障がい者は限られますが、サービスの啓発をすすめ、利用希望者に対し適切な情報提供と支援を行う必要があります。

【考え方】

現在の数値が継続するものとして令和3年度以降を見込みました。

⑩ 短期入所（福祉型）

自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できるサービスを提供します。障害支援区分が区分1以上の人が対象となります。

※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます。

◆短期入所（福祉型）

（単位：人日、人/月）

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込量	350	400	450	320	360	400
	実績	235	331	271	—	—	—
	計画比	67.1%	82.8%	60.2%	—	—	—
人数	見込量	35	40	45	40	45	50
	実績	32	42	37	—	—	—
	計画比	91.4%	105.0%	82.2%	—	—	—

※「人日」とは、一人当たりの利用人数を合計して得られた数値です。たとえば、5人の利用者が全員20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

【評価】

利用人数はほぼ見込量どおり推移していますが、人日が見込量を大きく下回っています。要因としては、事業所が不足しているためです。

今後は、利用可能な事業所を増やすため共生型サービスなどの利用についても検討していく必要があります。

【考え方】

平成30年から令和2年の利用実績、アンケート調査の利用意向から現在の利用者数（令和2年7月提供分）37人から、令和3年の利用者見込みを40人、以降は5人ずつの増と見込みました。1人当たりの平均利用日数は、実績を基に8日としました。

⑪ 短期入所（医療型）

短期的に施設へ入所し、医学管理の下で日常生活の介護や機能訓練などを受けることのできるサービスです。

※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます。

◆短期入所（医療型）

（単位：人日、人/月）

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込量	50	50	50	30	30	30
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－
人数	見込量	5	5	5	2	2	2
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

※「人日」とは、一人当たりの利用人数を合計して得られた数値です。たとえば、5人の利用者が全員20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

【評価】

支給決定者数は、平成30年3人、令和元年2人となっていますが、利用実績がありません。要因としては、利用可能な医療機関が少なく、また、遠方であるためと考えられます。

医療的ケアが必要な障がい児・者の短期入所先が不足している状況から、今後は、ニーズ調査を実施し、医療型短期入所施設について協議を進めていく必要があります。

【考え方】

現在、実績はない状況です。医療行為が必要な障がい児は2人の利用を見込みました。1人当たりの利用日数は15日としました。

〔3〕居住系サービス

① 自立生活援助

一人暮らし等をしている者であって、理解力や生活力等に不安がある人に、定期的な訪問や随時の訪問等による日常生活上の支援を提供します。

◆自立生活援助

(単位：人/月)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	見込量	2	2	2	2	3	3
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

【評価】

市内に事業を実施する事業所がないため、利用実績がありません。

地域移行の促進により、利用者の増加が見込まれるため、今後はニーズの把握と事業所への働きかけをしていく必要があります。

【考え方】

利用実績はない状況です。精神障がい者の自立生活援助の数値を見込みました。

施設入所者の地域移行、一人暮らしの障がい者の利用の促進により利用者を見込みました。

② 共同生活援助（グループホーム）

就労等の日中活動を利用している者であって、地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の支援を提供します。

◆共同生活援助

（単位：人/月）

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	見込量	25	29	33	44	50	56
	実績	20	21	33	－	－	－
	計画比	80.0%	72.4%	100.0%	－	－	－

【評価】

人数は見込量どおりとなっています。要因としては、グループホームの整備が進み、令和2年2月と8月に、空き家を活用した（女性専用定員9人）グループホーム、4月には、旧教職員住宅を活用したグループホーム（定員10人）が開設しています。

【考え方】

現在の利用者数（令和2年11月提供分）は33人となっています。現在、グループホームの整備数は27人分ですが、今後の日中サービス支援型共同生活援助等、事業所の新規参入を見込んで、令和3年度が44人、以降は毎年6人の増を見込みました。

③ 施設入所支援

障害支援区分が区分4以上（50歳以上は区分3）であって、生活介護を受けている者に対し、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

◆施設入所支援

（単位：人/月）

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	見込量	59	58	58	57	56	55
	実績	58	59	58	－	－	－
	計画比	98.3%	101.7%	100%	－	－	－

【評価】

新規入所者は、令和元年度1人、グループホームへの入所のため退所者1人、令和2年度の実績の減は介護保険施設等への入所のためとなっています。

入所待機者は、身体障がい者3人・知的障がい者2人となっています。

【考え方】

グループホームの新規開設（日中サービス支援型等）、グループホームで対応可能な入所者の地域移行支援の推進等による入所者の減少を見込みました。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がい者の心身の状況やニーズ、その置かれている環境等を勘案し、利用する障害福祉サービスや地域相談支援の種類・内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該給付決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成します。

また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更を行います。

◆計画相談支援

(単位：人/月)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	見込量	335	340	345	106	109	112
	実績	345	340	348	—	—	—
	計画比	103.0%	100%	100.9%	—	—	—

※令和3年度より、見込量の記載は年間の実人数から毎年3月の利用実人数に変更となっています。

【評価】

ほぼ見込量どおりに推移しています。就労や介護保険への移行等で終了する障がい者もいますが、新規もあり実人数は横ばいの状況です。

新規は、精神障がい者が多く、主に就労系のサービスの利用者が多い状況です。

平成30年に新たに相談支援事業所が開設しました。

【考え方】

平成30年度から令和2年度の利用実績、新規利用者の伸びなどから、現在の利用者数（令和2年3月提供分）106人を、令和3年の見込みとし、以降は利用実績から毎年3人程度の増加を見込みました。

② 地域移行支援

障害者支援施設や矯正施設等に入所している障がい者又は精神科病院等に入院している精神障がい者について、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供します。

◆地域移行支援

(単位：人/月)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	見込量	1	2	2	2	2	3
	実績	0	1	1	－	－	－
	計画比	0.0%	50.0%	50.0%	－	－	－

【評価】

人数は見込量を下回りました。要因としては、医療機関と地域の連携不足、地域移行を進めるうえで必要なグループホームの体験などのサービス不足が考えられます。

今後は、医療機関等と連携し地域への移行を希望される障がい者の把握を進め、地域資源の情報提供を進めていく必要があります。

【考え方】

精神障がい者の地域移行支援の活動指標の数値としました。

医療機関と地域の情報共有を図り、地域資源や福祉サービスの情報提供を進め、連携が円滑に進むように地域振興局と共に体制の構築を進めます。

③ 地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活する障がい者について、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与します。

◆地域定着支援

(単位：人/月)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	見込量	2	2	0	2	2	3
	実績	0	1	1	－	－	－
	計画比	0.0%	50.0%	50.0%	－	－	－

【評価】

人数は見込量を下回りました。要因としては、相談支援事業所に対するサービス内容の周知不足が考えられます。

一人暮らし等支援が必要な障がい者は増加しており、ニーズはあると思われるため、今後はサービスを周知し、事業所が積極的に取り組めるようにしていく必要があります。

【考え方】

精神障がい者の地域定着支援の活動指標の数値としました。

相談支援専門員の支援内容が地域定着支援に該当する支援もあるため、相談支援事業所に対し、地域定着支援の利用促進を図っていく必要があります。

（５）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

(回：1年あたり)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	3	5	6

【考え方】

退院促進部会で地域課題を抽出し、解決のために課題カテゴリーでワーキンググループを設置し、協議を進めます。

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 (人：1年あたり)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	10	12	12

【考え方】

医療・福祉圏域にまたがる両保健所の参加による増員を見込みました。
今後も関係医療機関の協議への参画を進めます。

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

(回：1年あたり)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	1	2	2

【考え方】

年1～2回、中間評価実施を見込みました。
中間・最終評価を自立支援協議会で検証し、課題解決に向けてPDCAを進めます。

④ 精神障がい者の地域移行支援

(人：1年あたり)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	2	3	3

【考え方】

医療機関からの地域定着利用患者数を見込みました。
長期入院者等の情報収集をし、地域移行利用につなげていきます。

⑤ 精神障がい者の地域定着支援

(人：1年あたり)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	2	3	3

【考え方】

医療機関からの地域定着利用患者数を見込みました。
長期入院者等の情報収集をし、地域定着利用につなげていきます。

⑥ 精神障がい者の共同生活援助

(人：1年あたり)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	2	3	3

【考え方】

医療機関からの共同生活援助利用患者数を見込みました。

⑦ 精神障がい者の自立生活援助

(人：1年あたり)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	2	3	3

【考え方】

医療機関からの自立生活援助利用患者数を見込みました。

(6) 発達障がい者等に対する支援

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

ペアレントトレーニングは、保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性をふまえたほめ方やしかり方等の関わり方を学び、問題行動を減少させることを目標とするものです。

ペアレントプログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。

(単位：人/年)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	6	6	6

【考え方】

児童発達支援センターの開設を見込んで、受講人数を設定しました。

児童発達支援センターと共に、障がい児家族に対して支援が図れるようペアレントプログラムに取り組んでいきます。

② ペアレントメンターの人数

発達障がい児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人です。

(単位：人/年)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	1	2	3

【考え方】

研修等への参加の働きかけによる人数の増を見込みました。

現在、ことばとこころの相談室に通所している保護者などに働きかけをしていきます。

③ ピアサポートの活動への参加人数

ピアサポートとは、同じ悩みを持つ人同士が、自らの体験に基づいて、他の障がい者の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を行うことです。

(単位：人/年)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	4	5	6

【考え方】

事業や地域活動支援センター等の利用者増加を見込みました。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

① 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数

(件：1年あたり)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	530	540	550

【考え方】

相談内容の多様化・複雑化、障がい特性が多岐にわたり、相談支援の専門性がより求められています。障がい者基幹相談支援センターが、市内相談支援事業者と共にスキルアップを図り適切な支援の提供につながるための助言をしていきます。

② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

(件：1年あたり)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	580	590	600

【考え方】

適正なサービスの提供を図るため、計画策定のためのアセスメント力向上を図ります。研修会の開催や、個々の支援に関しての助言等実施し人材の育成を図ります。

③ 地域の相談支援との連携強化の取組の実施回数

(件：1年あたり)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	12	12	12

【考え方】

相談支援事業所の相談支援専門員の連携を図るため、月1回相談支援部会を開催し、ケース検討や地域課題の抽出や解決に向けた協議等を実施していきます。

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数

(人：1年あたり)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	10	10	10

【考え方】

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うため、各種研修会を活用し障害福祉サービス等の質の向上に繋がるよう取り組みます。

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数

(回：1年あたり)

区分	第6期見込量			
	有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	有	1	1	1

【考え方】

障害福祉サービス等の請求情報などを確認する障害者自立支援システム等を活用し請求の過誤をなくす取り組み等、事業所と共有する体制を整えます。

〔9〕障害福祉サービス等見込量確保のための方策

① 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護）のうち、特に行動援護・同行援護の見込量確保にあたっては、市内のサービス提供事業所が限られているため、今後も、事業所に対し積極的に研修会等への参加を進めるとともに情報提供を行い参入の促進を継続します。

また、重度訪問介護サービスについては、医療、介護保険サービスとの連携が必要なことから、関係機関との連携を密にし、見込量の確保に努めます。

② 日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、短期入所、療養介護）の見込量確保にあたっては、現行の事業者等と連携を図り、継続的な事業の実施により見込量の確保に努めます。

生活介護について、障がい特性や状態にかかわらず希望する利用が出来るように介護施設との共生型サービスを推進し、利用できる事業所を増やしていけるよう努めます。

就労支援では、就労定着支援、就労継続支援A型の事業所は市内に無いため市内事業へ参入や送迎等の拡充を事業所へ提案していきます。

短期入所は福祉型・医療型共に事業所が不足しているため共生型サービス（介護保険と障害福祉サービスを一体化に提供）と協議を進め、家族のレスパイトや緊急時の支援先として必要なサービスが受けられるように協議を進めます。

③ 居住系サービス

居住系サービス（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）のうち、一人暮らし障がい者等に対し訪問して日常生活上の支援を行う「自立生活援助」では、実施する事業所がないため今後はニーズの把握と事業所へ参入の働きかけを行っていきます。また、共同生活援助については、地域移行の推進や障がいのある人が住居や生活に困らないためにも、障がいの特性に対応した支援、重度の障がいに対応した日中サービス支援型共同生活援助の設置についても協議を進めていく必要があるため、事業者の参入を促し事業所と共に協議を進めていきます。また、施設入所支援については、事業者等と連携を図り見込量の確保に努めます。

④ 相談支援

計画相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）の見込量確保にあたっては、相談支援専門員の相談支援専門員の人材育成や人材の確保を事業者へ働きかけ、相談の質の向上を図るとともに、相談支援体制の充実を図り、見込量の確保に努めます。

⑤ 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化、高齢の保護者が支援できなくなった後も、障がいのある人が自立した生活が安心して継続できるために、また、入所施設や精神病院からの地域移行を進めるため、緊急事態の対応や居住支援の機能を備えた複数の事業所・機関が連携した支援を面的に整備いたします。また、緊急事態が生じた際は、支援者や関係機関等が円滑に支援が行われるよう、コーディネーターの育成を図ります。

⑥ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が安心して継続的に自分らしい暮らしが送れるように、保健師・精神保健福祉士・事業所・家族等で構成する「阿賀野市自立支援協議会退院促進部会」で包括的に支援が出来る体制の構築を協議するとともに、医療機関と連携し、差別や偏見のない、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

4 地域生活支援事業の実績と見込量

〔1〕地域生活支援事業の見込量

「地域生活支援事業」は、障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施する事業です。地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、効率的・効果的な取り組みを行います。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

[理解促進研修・啓発事業]

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	—	—	—

【評価】

市のホームページを活用し本計画を公表、市の広報紙等を活用し障がいに関する情報を掲載しました。また、手話言語条例の制定後は、広報・ホームページ・チラシの全戸配布など啓発活動を進めました。

【課題】

今後も障がいの理解促進を図るため様々な取り組みを進めていく必要があります。

【考え方】

今後もホームページ、広報紙等を活用し、障がいに関する情報提供を継続していきます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

[自発的活動支援事業]

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	－	－	－

【評価】

家族以外と交流がない人を対象に、交流の場を開設しています。登録者メンバーはその場を機会に、地域活動支援センターや就労系サービスなどに通所するきっかけとなりました。今後は、コミュニケーションのスキルアップにつながる場として事業内容のブラッシュアップを図り、社会参加のきっかけづくりの支援として展開していきます。

【課題】

事業内容の見直しをし、社会参加のきっかけづくりの支援を継続します。

【考え方】

参加者が負担なく小集団でのコミュニケーションを楽しむことを体験することで、社会参加が図られ、その後の支援やサービスにつながるよう支援していきます。

③ 相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある人、その保護者、介護者、関係機関などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

[障害者相談支援事業]

（単位：箇所/年）

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	見込量	1	1	1	4	4	4
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

[基幹相談支援センター]

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置の有無	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	－	－	－

[基幹相談支援センター等機能強化事業]

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	－	－	－

[住宅入居等支援事業]

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	－	－	－

【評価】

障害者相談支援事業を実施する事業所を整備することができませんでした。要因としては、相談員不足から計画相談の業務が多忙となり実施が困難であったためです。なお、基幹相談支援センターにおいては、機能強化を図り、相談支援の質の向上を継続していきます。

【課題】

相談支援内容が多岐にわたり、また複雑化していることで、相談支援専門員の負担が増加しています。一般の相談からアセスメント等における稼働が増えており、また、対象となるご本人だけでなく家族等への相談支援も増加しています。そのため、相談支援専門員の人員確保と、相談支援の質の向上が必要です。

【考え方】

相談支援専門員の負担軽減のため、稼働量等の分析をし、必要な支援が行えるようにします。また、相談支援専門員の支援について基幹相談支援センターがバックアップを図るとともに、相談員の確保と質の向上のための育成を進めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者で、家族や親族等からの申し立てが困難な人に対し、市長申し立てにより成年後見制度の利用を支援し、また後見人への報酬助成を行うことにより、これらの障がい者の権利擁護を図る事業です。

[成年後見制度利用支援事業]

(単位：人/年)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	見込量	2	2	2	7	8	9
	実績	0	3	2	－	－	－
	計画比	0.0%	150.0%	100.0%	－	－	－

【評価】

平成30年度から市長申し立てはありませんでした。平成31年に「阿賀野市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を改正し、費用助成対象者の拡大を図ったことにより利用者は少しずつですが増えています。

令和2年度、福祉事業所・医療機関を対象に調査を実施しました。一人暮らし障がい者等支援が必要な人が増えていることから、成年後見制度の利用が望ましい障がい者も増えてくると考えられるため、調査結果を分析しニーズを明確化し、利用促進を勧めます。

【課題】

アンケート結果で、成年後見制度について、知らないと回答した人が半数以上であり、普及啓発と理解促進が必要です。

【考え方】

中核機関として成年後見制度推進のための窓口を基幹相談支援センターで設置し、関係機関と連携し成年後見人制度のさらなる普及啓発を図ります。市民に対してわかりやすいチラシやパンフレット等を作成し、相談につながるように周知を進めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を、適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図っていきます。

[成年後見制度法人後見支援事業]

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	無	無	無	－	－	－

【評価】

法人後見支援事業の整備が進まないため、法人後見の理解を進めるため、研修会を開催しました。今後は整備に向け市内法人と協議検討していきます。

【課題】

法人後見の整備推進が必要です。

【考え方】

第三者後見人（家族や親族以外の後見人）が市内に居ないことや、近隣でも人員が不足していることから、後見人が継続できるよう法人後見制度の整備に向けて関係機関と協議を進めます。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思の疎通を図ることに支障がある人とその他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣をする事業です。

[手話通訳者・要約筆記派遣事業]

(単位：件、人/年)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 件数	見込量	20	25	25	30	35	40
	実績	21	35	30	—	—	—
	計画比	105.0%	140.0%	20.0%	—	—	—
派遣 延べ人数	見込量	50	60	60	55	60	65
	実績	44	42	44	—	—	—
	計画比	88.0%	70.0%	13.3%	—	—	—

[手話通訳者設置事業]

(単位：人/年)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実設置者数	見込量	0	0	1	0	0	1
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	—	—	0.0%	—	—	—

【評価】

手話通訳者は設置できていませんが、手話奉仕員養成講座受講を終了した職員が窓口対応を行っています。手話通訳者・要約筆記派遣事業は、利用件数は横ばいの状況となっています。

【課題】

- ・手話通訳者の設置に向けた検討協議を進めていく必要があります。
- ・市民、事業所への手話通訳者・要約筆記派遣事業の周知及び利用促進の働きかけをしていく必要があります。
- ・手話通訳者・要約筆記者の登録者の確保が必要です。

【考え方】

これまでの利用実績から、利用件数及び派遣件数を見込みました。

今後は、制度の周知を図り利用促進を行っていきます。また手話通訳者又は手話奉仕員の派遣が充実できるよう手話奉仕員の養成を進め、登録者を確保していきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与等を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

[日常生活用具給付等事業]

(単位：件/年)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具見込量							
給付 件数	見込	7	7	7	3	3	3
	実績	2	2	1	－	－	－
	計画比	28.6%	28.6%	14.3%	－	－	－
自立生活支援用具見込量							
給付 件数	見込	5	5	5	8	8	8
	実績	4	11	4	－	－	－
	計画比	80.0%	220.0%	80.0%	－	－	－
在宅療養等支援用具見込量							
給付 件数	見込	10	10	10	8	8	8
	実績	7	9	7	－	－	－
	計画比	70.0%	90.0%	70.0%	－	－	－
情報・意思疎通支援用具見込量							
給付 件数	見込	40	40	40	55	55	55
	実績	56	50	23	－	－	－
	計画比	140.0%	125.0%	57.5%	－	－	－
排泄管理支援用具見込量							
給付 件数	見込	920	930	940	920	920	920
	実績	946	919	591	－	－	－
	計画比	102.8%	98.8%	62.9%	－	－	－
居宅生活動作補助用具（住宅改修）見込量							
給付 件数	見込	5	5	5	4	4	4
	実績	3	2	0	－	－	－
	計画比	60.0%	40.0%	0.0%	－	－	－

【評価】

情報・意思疎通支援用具が見込量を大きく上回っています。要因としては、パソコンやインターネットなどを使用される障がい者が増えているためと考えられます。

今後は、時代に即した用具の給付ができるよう情報収集を図る必要があります。

【課題】

時代に即した用具の検討、見直しが必要です。

【考え方】

(排泄管理支援用具)

実績を基に、令和3年度を920件とし、以降も同じ件数で推移すると見込んでいます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙(ごい)(単語と意味)及び手話表現技術の習得者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにしていきます。

【手話奉仕員養成研修事業】

(単位：人/年)

		第5期実績(令和2年度は見込)			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実養成講習 修了者 (登録者) 数	見込量	0	1	2	1	1	2
	実績	1	0	0	—	—	—
	計画比	—	0.0%	0.0%	—	—	—

【評価】

平成31年手話奉仕員養成講座(入門編)を開講しました。令和2年度入門編修了者を対象に講座(基礎編)を開講予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となりました。引き続き、全課程修了者が奉仕員として活動できるよう取り組みます。

【課題】

手話奉仕員養成講座を継続実施し、手話奉仕員の登録者の確保をします。

【考え方】

入門編受講修了者を対象に引き続き、基礎編の修了ができるよう意欲維持を図る研修内容の実施をします。また、奉仕員登録に向けての育成研修を実施します。ろう者の人にとって奉仕員がコミュニケーションの一助としての活動ができるように、養成又は育成のための研修会等を継続していきます。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、円滑に外出できるよう、移動を支援する事業です。

【移動支援事業】

(単位：人、時間/年)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	見込量	38	40	42	37	40	43
	実績	37	35	34	－	－	－
	計画比	97.4%	87.5%	81.0%	－	－	－
延べ利用時間数	見込量	1,950	2,000	2,100	1,350	1,400	1,500
	実績	1,502	1,259	1,350	－	－	－
	計画比	77.0%	62.3%	64.3%	－	－	－

【評価】

利用者数は見込量どおり推移しています。延べ利用時間については見込量を下回っています。事業所の対応できる職員が不足しているなど要因となっています。今後も利用者のニーズに対応できるよう体制を維持していく必要があります。

令和2年度はコロナ禍の影響により利用時間数は減少傾向にあります。

【課題】

利用者のニーズに対応したサービスの提供体制の確保が必要です。

【考え方】

平成30年度以降の利用実績から、過去の実績を考慮し見込みました。障がいのある人の地域における自立生活や社会参加を促進する事業として重要であり、今後も利用が増加することが見込まれることから、圏域の連絡調整会議などを通じ事業者の確保に努めていきます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う事業です。

[地域活動支援センター（阿賀野市）]

（単位：人/月）

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	見込量	0	1	2	1	1	2
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	0.0%	0.0%	－	－	－
実利用者数	見込量	0	10	20	10	10	20
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	0.0%	0.0%	－	－	－

[地域活動支援センター（他市町村分）]

（単位：人/月）

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	見込量	－	－	－	2	2	2
	実績	－	－	－	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－
実利用者数	見込量	－	－	－	3	3	3
	実績	－	－	－	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－

【評価】

平成29年度から基礎的事業を実施するセンターに移行しましたが、機能強化事業の実施には至りませんでした。定期的にセンター会議に出席し、情報共有を図りました。

今後は、機能強化事業の実施に向けて、具体的なニーズを提示し協議を進めるとともに、他の法人にも必要性を説明し、事業実施の働きかけをしていく必要があります。

【課題】

- ・地域活動支援センター機能強化事業の推進（法人への働きかけ）が必要です。
- ・現在、市内に事業所が1箇所のため事業実施の働きかけが必要です。

【考え方】

基礎的事業実施事業所の機能強化事業実施の促進のほか、法人への働きかけを行い令和5年度に事業所の増を見込みました。

利用者数については、市の仕様書による規定の人数としました。

⑪ その他の事業

㊦ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。障がい者等の放課後支援的な形態のほか、宿泊を伴わない短期入所型として実施される事業です。

[日中一時支援事業]

(単位：人、回/年)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込量	30	35	35	33	33	33
	実績	37	37	30	－	－	－
	計画比	123.3%	105.7%	85.7%	－	－	－
延べ利用回数	見込量	3,600	4,200	4,200	3,000	3,200	3,200
	実績	3,405	3,070	2,470	－	－	－
	計画比	94.6%	73.1%	58.8%	－	－	－

【評価】

利用者数はほぼ見込量どおり推移しています。令和2年度はコロナ禍の影響により利用回数が例年と比較し減少しています。

【課題】

利用者のニーズに対応できるよう体制の維持が必要です。

【考え方】

平成30年度以降の利用実績を参考に見込みました。

① 訪問入浴サービス事業

在宅の身体障がい者に対して訪問入浴車を派遣し、適切な入浴の介助を行うことにより、当該身体障がい者の生活の質の確保と介護に当たる家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、在宅の身体障がい者の福祉向上を図ります。

[訪問入浴サービス事業]

(単位：人/月)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込量	1	2	3	1	1	1
	実績	1	1	1	－	－	－
	計画比	100.0%	50.0%	33.3%	－	－	－

【評価】

新たな利用者数の増加はありません。現在、サービス提供する事業所が市内になく、市外で実施している事業所も減少しています。

今後は、新たなニーズがあった時に早急に対応できるよう実施事業所の情報収集と、利用に向けての必要な手続きを進めておく必要があります。

【課題】

市外で実施しているサービス提供事業所の減少

【考え方】

例年の実績から今後も同様の利用実績を見込みました。

㊦ 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

更生訓練費は、就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している者で、一定の条件を満たす場合、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする事業です。施設入所者就職支度金給付事業は、就労移行支援事業、もしくは就労継続支援事業等を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする事業です。

[更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業]

(単位：人/年)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込量	2	2	2	1	1	1
	実績	0	2	0	－	－	－
	計画比	0.0%	100.0%	0.0%	－	－	－

【評価】

給付を受けることができる対象障がい種別が限定されていることや、事業所が限られており、その事業所が市外のため利用者数が年度によりばらつきがあります。

今後は、対象障がい種別について検討を進める必要があります。

【課題】

対象障がい種別について検討する必要があります。（現在は身体障害者手帳に限定しています。）

【考え方】

令和2年度の利用者はありませんが、対象障がいの見直しにより利用者実績を見込みました。

① 自動車運転免許取得・改造助成事業

○自動車運転免許取得事業

自動車運転免許の取得に要する費用に要する費用の一部を助成する事業です。

[自動車運転免許取得]

(単位：人/年)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込量	2	2	2	1	1	1
	実績	1	0	0	－	－	－
	計画比	50.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

【評価】

制度の周知のため、チラシを作成し駒林特別支援学校、相談支援事業所に配布しました。今後は、広報紙やホームページなどを活用し、さらに啓発をしていく必要があります。

【課題】

令和元年、2年度と利用がないため、制度の周知・啓発の不足が要因と考えます。

【考え方】

引き続き制度の周知を行い1人の利用者を見込みました。

○自動車改造助成事業

自動車の改造に要する費用に要する費用の一部を助成する事業です。

[自動車改造助成事業]

(単位：人/年)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	見込量	4	4	4	5	5	5
	実績	5	11	1	－	－	－
	計画比	125.0%	275.0%	25.0%	－	－	－

【評価】

令和元年度は、見込みを上回る実績でした。本人運転6人・家族運転5人に対し助成しました。

自動車改造の助成は、障がい児・者の社会参加を促進することができると考えられるため、今後は、さらに啓発を進めていく必要があります。

【課題】

引き続き、制度の周知・啓発を行います。

【考え方】

例年の平均から見込みました。

（２）各事業の見込量確保のための方策

地域生活支援事業の見込量確保にあたっては、障がいのある人の地域における自立生活や社会参加を促進する事業として重要であり、今後も利用が増加することが見込まれることから、阿賀野市障害者自立支援協議会各部会・連絡調整会議などで検討しながら、各事業者へ情報提供をしながら、事業者の確保に努めていきます。

第6章 第2期障がい児福祉計画

1 第1期計画の目標の達成状況

第1期障がい児福祉計画では、令和2年度を目標年度とした数値目標を定めていました。第1期計画の計画とその達成状況は下記の通りです。

(1) 障がい児支援の提供体制

項 目	目標	実績	考え方
児童発達支援センターの設置	1 箇所	0 箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上設置します。
保育所等訪問支援の提供体制	1 箇所	1 箇所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	1 箇所	1 箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上確保します。

【評価】

保育所等訪問支援の提供体制及び主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保を継続することができました。

児童発達支援センターは、設置を目指す「こどものことばとこころの相談室」と具体的な設置及び運営に向けた検討をすすめ、令和3年度の設置を目指しています。児童発達支援センター設置及び運営が円滑に進むよう、またセンター機能の充実を図るため、今後も関係機関と協議を進めていきます。

(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項 目	協議の場の有無	
	目標	実績
平成30年度末時点での協議の場	有	有

【評価】

平成30年に自立支援協議会療育部会で協議し、自立支援協議会に「医療的ケア児支援連絡会」を設置しました。連絡会のメンバーは、医療・保健・福祉・教育・相談に関わる関係者で構成されています。

医療的ケア児とその家族への支援について、ニーズや課題を明確化し、解決に向けて協議しています。

医療的ケア児コーディネーターは令和元年設置することができました。今後はより専門的な相談支援が進むよう育成を図ります。

2 第2期計画の成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実により、重層的な地域支援体制の構築を目指します。

国の基本指針：令和5年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

項 目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1 箇所	市は、こどものことばとこころの相談室と協議を進め、令和3年度中の設置を目指します。また、令和5年度までに圏域の児童発達支援センターへの移行を目指し法人、関係自治体と協議を進めます。
保育所等訪問支援の提供体制	1 箇所	「こどものことばとこころの相談室」が実施中です。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	1 箇所	「かがやきこども園」が実施中です。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	1 箇所	「かがやきこども園」が実施中です。

(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針：令和5年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項 目	協議の場の有無
令和5年度末時点での協議の場	④ ・ 無
令和5年度末時点での医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	④ ・ 無

考え方（想定される体制等）

設置方法：市単独による実施。

参 集 者：保健所、病院、圏域相談員、相談支援事業所、障害児通所支援事業所、教育関係、市事務局。

協議の場：医療的ケア児のための連絡会を開催します。

実施内容：医療的ケア児、及び家族の支援体制整備に関する協議を行います。
地域課題から、家族支援やレスパイト先の確保、災害や感染対策等があり、課題解決に向けて協議を進めます。

3 障害児通所支援等（児童福祉法）の見込量

（１）障害児通所支援等の見込量

障がいのあるお子さんを支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所支援等についても、障がい児福祉計画に数値を定め、当該計画に沿った取り組みを進めます。

① 児童発達支援

主に就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

◆児童発達支援

（単位：人日、人/月）

		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込量	600	660	720	320	320	340
	実績	262	238	217	—	—	—
	計画比	43.7%	36.1%	30.1%	—	—	—
人数	見込量	100	110	120	80	80	85
	実績	71	89	67	—	—	—
	計画比	71.0%	80.1%	55.8%	—	—	—

※「人日」とは、一人当たりの利用人数を合計して得られた数値です。たとえば、5人の利用者が全員20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

【評価】

人日及び人数とも見込量を下回っています。特に人日は、計画比50%以下となっています。要因としては、月の利用日数が多かった医療的ケア児が就学したこと、1人の障がい児が利用する日数が少なかったことや、療育訓練を中心に実施する事業所で待機児童がいることが要因と考えます。

発達障がいや気になる子は増えているため、今後も関係機関から情報を収集し必要なサービスを確保していく必要があります。

【考え方】

平成30年から令和2年の利用実績、新規利用者の伸び、アンケート調査の利用希望、待機者の解消から利用者を見込んでいます。1人当たりの平均利日数などに基づき4日と見込みました。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行います。

◆医療型児童発達支援

(単位：人日、人/月)

		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込量	0	0	5	5	5	5
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	0.0%	－	－	－
人数	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

※「人日」とは、一人当たりの利用人数を合計して得られた数値です。たとえば、5人の利用者が全員20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

【評価】

令和元年までは利用者を見込まず、実際の利用者はいませんでした。

今後は、重度心身障がい児の情報を関係機関から収集するとともに、適切にサービス提供できる体制は整えておく必要があります。

【考え方】

現時点で、対象児はいません。これからの出生を見込んで、各年1人、5日の利用と見込みました。

③ 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。

◆放課後等デイサービス

(単位：人日、人/月)

		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込量	1,300	1,400	1,500	720	750	780
	実績	623	676	738	－	－	－
	計画比	47.9%	48.3%	49.2%	－	－	－
人数	見込量	130	140	150	120	125	130
	実績	122	114	117	－	－	－
	計画比	93.8%	81.4%	78.0%	－	－	－

※「人日」とは、一人当たりの利用人数を合計して得られた数値です。たとえば、5人の利用者が全員20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

【評価】

2事業所が開設され、利用しやすい環境が整ってきたことにより、1人の利用者の利用日数が増加していますが、見込量は大きく下回りました。要因としては、訓練を中心としている事業所を利用する障がい児1人当たりの利用日数が少なかったためと考えられます。

両親の就労等を支える重要なサービスのため、ニーズに即した利用ができる体制を維持する必要があります。

【考え方】

平成30年から令和2年の実績、アンケート調査の利用意向を基に令和3年度は120人、以降は毎年5人ずつの増加するものと見込みました。

平均利用日数は実績平均の3日から増加し、6日と見込みました。

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。

◆保育所等訪問支援

(単位：人日、人/月)

		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	見込量	10	10	15	9	9	9
	実績	11	4	0	－	－	－
	計画比	110.0%	40.0%	0.0%	－	－	－
人数	見込量	2	2	3	3	3	3
	実績	4	2	0	－	－	－
	計画比	200.0%	100.0%	0.0%	－	－	－

※「人日」とは、一人当たりの利用人数を合計して得られた数値です。たとえば、5人の利用者が全員20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

【評価】

平成30年度は見込量を上回りましたが、令和元年度は下回りました。要因としては、障がい児の就学によるものです。

発達障がい等が増えているため、幼稚園・保育園・こども園・学校にとって、重要なサービスと思われるため、今後もニーズに対応できる体制の維持が必要です。

【考え方】

児童発達支援センターの開設見込により利用児の増加を見込みました。平均利用日数は3日としました。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がいのある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。

◆居宅訪問型児童発達支援

(単位：時間、人/月)

		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間	見込量	0	0	5	0	4	4
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	0.0%	－	－	－
人数	見込量	0	0	1	0	1	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	0.0%	－	－	－

【評価】

令和元年までは利用者を見込んでいませんでした。実際に利用者はいませんでした。

重度心身障がい児の情報を関係機関から収集するとともに、適切にサービス提供できる体制は整えておく必要があります。

【考え方】

現時点で、対象児はいません。重度心身障がい者の情報を関係者から収集を行い、利用促進を図り今後の見込量を想定しました。

⑥ 障害児相談支援

障害児通所支援の利用を希望する児童に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。

◆障害児相談支援

(単位：人/月)

		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	見込量	200	200	200	50	55	60
	実績	192	187	178	—	—	—
	計画比	96.0%	93.5%	89.0%	—	—	—

※令和3年度の見込量の記載は年間人数から毎年3月の利用実人数に変更しています。

【評価】

人数はほぼ見込量どおり推移しています。少子化に伴い対象となる障がい児も減少していくことが推測されますが、支援を必要とする児と母子共にきめ細かな相談支援の充実に向けて障害児相談支援の質の向上と相談支援専門員の人員確保の必要性があります。

【考え方】

令和3年度の目標値を50人とし、以降は毎年5人の増加を見込みました。

⑦ 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして配置します。

◆医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

(単位：人/年)

		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	見込量	0	0	1	2	2	3
	実績	0	1	1	—	—	—
	計画比	—	—	100.0%	—	—	—

【評価】

令和元年度は1人、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講しており、ケースに対応可能な状況です。

【考え方】

医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講の働きかけを行うことで配置人数の増加を見込みました。また、人材育成も進めていきます。

（２）障害児通所支援等の見込量確保のための方策

① 障害児通所支援

児童福祉法における障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の見込量確保にあたっては、現行の事業者等と連携を図り、継続的な事業の実施により見込量の確保に努めます。

② 障害児相談支援

障害児相談支援では、対象となる障がい児だけでなく、その家族についても一体的な支援が求められています。支援をとおして家族の育てる力を高めていけるよう関係機関と連携を図りながら体制整備を行い見込量の確保に努めます。

③ 医療的ケア児支援コーディネーターの設置

医療と地域支援が円滑に提供できるように、また、医療的ケア児とその家族の不安の払拭などがはかられ、きめ細かな相談支援が提供できるように、コーディネーターを設置します。

④ 児童発達支援センターの設置

国の基本方針に沿い、障がい児支援の中核的な拠点となる児童発達支援センターを令和3年度中の設置を目指し法人と協議を進めていきます。また令和5年度までの圏域への移行を目指し関係自治体と協議を進め保育所等訪問支援の提供、早期支援体制の整備を行います。

⑤ 医療的ケア児支援の協議の場の設置

医療的ケアが必要な障がい児に対して、福祉、保育、教育等、関係機関で情報共有と連携が図られ適切で円滑な支援が必要となっています。

そのため、連携体制整備と構築を推進するため、自立支援協議会医療的ケア児連絡会で協議を進めます。

第7章 計画実現のために

1 圏域を基本とする提供基盤の整備及び広域的連携

自立支援協議会の開催により、ライフステージに応じた福祉・保健・医療・療育・就学・就労等の各種サービスを総合的に調整及び推進を行っていくことを基本とし、地域で解決できない問題については、圏域内各市町における連絡及び情報の共有体制を活用し、効率的かつ適切なサービス提供基盤の整備に努めていきます。

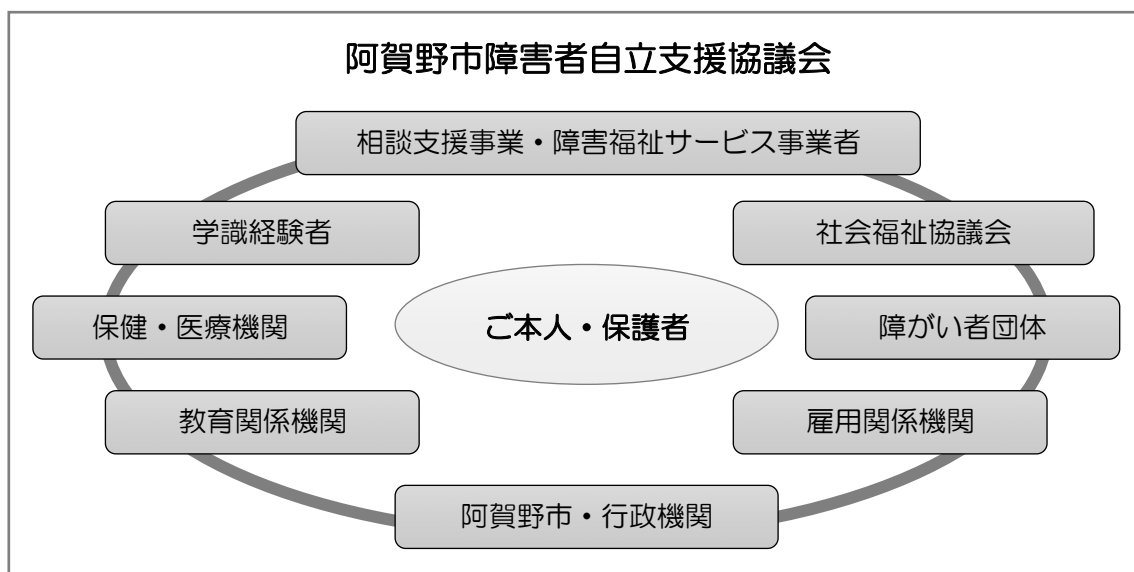
阿賀野市の圏域は「新潟圏域」に属しており、医療圏域並びに就労については「下越圏域」に属していますが、「新潟圏域」を基本としつつ、それぞれのサービスについての広域的な連携を図り、関係機関との連絡調整を行っていきます。

※圏域とは

正式には「障害保健福祉圏域」といいます。各都道府県が、市町村だけでは対応が困難なサービスを整備するため、二次医療圏や老人保健福祉圏域を参考に、当該都道府県内のすべての地域について、身体障がい児・者、知的障がい児・者及び精神障がい児・者に共通するものとして設定する圏域をいいます。新潟県では、保健・医療施策との連携を図る必要があるため、新潟県保健医療計画に基づく「二次保健医療圏」と同一区域の7圏域に設定され、阿賀野市は、新潟圏域に属し、新潟圏域は新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町の3市1町で構成されています。

2 計画の評価体制

計画の各段階において、施策の進捗状況を確認し、指針に基づいた施策となるように、自立支援協議会等において、実効性の確認及び評価・検討を行います。また、計画の推進にあたっては、県及び圏域との広域的な連携を図ります。



なお、引き続き、自立支援協議会の充実を図るため、今後各部会において、個別のケース検討から出てくる課題を踏まえた活動をすすめていきます。

また、今後の計画推進にあたっては、引き続きPDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルを活用し、定期的に調査・分析及び評価を行います。達成状況については、阿賀野市障害者自立支援協議会において、点検・評価を行い、必要時には計画の見直し等を行っていきます。

